



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(第1号) 2138

◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第2号) 2142

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第3号) 2142

◇川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第4号) 2144

◇川崎市市税条例等の一部を改正する条例(第5号) 2144

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第6号) 2147

◇川崎市市民会議条例を廃止する条例(第7号) 2147

◇川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例(第8号) 2148

◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(第9号) 2148

◇川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例(第10号) 2156

◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第11号) 2157

◇川崎市保育・子育て総合支援センター条例(第12号) 2158

◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例(第13号) 2159

◇川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第14号) 2159

◇川崎市水道条例の一部を改正する条

例(第15号) 2159

◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(第16号) 2159

◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例(第17号) 2160

◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第18号) 2160

規 則

◇川崎市興行場法施行細則等の一部を改正する規則(第5号) 2160

◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第6号) 2161

◇川崎市災害救助法施行細則(第7号) 2163

◇川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(第8号) 2182

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(第9号) 2182

◇川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第10号) 2182

◇川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第11号) 2184

◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(第12号) 2185

◇川崎市母子保健法施行細則及び川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部を改正する規則(第13号) 2187

◇川崎市墓地条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第14号) 2189

◇川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則(第15号) 2189

◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する

規則(第16号).....	2193	◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止(第84号).....	2207
◇川崎市市民会議条例を廃止する条例 の施行に伴う関係規則の整理に關す る規則(第17号).....	2193	◇個人情報保護条例の規定による個人 情報ファイルの届出(第85号).....	2207
◇川崎市総合研修センターに係る指定 管理者の指定の手續等に関する規則 (第18号).....	2193	◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出(第86号).....	2207
◇川崎市南部在宅支援室に係る指定管 理者の指定の手續等に関する規則 (第19号).....	2196	◇地縁団体の告示事項の変更(第87号).....	2208
◇川崎市南部日中活動センターに係る 指定管理者の指定の手續等に関する 規則(第20号).....	2198	◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第88号).....	2208
◇川崎市火災予防規則の一部を改正す る規則(第21号).....	2200	◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第89号).....	2208
告 示		◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第90号).....	2209
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定(第65号).....	2200	◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第91号).....	2209
◇予防接種の業務を行う医師(第66号).....	2202	◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第92号).....	2209
◇石綿の含有の状況を分析する方法 (第67号).....	2202	◇指定代理納付者の指定(第93号).....	2210
◇環境負荷低減行動計画に関する指針 の一部改正(第68号).....	2202	◇救助の程度、方法及び期間、実費弁 償の程度並びに救助の事務を行うの に必要な費用(第94号).....	2210
◇臭気指数の算定の方法の一部改正 (第69号).....	2202	◇道路区域の変更(第95号).....	2214
◇生活騒音対策に関する指針の一部改 正(第70号).....	2202	◇道路の供用開始(第96号).....	2215
◇川崎市廃棄物焼却施設の解体工事に おけるダイオキシン類等汚染防止対 策要綱の一部改正(第71号).....	2202	◇道路区域の変更(第97号).....	2215
◇自転車等の撤去と保管(第72号).....	2202	◇道路の供用開始(第98号).....	2215
◇介護保険法等によるサービス事業所 等の廃止等(第73号).....	2203	税 告 示	
◇介護保険法によるサービス事業者等 の指定等(第74号).....	2203	◇川崎市市税条例の規定による寄附金 の指定(第3号).....	2215
◇道路区域の変更(第75号).....	2204	公 告	
◇道路の供用開始(第76号).....	2204	◇一般競争入札の執行(第80号).....	2215
◇道路区域の変更(第77号).....	2204	◇道路位置の指定(第81号).....	2218
◇道路の供用開始(第78号).....	2205	◇開発行為に関する工事の完了(第82 号).....	2218
◇自転車等の撤去と保管(第79号).....	2205	◇開発行為に関する工事の完了(第83 号).....	2218
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定(第80号).....	2205	◇一般競争入札の執行(第84号).....	2218
◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止(第81号).....	2207	◇建築協定の認可(第85号).....	2221
◇生活保護法等による指定介護機関の 指定(第82号).....	2207	◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧 (第86号).....	2221
◇生活保護法等による指定介護機関の 変更(第83号).....	2207	◇自主的環境影響評価審査書の公告 (第87号).....	2221
		◇一般競争入札の執行(第88号).....	2223
		◇開発行為に関する工事の完了(第89 号).....	2225
		◇公募型プロポーザルの実施(第90号).....	2225
		◇開発行為に関する工事の完了(第91 号).....	2226
		◇公募型プロポーザルの実施(第92号).....	2226

◇一般競争入札の執行 (第93号)	2227
◇一般競争入札の執行 (第94号)	2229
◇一般競争入札の執行 (第95号)	2231
◇一般競争入札の執行 (第96号)	2232
◇一般競争入札の執行 (第97号)	2233
◇一般競争入札の執行 (第98号)	2235
◇一般競争入札の執行 (第99号)	2236
◇一般競争入札の執行 (第100号)	2238
◇一般競争入札の執行 (第101号)	2239
◇開発行為に関する工事の完了 (第102号)	2240
◇一般競争入札の執行 (第103号)	2241
◇一般競争入札の執行 (第104号)	2242
◇一般競争入札の執行 (第105号)	2244
◇一般競争入札の執行 (第106号)	2245
◇一般競争入札の執行 (第107号)	2247
◇一般競争入札の執行 (第108号)	2248
◇一般競争入札の執行 (第109号)	2250
◇一般競争入札の執行 (第110号)	2252
◇一般競争入札の執行 (第111号)	2253
◇建築協定に加わる意思の表示 (第112号)	2255
◇一般競争入札の執行 (第113号)	2255
◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第114号)	2257
公告 (調達)	
◇一般競争入札の公告 (第92号)	2258
◇一般競争入札の執行 (第93号)	2260
◇一般競争入札の公告 (第94号)	2261
◇一般競争入札の公告 (第95号)	2263
◇一般競争入札の公告 (第96号)	2265
◇一般競争入札の執行 (第97号)	2267
◇一般競争入札の執行 (第98号)	2269
◇落札者等の公示 (第99号)	2270
◇一般競争入札の公告 (第100号)	2271
◇一般競争入札の執行 (第101号)	2273
◇一般競争入札の執行 (第102号)	2275
◇一般競争入札の執行 (第103号)	2277
◇一般競争入札の執行 (第104号)	2278
◇一般競争入札の公告 (第105号)	2280
◇一般競争入札の公告 (第106号)	2282
◇一般競争入札の公告 (第107号)	2284
◇落札者等の公示 (第108号)	2286
◇一般競争入札の執行 (第109号)	2286
◇一般競争入札の執行 (第110号)	2287
◇一般競争入札の執行 (第111号)	2289
◇一般競争入札の執行 (第112号)	2290
◇一般競争入札の執行 (第113号)	2292

税公告

◇納税通知書の公示送達 (第27号)	2293
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第28号)	2294
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第29号)	2294
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第30号)	2294
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第31号)	2294
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第32号)	2294
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第33号)	2295
◇督促状の公示送達 (第34号)	2295
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第35号)	2295

上下水道局規程

◇川崎市上下水道局契約規程の一部を 改正する規程 (第2号)	2295
---	------

上下水道局告示

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定 (第5号)	2296
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更 (第6号)	2296
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止 (第7号)	2297

上下水道局公告

◇一般競争入札の執行 (第13号)	2297
◇一般競争入札の執行 (第14号)	2302
◇一般競争入札の執行 (第15号)	2304
◇一般競争入札の執行 (第16号)	2306
◇一般競争入札の執行 (第17号)	2306

上下水道局公告 (調達)

◇一般競争入札の公告 (第5号)	2308
------------------------	------

交通局公告

◇一般競争入札の執行 (第8号)	2310
◇一般競争入札の執行 (第9号)	2311
◇一般競争入札の執行 (第10号)	2312

交通局公告 (調達)

◇落札者等の公示 (第1号)	2313
◇一般競争入札の公告 (第2号)	2314
◇一般競争入札の公告 (第3号)	2316

病院局公告

◇公告の訂正 (第7号)	2317
◇一般競争入札の執行 (第8号)	2318
◇一般競争入札の執行 (第9号)	2321

病院局公告(調達)

◇落札者等の公示(第7号)..... 2324

消防局告示

◇必要な知識及び技能を有する者の指定の一部改正(第1号)..... 2324

消防局公告

◇指定催しの指定(第3号)..... 2324

消防局訓令

◇川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令(第2号)..... 2324

監査告示

◇包括外部監査人の監査に関する事務の補助(第1号)..... 2325

監査公表

◇定期(工事)監査の結果の報告に基づく措置について(第1号)..... 2326

農業委員会告示

◇川崎市農業委員会総会の招集(第2号)..... 2330

職員共済組合公告

◇平成30年度決算の公告(第2号)..... 2330

区公告

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第15号)..... 2342

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第16号)..... 2342

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第17号)..... 2342

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第18号)..... 2342

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第19号)..... 2343

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第20号)..... 2343

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第8号)..... 2343

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第8号)..... 2344

◇公売公告兼見積価額公告(中原区第9号)..... 2344

◇公売公告兼見積価額公告(中原区第10号)..... 2344

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(中原区第11号)..... 2344

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第9号)..... 2345

◇国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)の公示送達(高津区第10号)..... 2345

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第6号)..... 2345

◇住民票の職権消除(宮前区第7号)..... 2345

◇印鑑登録の抹消(宮前区第8号)..... 2345

◇公売公告兼見積価額公告(宮前区第9号)..... 2346

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第13号)..... 2346

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第14号)..... 2346

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第11号)..... 2346

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(麻生区第12号)..... 2346

◇国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)の公示送達(麻生区第13号)..... 2346

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第14号)..... 2347

条

例

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第1号

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与、旅費及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(給与等の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)及び同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者(以下「技能業務職員」という。))に限る。)の給与等の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外

勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下「災害派遣手当等」という。）及び旅費とする。

- 2 パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）の給与等の種類は、基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び災害派遣手当等に相当する報酬、期末手当並びに費用弁償とする。

（給料及び基本報酬）

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員として給与条例第3条の規定を適用した場合にその者に適用される給料表のその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額（次項において「上限額」という。）を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者が定める。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額は、月額、日額又は時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）で定めるものとし、上限額を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性並びに勤務日数及び勤務時間数を考慮して、任命権者が定める。

（給料及び基本報酬の支給方法）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料並びにパートタイム会計年度任用職員（月額で給料又は基本報酬を定める者に限る。）の給料及び基本報酬の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員（パートタイム会計年度任用職員にあっては、給与条例第4条第10項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の例による。

- 2 パートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額で給料又は基本報酬を定める者に限る。）の給料及び基本報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数及び勤務時間数により計算した額を翌月の人事委員会規則で定める日に支給する。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、人事委員会規則で定めるところにより支給する。

（初任給調整手当及びこれに相当する報酬）

第5条 採用による欠員の補充が困難と認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された会計

年度任用職員には、月額208,900円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を、初任給調整手当（パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）にあっては、これに相当する報酬をいう。次項において同じ。）として支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される会計年度任用職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（地域手当及びこれに相当する報酬）

第6条 会計年度任用職員（次項に定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）には、給与条例の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）には、第3条第2項の規定により定める基本報酬の額に100分の16を乗じて得た額を地域手当に相当する報酬として支給する。

- 3 前項に定めるもののほか、同項の地域手当に相当する報酬の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（通勤手当及びこれに相当する報酬）

第7条 会計年度任用職員（第3項に定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）には、給与条例の適用を受ける職員の例により、通勤手当（パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）にあっては、これに相当する報酬をいう。以下この条において同じ。）を支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員（給与条例第7条の2第1項第2号又は第3号に掲げる職員に相当する者のうち、支給単位期間（同条第6項に規定する支給単位期間をいう。）当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める者に限る。）に支給する通勤手当の額は、1箇月につき55,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

- 2 前項の場合において、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定及び通勤手当の返納については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 3 パートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額で給料又は基本報酬を定める者に限る。）のうち人事委員会規則で定める者には、1箇月につき55,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を通勤手当として支給する。この場合において、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（給与の減額）

第8条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第12条に規定

する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額（給与条例第12条に規定する人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額をいう。次項第1号において同じ。）	並びに初任給調整手当の月額
第12条第2項第1号	、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額	並びに初任給調整手当の月額
第12条第2項第2号	、初任給調整手当の日額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額	並びに初任給調整手当の日額
第12条第2項第3号	、初任給調整手当の時間額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額	並びに初任給調整手当の時間額
第12条第3項第1号	、初任給調整手当に相当する報酬の月額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当に相当する報酬の額	並びに初任給調整手当に相当する報酬の月額
第12条第3項第2号	、初任給調整手当に相当する報酬の日額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当に相当する報酬の額	並びに初任給調整手当に相当する報酬の日額
第12条第3項第3号	、初任給調整手当に相当する報酬の時間額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当に相当する報酬の額	並びに初任給調整手当に相当する報酬の時間額

(時間外勤務手当及びこれに相当する報酬)

第9条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当（パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）にあつては、これに相当する報酬）を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(休日勤務手当及びこれに相当する報酬)

第10条 休日等（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条第1項に規定する休日及び人事委員会規則で定める日をいう。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間

中に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、休日勤務手当（パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）にあつては、これに相当する報酬）を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(夜間勤務手当及びこれに相当する報酬)

第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、夜間勤務手当（パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）にあつては、これに相当する報酬）を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額（給与条例第12条に規定する人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額をいう。次項第1号において同じ。）の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員に限る。）の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給料を月額で定める場合 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額

(2) 給料を日額で定める場合 給料の日額及びこれに対する地域手当の日額、初任給調整手当の日額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間で除した額

(3) 給料を時間額で定める場合 給料の時間額及びこれに対する地域手当の時間額、初任給調整手当の時間額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額の合計額

3 パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬を月額で定める場合 基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額、初任給調整手当に相当する報酬の月額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当に相当する報酬の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額

(2) 基本報酬を日額で定める場合 基本報酬の日額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の日額、初任給調整手当に相当する報酬の日額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当に相当する報酬の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間で除した額

(3) 基本報酬を時間額で定める場合 基本報酬の時間額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の時間額、初任給調整手当に相当する報酬の時間額並びに人事委員会規則で定める特殊勤務手当に相当する報酬の額の合計額

(宿日直手当及びこれに相当する報酬)

第13条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、宿日直手当(パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。))にあつては、これに相当する報酬)を支給する。

2 前項の勤務は、第9条から第11条までの勤務に含まれないものとする。

(期末手当)

第14条 給与条例第14条から第14条の3までの規定(給与条例第14条第4項の規定を除く。)は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、給与条例第14条第3項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、フルタイム会計年度任用職員にあつては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員に限る。)にあつては「規則で定める給料及び地域手当の額」と、パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)にあつては「規則で定める報酬の額」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当及びこれに相当する報酬)

第15条 会計年度任用職員(次項に定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)の特殊勤務手当については、川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成19年川崎市条例第53号)に定めるところによる。

2 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条から第17条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)には、同条例の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(定時制教育手当)

第16条 フルタイム会計年度任用職員(定時制の課程を置く川崎市立高等学校の職員で人事委員会規則で定めるものに限る。)には、給与条例の適用を受ける職員の例により、定時制教育手当を支給する。

(産業教育手当)

第17条 フルタイム会計年度任用職員(給与条例第16条の3第1項に規定する人事委員会が定めるものに限る。)には、給与条例の適用を受ける職員の例により、産業教育手当を支給する。この場合において、産業教育手当の額は、月額38,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額とする。

(義務教育等教員特別手当)

第18条 フルタイム会計年度任用職員(川崎市立学校(川崎市立看護短期大学を除く。))の職員で人事委員会規則で定めるものに限る。)には、給与条例の適用を受ける職員の例により、義務教育等教員特別手当を支給する。この場合において、義務教育等教員特別手当の額は、月額8,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額とする。

2 第16条の規定による定時制教育手当又は前条の規定による産業教育手当が支給される会計年度任用職員に対する義務教育等教員特別手当の額については、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(災害派遣手当等及びこれらに相当する報酬)

第19条 給与条例第16条の6の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)にあつては、同条第1項中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当に相当する報酬」と、「武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「武力攻撃災害等派遣手当に相当する報酬」と、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に相当する報酬」と、同条中「災害派遣手当等」とあるのは「災害派遣手当等に相当する報酬」と読み替えるものとする。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第20条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職として任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、給与条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定めるものとする。

(給与からの控除)

第21条 給与条例第19条の4の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(給与の口座振替)

第22条 会計年度任用職員の給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(公務のための旅行に係る旅費及び費用弁償)

第23条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条

例第21号)の定めるところにより、旅費を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員に限る。)が公務のため旅行するときは、当該旅行に係る旅費を支給するものとし、その額及び支給方法は、川崎市旅費支給条例の例による。

3 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)が公務のため旅行するときは、当該旅行に係る旅費を費用弁償として支給するものとし、その額及び支給方法は、川崎市旅費支給条例の例による。

4 前2項の規定による旅費及び費用弁償の支給における川崎市旅費支給条例別表の等級については、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者が定める。

(その他必要事項)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

2 人事委員会は、この条例に基づく人事委員会規則を定めるに当たっては、市長に協議しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第2号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「地方税関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の5の項中「身体障害者手帳」の次に「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳」を加え、同表の6の項中「(昭和25年法律第123号)」を削り、同表の14の項中「、地方税関係情報」を削り、同表の15の項中「地方税関係情報又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第3号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(川崎市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市職員の分限に関する条例(昭和26年川崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年川崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「及びこれに対する地域手当の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)第2条第2項に規定する基本報酬が支給される者にとっては、その基本報酬及びこれに対する同項に規定する地域手当に相当する報酬の額)」を加える。

(川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第13条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第13条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が定める。

(川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年川崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(川崎市旅費支給条例の一部改正)

第7条 川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項ただし書中「別表第3項」を「別表第5項」に改める。

附則第3項中「別表第4項」を「別表第5項」に、「同表第5項」を「同表第6項」に改める。

別表第1項中「昭和32年川崎市条例第29号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同表中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者がこれを定める。

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

附則第20項を次のように改める。

20 削除

別表第1備考ただし書を削る。

(川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」

を加える。

(川崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第10条 川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第1条中「で常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第5条第1項中通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条第2項中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第2条中「掲げる者」の次に「で常時勤務に服することを要する者(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)」を加える。

第2条の2第1項中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

第5条第2項第1号中「125.5」を「125.55」に改める。

第10条第2項中「(常時勤務に服さない者を除く。)」を削り、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第10条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第1条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第1条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第10条の3 第10条第2項に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間には、第1条第2項に規定す

る者に相当する国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 前条の規定は、国等の職員であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 第11条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「職員」という。)」を削る。

第2条第1項中「職員の」を「川崎市公営企業職員の」に改め、「という。)」の次に「(以下これらの者を「職員」という。)」を加える。

第15条を次のように改める。

(非常勤職員の給与)

- 第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。

- 2 前項に規定する手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

- 3 第3条、第3条の2、第4条の2、第4条の4、第5条から第9条まで、第10条、第12条及び第14条の4の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第12条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間を超えない範囲内」とあるのは「当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内」と、第14条の4中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

- 4 非常勤職員(短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。)の給与については、職員及び会計年度任用職員との権衡を考慮して支給する。

第16条中「職員の給与の額」を「川崎市公営企業職員の給与の額」に、「及び任期付研究員条例」を「、任期付研究員条例及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定(川崎市職員退職手当支給条例(以下「退職手当条例」という。)第5条第2項第1号の改正規定に限る。以下同じ。)は、公布の日から施行

する。

- 2 第10条の規定による改正後の退職手当条例(以下「改正後の退職手当条例」という。)の規定は、平成30年9月1日から適用する。

(退職手当の内払)

- 3 平成30年9月1日から附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日までの間に退職した職員に対して、同月1日から一部施行日の前日までの間に第10条の規定による改正前の退職手当条例の規定に基づいて支払われた退職手当は、改正後の退職手当条例の規定による退職手当の内払とみなす。

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市条例第4号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第12号中「10,600円」を「10,800円」に改め、同項第13号中「12,600円」を「12,800円」に改め、同項第14号中「11,100円」を「11,300円」に改め、同項第15号中「10,600円」を「10,800円」に改め、同項第16号中「10,700円」を「10,900円」に改め、同項第17号中「9,500円」を「9,600円」に改め、同項第18号及び第19号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第2項中「965円」を「983円」に、「826円」を「835円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市条例第5号

川崎市市税条例等の一部を改正する条例(川崎市市税条例の一部改正)

第1条 川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第8項第5号中「附則第15条第18項本文」を「附則第15条第19項本文」に改め、同項第6号中「附則第15条第18項ただし書」を「附則第15条第19項ただし書」に改め、同項第7号中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同項第8号中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に

改め、同項第9号中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項第10号中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項第11号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同項第12号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同項第13号中「附則第15条第32項第1号」を「附則第15条第33項第1号」に改め、同項第14号中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第33項第2号」に改め、同項第15号中「附則第15条第32項第3号」を「附則第15条第33項第3号」に改め、同項第16号中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同項第17号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同項第18号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第19号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同項第20号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第23項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第25項を削り、附則第26項の見出し中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項中「附則第30条第6項から第8項まで」を「附則第30条第2項から第4項まで」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第1号中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「前項第1号」を「次」に改め、同号に次の表を加える。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第26項第2号中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)」を加え、「前項第2号」を「次」に改め、同号に次の表を加える。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第26項第3号中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「前項第3号」を「次」に改め、同号に次の表を加え、同項を附則第25項とする。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第27項中「附則第25項第1号から第3号まで及び」を削り、同項を附則第26項とし、附則第28項を附則第27項とし、附則第29項を附則第28項とする。

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第30項を附則第33項とし、附則第21項から附則第29項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第20項中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第19項に次の1号を加え、同項を附則第22項とする。

(3) 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の3第2号及び前号の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第18項を附則第21項とし、附則第15項から附則第17項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第14項の次に次の3項を加える。

15 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

16 神奈川県知事は、当分の間、附則第14項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを法第454条第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によること

とされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

17 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則に次の4項を加える。

(令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

34 法附則第30条第2項から第4項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次のとおりとする。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(次号において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前号の規定の適用を受けるものを除く。)については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

35 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

36 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第70条及び第71条の規定を除く。)を適用する。

37 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第37項を附則第38項とし、附則第36項を附則第37項とし、附則第35項中「前項第1号」を「附則第34項第1号」に改め、「まで」の次に「及び前項」を加え、同項を附則第36項とする。

附則第34項の次に次の1項を加える。

(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

35 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、家用の乗用のものに対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同

項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、前項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成29年川崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中川崎市市税条例附則第29項を附則第35項とし、附則第28項を附則第34項とする改正規定を削る。

第2条中川崎市市税条例附則第27項を改め、同項を附則第33項とし、附則第26項を附則第32項とし、附則第15項から附則第25項までを6項ずつ繰り下げる改正規定を次のように改める。

附則第25項から附則第28項までを削り、附則第24項を附則第30項とし、附則第15項から附則第23項までを6項ずつ繰り下げる。

第2条中川崎市市税条例附則第14項(見出しを含む。)を改め、同項を附則第20項とする改正規定を次のように改める。

附則第14項の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項中「附則第30条第1項」を「附則第30条」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第20項とする。

附則第1項、第2項及び第4項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第5項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は令和元年10月1日から、第3条及び附則第5項の規定は令和3年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の川崎市市税条例附則第25項及び第26項の規定は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以

後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

- 5 第3条の規定による改正後の川崎市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第6号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第280号」を「第279号」に改め、同条第278号を削り、同条第279号を同条第278号とし、同条第280号から第287号までを1号ずつ繰り上げ、同条第288号中「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」を「第20条の2第14項又は第38条の4第23項」に改め、同条を同条第287号とし、同条第289号から第296号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中「第2条第294号」を「第2条第293号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条第288号の改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市市民会議条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第7号

川崎市市民会議条例を廃止する条例

川崎市市民会議条例(平成18年川崎市条例第11号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(川崎市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会の項を次のように改める。

川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	川崎区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年
----------------------	---	------	----------------------	----

別表第1川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会の項を次のように改める。

川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会	中原区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年
----------------------	---	------	--------------------------------------	----

別表第1川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会の項を次のように改める。

川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年
----------------------	---	------	--------------------------------------	----

川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第8号

川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

川崎市住居表示に関する条例(昭和38年川崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。
(住居表示台帳等の閲覧又は写しの交付)

第6条 市長は、請求があったときは、次に掲げる書類(以下「住居表示台帳等」という。)を閲覧に供し、又は写しを交付するものとする。

- (1) 法第9条第1項に規定する住居表示台帳(以下「住居表示台帳」という。)
- (2) 第3条第1項の規定による届出書及び同条第2項の規定による申出書(以下「届出書等」という。)
- (3) 第3条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による申出に係る事項を記録した帳簿(以下「受付簿」という。)

2 前項の場合において、市長は、請求に係る住居表示台帳等の一部に川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第8条に規定する不開示情報が記録され

ている部分があるときは、当該部分を除いた部分につき閲覧に供し、又は写しを交付するものとする。

(手数料)

第7条 市長は、前条の規定に基づき住居表示台帳等を閲覧に供し、又は写しを交付する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 住居表示台帳 1街区につき 350円
- (2) 届出書等 届出又は申出1件につき 300円
- (3) 受付簿 届出又は申出1件につき 30円

2 前項の手数料は、請求の際、請求者から徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 官公署からの請求によるとき。
- (2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

4 既納の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第9号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例(昭和46年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター
 - 第1節 総合リハビリテーション推進センター(第6条・第7条)
 - 第2節 総合研修センター(第8条～第16条)
 - 第3節 地域リハビリテーションセンター
 - 第1款 通則(第17条～第19条)
 - 第2款 地域支援室(第20条～第23条)
 - 第3款 在宅支援室(第24条～第30条)
 - 第4款 日中活動センター(第31条～第39条)
 - 第5款 地域生活支援センター(第40条～第57条)
- 第3章 障害者福祉施設
 - 第1節 柿生学園及びくさぶえの家(第58条～第68条)

- 第2節 ふじみ園 (第69条～第78条)
第3節 中央療育センター (第79条～第87条)
第4節 地域療育センター (第88条～第98条)
第5節 三田福祉ホーム (第99条～第106条)
第6節 かじがや障害者デイ・サービスセンター
(第107条～第116条)
第7節 れいんぼう川崎 (第117条～第127条)
第8節 陽光ホーム (第128条～第136条)
第9節 御幸日中活動センター(第137条～第146条)
第10節 井田重度障害者等生活施設 (第147条～第
155条)
第11節 社会復帰訓練所 (第156条～第165条)

第4章 雑則 (第166条～第168条)

附則

第4章を削る。

第66条を第168条とする。

第65条中「総合センター」を「川崎市総合リハビリテ
ーションセンター及び障害者福祉施設」に改め、同条を
第167条とする。

第64条中「総合センター」を「川崎市総合リハビリテ
ーションセンター及び障害者福祉施設」に改め、同条を
第166条とする。

第5章を第4章とする。

第3章第2節中第28条の8を第165条とし、第28条の
7を第164条とし、第28条の6を第163条とする。

第28条の5第1号中「第26条第1号及び第2号」を
「第156条第1号から第3号まで」に改め、同条を第162
条とする。

第28条の4を第161条とし、第28条の3を第160条と
し、第28条の2を第159条とし、第28条を第158条とする。

第27条の見出しを「(位置)」に改め、同条中「訓練所」
の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、
同条を第157条とする。

第26条第1号中「法第5条第13項に規定する」及び
「(以下「就労移行支援」という。)」を削り、同条第3
号中「法第5条第15項に規定する」及び「(以下「就労
定着支援」という。)」を削り、同条を第156条とする。

第3章第2節を同章第11節とする。

第3章第1節を削る。

「第3章 リハビリテーション医療センター」を削る。
第2章第11節中第22条の41を第155条とし、第22条の40
を第154条とする。

第22条の39第1項中「指定障害者福祉サービス」を
「指定障害福祉サービス」に改め、同条を第153条とする。

第22条の38第1号中「第22条の34第1号」を「第147
条第1号」に改め、同条を第152条とする。

第22条の37を第151条とし、第22条の36を第150条とす
る。

第22条の35第1項中「(法人以外の団体にあつては、
市長が定める要件に該当するものに限る。)」を削り、同
条第2項中「者」を「もの」に改め、同条を第149条と
する。

第22条の34を第147条とし、同条の次に次の1条を加
える。

(位置)

第148条 井田重度障害者等生活施設の位置は、川崎市
中原区井田3丁目16番1号とする。

第2章第11節を第3章第10節とする。

第2章第10節中第22条の33を第146条とし、第22条の
32を第145条とし、第22条の31を第144条とする。

第22条の30第1号中「第22条の24第1号」を「第137
条第1号」に改め、同条を第143条とする。

第22条の29を第142条とし、第22条の28を第141条と
し、第22条の27を第140条とし、第22条の26を第139条と
する。

第22条の25の見出しを「(位置)」に改め、同条中「御
幸活動センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」
を「とする」に改め、同条を第138条とする。

第22条の24を第137条とする。

第2章第10節を第3章第9節とする。

第2章第9節中第22条の23を第136条とし、第22条の
22を第135条とし、第22条の21を第134条とする。

第22条の20第1号中「第22条の16第1号」を「第128
条第1号」に改め、同条を第133条とする。

第22条の19を第132条とし、第22条の18を第131条と
し、第22条の17を第130条とし、第22条の16を第128条と
し、同条の次に次の1条を加える。

(位置)

第129条 陽光ホームの位置は、川崎市中原区井田3丁
目16番1号とする。

第2章第9節を第3章第8節とする。

第2章第8節中第22条の15を第127条とし、第22条の
14を第126条とし、第22条の13を第125条とし、第22条の
12を第124条とし、第22条の11を第123条とする。

第22条の10第1号中「第22条の8第1号」を「第117
条第1号」に改め、同条を第122条とする。

第22条の9の4を第121条とし、第22条の9の3を第
120条とし、第22条の9の2を第119条とする。

第22条の9の見出しを「(位置)」に改め、同条中「れ
いんぼう川崎」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「と
する」に改め、同条を第118条とする。

第22条の8を第117条とする。

第2章第8節を第3章第7節とする。

第2章第7節中第22条の7を第116条とし、第22条の
6の3を第115条とし、第22条の6の2を第114条とする。
第22条の6第1号中「第22条の4第1号」を「第107条

第1号」に改め、同条を第113条とする。

第22条の5の5を第112条とし、第22条の5の4を第111条とし、第22条の5の3を第110条とし、第22条の5の2を第109条とする。

第22条の5の見出しを「(位置)」に改め、同条中「デイ・サービスセンター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第108条とする。

第22条の4を第107条とする。

第2章第7節を第3章第6節とする。

第2章第6節中第22条の3を第106条とし、第22条の2を第105条とし、第19条から第22条までを82条ずつ繰り下げる。

第18条の見出しを「(位置)」に改め、同条中「という。)」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第100条とする。

第17条を第99条とする。

第2章第6節を第3章第5節とする。

第2章第5節中第16条を第98条とし、第15条の3を第97条とし、第15条の2を第96条とする。

第15条第1号中「第13条第1号」を「第88条第1号」に改め、同条を第95条とする。

第14条の6を第94条とし、第14条の5を第93条とし、第14条の4を第92条とし、第14条の3を第91条とする。

第14条の2の見出しを「(北部地域療育センターの位置)」に改め、同条中「北部地域療育センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第90条とする。

第14条の見出しを「(南部地域療育センターの位置)」に改め、同条中「南部地域療育センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第89条とする。

第13条を第88条とする。

第2章第5節を第3章第4節とする。

第2章第4節中第12条の6を第87条とし、第12条の5を第86条とする。

第12条の4第1項中「第15条の2第1項」を「第96条第1項」に改め、同条を第85条とする。

第12条の3第1号中「第10条第1号」を「第79条第1号」に改め、同条第2号中「第15条第2号」を「第95条第2号」に改め、同条第3号中「第10条第9号」を「第79条第9号」に改め、同条第4号中「第10条第10号」を「第79条第10号」に改め、同条第5号中「第10条第12号」を「第79条第12号」に改め、同条を第84条とする。

第12条の2を第83条とし、第12条を第82条とし、第11条を第81条とする。

第10条第1号中「第13条第1号」を「第88条第1号」に改め、同条第2号中「第13条第2号」を「第88条第2号」に改め、同条第3号中「第13条第3号」を「第88条

第3号」に改め、同条第4号中「第13条第4号」を「第88条第4号」に改め、同条第5号中「第13条第5号」を「第88条第5号」に改め、同条第6号中「第13条第7号」を「第88条第7号」に、「第12条の4第1項、第13条第6号及び第15条の2第1項」を「第85条第1項、第88条第6号及び第96条第1項」に改め、同条第11号中「第12条の4」を「第85条」に改め、同条を第79条とし、同条の次に次の1条を加える。

(位置)

第80条 中央療育センターの位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。

第2章第4節を第3章第3節とする。

第2章第3節中第9条を第78条とし、第8条の3を第77条とし、第8条の2を第76条とする。

第8条第1号中「第7条第1号」を「第69条第1号」に改め、同条を第75条とする。

第7条の6を第74条とし、第7条の5を第73条とし、第7条の4を第72条とし、第7条の3を第71条とする。

第7条の2の見出しを「(位置)」に改め、同条中「ふじみ園」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第70条とする。

第7条第2号中「法第5条第14項に規定する」及び「(以下「就労継続支援」という。)」を削り、同条を第69条とする。

第2章第3節を第3章第2節とする。

第2章第2節中第6条の5を第68条とし、第6条の4の3を第67条とする。

第6条の4の2第1項を次のように改め、同条を第66条とする。

柿生学園において指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援又は日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。第6条の4第1号中「第6条第1号」を「第58条第1号」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改め、同条を第65条とする。

(2) 地域相談支援給付決定障害者(柿生学園に限る。)

(3) 計画相談支援対象障害者等

第6条の3の5の表中「(昭和23年法律第178号)」を削り、同条を第64条とする。

第6条の3の4を第63条とし、第6条の3の3を第62条とし、第6条の3の2を第61条とする。

第6条の3の見出しを「(くさぶえの家の位置)」に改め、同条中「くさぶえの家」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第60条とする。

第6条の2の見出しを「(柿生学園の位置)」に改め、同条中「柿生学園」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第59条とする。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 生活介護に関すること。

第6条第3号中「法第5条第12項に規定する」及び「(以下「自立訓練」という。)」を削り、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 一般相談支援事業に関すること(柿生学園に限る。)

(6) 特定相談支援事業に関すること。

第6条第7号中「法第4条第1項に規定する」及び「(以下「障害者」という。)」を削り、「第6条の4の2」を「第66条」に改め、同条を第58条とする。

第2章第2節を第3章第1節とする。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター
第2章第1節を次のように改める。

第1節 総合リハビリテーション推進センター
(業務)

第6条 総合リハビリテーション推進センターは、次の業務を行う。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条第2項及び第3項に規定する身体障害者更生相談所(以下「身体障害者更生相談所」という。)としての業務

(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第2項及び第3項に規定する知的障害者更生相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)としての業務

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第2項各号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務

(4) 高齢者、障害者、障害児等の支援に関する調査研究、関係諸機関相互の連携の調整及び専門的な人材の育成に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

(総合リハビリテーション推進センター)

第7条 総合リハビリテーション推進センターは、川崎市川崎区日進町5番地1に置く。

第2章第1節の次に次の2節及び章名を加える。

第2節 総合研修センター

(業務)

第8条 総合研修センターは、次の業務を行う。

(1) 高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関すること。

(2) 高齢者、障害者、障害児等の支援に従事する職員に対する講習、講座等の開催に関すること。

(3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(総合研修センター)

第9条 総合研修センターは、川崎市川崎区日進町5番地1に置く。

(指定管理者)

第10条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下この節において「指定管理者」という。)に総合研修センターの管理を行わせる。

(1) 総合研修センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、総合研修センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った総合研修センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、総合研修センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者は、高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関する業務その他の総合研修センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第13条 総合研修センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前9時から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用者)

第14条 総合研修センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高齢者、障害者、障害児等の支援に従事する職員

(2) その他指定管理者が総合研修センターの利用を認めた者

(利用の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する

ときは、総合研修センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) 次条に規定する受講料を滞納したとき。
- (3) 管理上特に支障があると認めるとき。

(受講料)

第16条 指定管理者は、第8条に規定する業務を行うに当たっては、実費相当額として受講料を徴収することができる。

2 前項の受講料の額は、指定管理者がその都度定める。

第3節 地域リハビリテーションセンター

第1款 通則

(南部リハビリテーションセンター)

第17条 川崎市南部リハビリテーションセンターは、川崎市川崎区日進町5番地1に置く。

(中部リハビリテーションセンター)

第18条 川崎市中部リハビリテーションセンターは、川崎市中原区井田3丁目16番1号に置く。

(北部リハビリテーションセンター)

第19条 川崎市北部リハビリテーションセンターは、川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2に置く。

第2款 地域支援室

(業務)

第20条 南部地域支援室、中部地域支援室及び北部地域支援室(以下「地域支援室」という。)は、次の業務を行う。

- (1) 身体障害者更生相談所としての業務
- (2) 知的障害者更生相談所としての業務
- (3) 精神保健福祉法第6条第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務
- (4) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関する事。
- (5) 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な診断、検査及び評価に関する事。
- (6) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関する事。
- (7) その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。

(利用時間及び休所日)

第21条 地域支援室の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用者)

第22条 地域支援室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等で、専門的な診断、検査及び評価を必要とするもの
- (2) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等及びその介護者で、専門的な相談及び指導等を必要とするもの
- (3) その他市長が地域支援室の利用を認めた者

(利用の制限)

第23条 市長は、地域支援室を利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。

第3款 在宅支援室

(業務)

第24条 南部在宅支援室、中部在宅支援室及び北部在宅支援室(以下「在宅支援室」という。)は、次の業務を行う。

- (1) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関する事。
- (2) 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な治療、訓練、検査及び評価に関する事。
- (3) 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関する事。
- (4) 高齢者、障害者、障害児等に係る福祉用具の普及の促進に関する事。
- (5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。

(指定管理者)

第25条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下この款において「指定管理者」という。)に在宅支援室の管理を行わせる。

- (1) 在宅支援室の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、在宅支援室の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った在宅支援室の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければ

ならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第26条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、在宅支援室の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第27条 指定管理者は、高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関する業務その他の在宅支援室の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第28条 在宅支援室の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用者)

第29条 在宅支援室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等及びその介護者で、専門的な相談及び指導等を必要とするもの
- (2) 市内に居住する高齢者、障害者、障害児等で、専門的な治療、訓練、検査及び評価を必要とするもの
- (3) その他指定管理者が在宅支援室の利用を認めた者

(利用の制限)

第30条 指定管理者は、在宅支援室を利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。

第4款 日中活動センター

(業務)

第31条 南部日中活動センター、中部日中活動センター及び北部日中活動センター(以下「日中活動センター」という。)は、次の業務を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)に関する事。
- (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)に関する事。
- (3) 法第5条第13項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)に関する事。

(4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援」という。)に関する事。

(5) 法第5条第15項に規定する就労定着支援(以下「就労定着支援」という。)に関する事。

(6) その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。

(指定管理者)

第32条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下この款において「指定管理者」という。)に日中活動センターの管理を行わせる。

- (1) 日中活動センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できる事。
- (2) 事業計画書の内容が、日中活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものである事。
- (3) 事業計画書の内容に沿つた日中活動センターの管理を安定して行う能力を有する事。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第33条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、日中活動センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第34条 指定管理者は、生活介護に関する業務その他の日中活動センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第35条 日中活動センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用者)

第36条 日中活動センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第31条第1号から第5号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置

された者

(3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者

(4) その他指定管理者が日中活動センターの利用を認めた者

(利用料金)

第37条 日中活動センターにおいて法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第38条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第39条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、日中活動センターの利用を拒むことができる。

(1) 利用者が定員に達したとき。

(2) 利用料金を滞納したとき。

(3) 管理上特に支障があると認めるとき。

第5款 地域生活支援センター

(業務)

第40条 中部地域生活支援センター及び北部地域生活支援センター（以下「地域生活支援センター」という。）は、次の業務を行う。

(1) 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関すること（中部地域生活支援センターに限る。）。

(2) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）に関すること。

(3) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターとしての業務

(4) 市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。以下この款において「施設」という。）を利用に供すること。

(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者)

第41条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この款にお

いて「指定管理者」という。）に地域生活支援センターの管理を行わせる。

(1) 地域生活支援センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、地域生活支援センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った地域生活支援センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第42条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、地域生活支援センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第43条 指定管理者は、特定相談支援事業に関する業務その他の地域生活支援センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日等)

第44条 地域生活支援センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前9時から午後8時まで
休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日

2 第40条第2号及び第3号に掲げる業務の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これらを変更することができる。

実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日
実施時間	午前10時から午後8時まで

3 中部地域生活支援センターにおける第40条第4号に掲げる業務の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(生活支援事業の利用者)

第45条 第40条第1号から第3号までに掲げる業務（以下「生活支援事業」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」とい

う。) (中部地域生活支援センターに限る。)

(2) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等 (以下「計画相談支援対象障害者等」という。)

(3) 市内に居住する法第4条第1項に規定する障害者 (以下「障害者」という。) で日常生活の支援を必要とするもの

(4) その他指定管理者が地域生活支援センターの利用を認めた者
(利用許可)

第46条 第40条第4号に掲げる業務 (以下「交流促進事業」という。) において地域生活支援センターの施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(生活支援事業の利用料金)

第47条 中部地域生活支援センターにおいて法第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援 (以下「指定地域相談支援」という。) 又は法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援 (以下「指定計画相談支援」という。) を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

3 北部地域生活支援センターにおいて指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

5 第1項及び第3項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(交流促進事業の利用料金)

第48条 第46の許可を受けた者 (以下この款において「利用者」という。) は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第49条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に

従い、第47条第1項及び第3項並びに前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第50条 既に支払われた第48条第1項の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限)

第51条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援事業における地域生活支援センターの利用を拒むことができる。

(1) 利用料金を滞納したとき。

(2) 管理上特に支障があると認めるとき。

(利用許可の制限)

第52条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設の利用を不相当であると認めるときは、第46条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第53条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第46条の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設の変更禁止)

第54条 利用者は、施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡の禁止)

第55条 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(原状回復)

第56条 利用者は、施設の利用を終了し、又は第46条の許可を取り消され、若しくは施設の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第57条 市及び指定管理者は、第53条第5号に該当する場合を除き、第46条の許可の取消し又は施設の利用の制限若しくは停止によって利用者が生じた損害については、その責めを負わない。

第3章 障害者福祉施設

第1章を次のように改める。

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者(以下「高齢者、障害者、障害児等」という。)が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設を設置する。

(川崎市総合リハビリテーションセンターの名称及び位置)

第2条 川崎市総合リハビリテーションセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市総合リハビリテーションセンター	川崎市川崎区日進町5番地1

(川崎市総合リハビリテーションセンターの構成及び施設)

第3条 川崎市総合リハビリテーションセンターは、総合リハビリテーション推進センター、総合研修センター及び地域リハビリテーションセンターをもって構成する。

2 地域リハビリテーションセンターの名称は、次の表のとおりとし、地域リハビリテーションセンターは、同表の施設の欄に掲げる施設をもって構成する。

名 称	施 設
川崎市南部リハビリテーションセンター	(1) 南部地域支援室 (2) 南部在宅支援室 (3) 南部日中活動センター
川崎市中部リハビリテーションセンター	(1) 中部地域支援室 (2) 中部在宅支援室 (3) 中部日中活動センター (4) 中部地域生活支援センター
川崎市北部リハビリテーションセンター	(1) 北部地域支援室 (2) 北部在宅支援室 (3) 北部日中活動センター (4) 北部地域生活支援センター

(障害者福祉施設)

第4条 障害者福祉施設の名称は、次のとおりとする。

- (1) 柿生学園及びくさぶえの家
- (2) ふじみ園
- (3) 中央療育センター
- (4) 南部地域療育センター及び北部地域療育センター
- (5) 三田福祉ホーム
- (6) かじがや障害者デイ・サービスセンター

- (7) れいんぼう川崎
 - (8) 陽光ホーム
 - (9) 御幸日中活動センター
 - (10) 井田重度障害者等生活施設
 - (11) 社会復帰訓練所
- (運営)

第5条 川崎市総合リハビリテーションセンターは、総合リハビリテーション推進センター、総合研修センター及び地域リハビリテーションセンターが密接に連携を図ることにより、総合施設として有機的に運営されなければならない。

2 川崎市総合リハビリテーションセンターは、関係諸機関との連携を図ることにより、包括的にリハビリテーションを推進するよう運営されなければならない。

別表中「第46条、第54条」を「第40条、第48条」に、「井田支援センター会議室」を「中部地域生活支援センター会議室」に、「百合丘支援センター会議室」を「北部地域生活支援センター会議室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 総合研修センター、南部在宅支援室及び南部日中活動センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第10号

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例

川崎市高齢社会福祉総合センター条例(昭和63年川崎市条例第42号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部改正)

2 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例(平成5年川崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原6丁目20番1
--------------------	------------------

を

川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号
川崎市特別養護老人ホーム長沢壮寿の里	川崎市多摩区長沢2丁目11番1号

に改める。

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第11号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例(平成12年川崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「31,455円」を「26,213円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、36,698円とする。

4 第1項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、50,678円とする。

附則第33項を附則第38項とし、附則第32項の次に次の見出し及び5項を加える。

(令和元年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)

33 第8条第2項に該当する者の令和元年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料は、第10条第1項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として附則第36項の規定により算定した額(以下この項において「月割額」という。)を毎月末日(令和元年12月にあつては、令和2年1月6日とする。)までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法第142条に規定

する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。

(1) 令和元年7月までの各月 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(令和元年川崎市条例第11号)による改正前の条例第8条第2項並びに第8条第5項及び第9条の規定により算定した保険料額の12分の1の額

(2) 前号以外の各月 第8条第2項及び第5項の規定により算定した令和元年度分の保険料額から令和元年7月までの月割額の合算額を控除した額の8分の1の額

34 前項の規定は、第8条第3項に該当する者の令和元年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料について準用する。この場合において、前項第1号中「川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(令和元年川崎市条例第11号)による改正前の条例第8条第2項並びに第8条第5項及び」とあるのは「第8条第1項第3号及び第5項並びに」と、同項第2号中「第8条第2項」とあるのは「第8条第3項」と読み替えるものとする。

35 附則第33項の規定は、第8条第4項に該当する者の令和元年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料について準用する。この場合において、附則第33項第1号中「川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(令和元年川崎市条例第11号)による改正前の条例第8条第2項並びに第8条第5項及び」とあるのは「第8条第1項第4号及び第5項並びに」と、同項第2号中「第8条第2項」とあるのは「第8条第4項」と読み替えるものとする。

36 附則第33項各号(前2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は全て当該各号の最初の納期の額に合算し、附則第33項各号に規定する額が100円未満であるときは、その全ての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。

37 第10条第3項の規定は、附則第33項(附則第34項及び第35項において準用する場合を含む。)及び前項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

川崎市保育・子育て総合支援センター条例をここに公布する。

令和元年 6月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第12号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例

(目的及び設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に基づき法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童(以下「乳児・幼児等」という。)を日々保護者の下から通わせて保育を行うとともに、地域の子育て家庭に対して、子育てに関する専門的かつ総合的な支援を行い、もって児童及び子育て家庭の福祉の増進を図るため、保育・子育て総合支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市川崎区保育・子育て総合支援センター	川崎市川崎区大島4丁目17番2号

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (2) 保育所、小学校その他関係機関との連携及び連絡調整に関すること。
- (3) 保育所の職員等の資質を向上させるための講習会、研修会等の実施に関すること。
- (4) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(以下「一時預かり保育」という。)に関すること。
- (5) 法第24条第1項の規定による保育に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的達成に必要な事業に関すること。

(運営)

第4条 前条各号に掲げる事業は、川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)第2条に掲げる保育園との連携により、有機的に運営されなければならない。

(開所時間及び休所日)

第5条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は休所日に開所し、若しくは臨時に休所することができる。

開所時間	午前7時30分から午後6時30分まで
休所日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(使用料)

第6条 センターにおいて子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育、支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育、同項第2号に規定する特別利用保育、支援法第59条第2号に規定する時間外保育(以下「時間外保育」という。)又は一時預かり保育を受けた乳児・幼児等(一時預かり保育にあっては、法第6条の3第7項に規定する乳児又は幼児を含む。)の保護者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額
- (2) 支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額
- (3) 支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額
- (4) 時間外保育に要する費用として規則で定める額
- (5) 一時預かり保育に要する費用として規則で定める額

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害の賠償)

第8条 センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入所等の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入所を断り、又は退所させることができる。

- (1) 設備その他の事情により入所させる余力がないとき。
- (2) 疾病その他の事情により他の者の利用に支障を及ぼすおそれのあるとき。
- (3) その他管理上特に支障があると認めるとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市保育園条例の一部改正)

2 川崎市保育園条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号
川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号

」

を

「

川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号
-----------	------------------

」

に改める。

川崎市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第13号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地
川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号
川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町1番地

」

を

「

川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地
-----------	-------------

」

に、

「

川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石1丁目14番15号
川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号

」

を

「

川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石1丁目14番15号
----------	-------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第14号

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2項及び第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第15号

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例(昭和33年川崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第5条」を「第6条」に改める。

第33条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料
1件につき 10,000円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第16号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例(昭和48年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第32条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改める。

第40条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(消火器具に関する基準)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第40条の2 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積150平方メートル以上のものの小規模特定飲食店等(省令第6条第5項に規定する小規模特定飲食店等をいう。以下この条において同じ。)の用途に供される部分に設ける消火器具については、省令第6条第6項第1号中「第5項に規定するもの(次号に掲げるものを除く。)」とあるのは「第5項に規定するもの」とし、同項第2号の規定は適用しない。

2 小規模特定飲食店等又はその部分に鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、省令第6条第5項ただし書の規定は適用せず、同条第6項第1号中「第5項に規定するもの(次号に掲げるものを除く。)」とあるのは「第5項に規定するもの」とし、同項第2号の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第32条の5第1号の改正規定は公布の日から、第19条第1項の改正規定は同年7月1日から施行する。

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第17号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例
川崎市消防手数料条例(平成12年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第18号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例
川崎市建築基準条例(昭和35年川崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「第112条第12項」を「第112条第17項」に改める。

第57条第4号中「第112条第13項」を「第112条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規

則

川崎市興行場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第5号

川崎市興行場法施行細則等の一部を改正する規則

(川崎市興行場法施行細則の一部改正)

第1条 川崎市興行場法施行細則(昭和47年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第11条中「又は第6項」を「若しくは第6項又は第87条の3第5項若しくは第6項」に改める。

(川崎市地区まちづくり育成条例施行規則の一部改正)
第2条 川崎市地区まちづくり育成条例施行規則(平成22年川崎市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

(川崎市建築基準法施行細則の一部改正)

第3条 川崎市建築基準法施行細則(平成5年川崎市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第7条から第8条の3までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第12条第2項第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第6号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年川崎市規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第30条」に改める。

第28条を第30条とし、第27条を第29条とし、第26条の次に次の見出し及び2条を加える。

（平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）

第27条 平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、令和元年7月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第16条に規定する年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあっては、条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。

- (1) 令和元年7月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）
- (2) 令和元年7月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）
- (3) 次に掲げる補償等に関する区分に応じてそれぞれ次に定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第2号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月の初日の属する期間の区分に応じて別表第4に定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日の属する期間の区分に

応じて別表第4に定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、別に定める。

第28条 平成31年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に関する次の表の第1欄に掲げる規則の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年川崎市規則第6号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成31年4月1日前の期間に係る年金補償基礎額又は同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	3,930円	3,940円
川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年川崎市規則第44号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成30年4月1日前の期間に係る年金補償基礎額又は同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	3,920円	3,930円
川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年川崎市規則第42号）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成29年5月1日前（平成27年6月26日から平成29年4月30日までの間に限る。）の期間に係る年金補償基礎額又は平成29年5月1日前（平成27年6月26日から平成29年4月30日までの間に限る。）に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	3,930円	3,950円

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年川崎市規則第42号）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成29年5月1日前（平成26年5月1日から平成27年6月25日までの間に限る。）の期間に係る年金補償基礎額又は平成29年5月1日前（平成26年5月1日から平成27年6月25日までの間に限る。）に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	3,930円	3,940円	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成22年川崎市規則第58号）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成22年5月1日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	4,060円	4,080円
川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成21年川崎市規則第43号）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成21年5月1日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	3,950円	3,970円	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年川崎市規則第72号）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成20年5月1日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	4,090円	4,110円
川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年川崎市規則第56号）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成26年5月1日前の期間に係る年金補償基礎額又は同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	3,940円	3,960円	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年川崎市規則第63号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年4月1日前の期間に係る年金補償基礎額又は同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	4,100円	4,120円
川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年川崎市規則第57号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成24年4月1日前の期間に係る年金補償基礎額又は同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	3,940円	3,960円	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年川崎市規則第72号）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成20年5月1日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	4,070円	4,090円
川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成23年川崎市規則第41号）附則第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成23年5月1日前の期間に係る年金補償基礎額又は同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る改正前の川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	別表第1	4,030円	4,050円				

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の2関係）

年金補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

別表第3中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に、「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第27条関係）

平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例に関する率

期間の区分	率
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで	0.11
平成19年4月1日から平成20年4月30日まで	0.09
平成20年5月1日から平成21年4月30日まで	0.08
平成21年5月1日から平成22年4月30日まで	0.06
平成22年5月1日から平成23年4月30日まで	0.05
平成23年5月1日から平成24年3月31日まで	0.04
平成24年4月1日から平成25年4月29日まで	0.03
平成25年4月30日から平成26年4月30日まで	0.02
平成26年5月1日から平成27年6月25日まで	0.01
平成27年6月26日から平成28年4月27日まで	0.01
平成28年4月28日から平成29年4月30日まで	0.01
平成29年5月1日から平成30年3月31日まで	0.01
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	0.01

第11号様式の2注意事項第4項中「57,190円」を「70,790円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項並びに25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項（最低限度額に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）は、平成31年4月1日（以下この項及び第4項において「適用日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第1の規定（25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項（最高限度額に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）は、令和元年7月1日（以下この項において「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 新規則別表第3の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。
- 5 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

川崎市災害救助法施行細則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第7号

川崎市災害救助法施行細則

（趣旨）

- 第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行については、法、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(救助の程度、方法及び期間等)

第2条 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間、法第7条第5項の規定による実費弁償並びに法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用については、別に定める。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第3条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書(保管等)(第1号様式(1)から第1号様式(4)まで)

(2) 公用変更令書(保管等)(第2号様式)

(3) 公用取消令書(保管等)(第3号様式)

2 市長は、前項第1号の公用令書(保管等)を交付するときは、強制物件台帳(第4号様式)に登録しなければならない。

3 市長は、第1項第2号又は第3号の公用変更令書(保管等)又は公用取消令書(保管等)を交付したときは、強制物件台帳にその理由を記録し、公用変更令書(保管等)にあっては、これに併せて変更事項及びその内容を記録しなければならない。

(受領書)

第4条 前条第1項の公用令書(保管等)、公用変更令書(保管等)又は公用取消令書(保管等)の交付を受けた者は、その受領書に受領年月日を記入し、並びに署名又は記名押印して直ちに市長に提出しなければならない。

(受領調書)

第5条 省令第2条第3項の受領調書(第5号様式)は、収用し、又は使用すべき物資の所有者又は権原に基づいて当該物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下に作成しなければならない。ただし、立会いができないことについて緊急その他やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第6条 省令第3条に規定する損失補償請求書は、第6号様式によるものとする。

2 市長は、損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、必要な事項を強制物件台帳に登録しなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第7条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書(従事)(第7号様式)

(2) 公用取消令書(従事)(第8号様式)

2 市長は、前項第1号の公用令書(従事)を交付するときは、救助従事者台帳(第9号様式)に登録しなければならない。

3 市長は、第1項第2号の公用取消令書(従事)を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を記録して、これを抹消しなければならない。

(準用)

第8条 第4条の規定は、前条第1項の公用令書(従事)又は公用取消令書(従事)の交付を受けた者について準用する。

(救助の実施に従事できない場合の届出)

第9条 省令第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(第10号様式)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合
医師の診断書

(2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合
市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償請求書)

第10条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、第11号様式によるものとする。

(立入検査時の証票)

第11条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、第12号様式によるものとする。

(扶助金支給申請書)

第12条 省令第6条に規定する扶助金支給申請書は、第13号様式によるものとする。

2 前項に規定する扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る扶助金支給申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金に係る扶助金支給申請書
負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入を得ることができないことその他特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金に係る扶助金支給申請書
療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において法第12条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、省令第6条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令を発した旨の市長の証明書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第10号様式

従 事 不 能 届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

印

災害救助法第7条の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)の交付を受けましたが、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えて届け出ます。

注 関係書類は次のものを添付すること。

- 1 負傷又は疾病により従事することができない場合には、医師の診断書
- 2 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合には、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

第11号様式

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

職 業

氏 名 (名 称)

印

金 円

内 訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、次の事実によって上記金額を請求します。

1 従事した業務

2 従事した場所

3 従事した期間 年 月 日から

日間

年 月 日まで

4 公用令書番号及び年月日 第 号 年 月 日

第12号様式

(表)

第	号
身分証明書	
所 属 職 名 氏 名	
年 月 日生	
<p>上記の職員は、災害救助法第10条第1項又は第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
川崎市長 印 (年 月 日まで有効)	

(縦5.4センチメートル 横8.6センチメートル)

(裏)

災害救助法（抜粋）
（指定行政機関の長等の立入検査等）

第6条（第1項及び第2項省略）

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県知事等の立入検査等）

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

第13号様式

災害救助法による 療養・休業・障害 扶助金支給申請書
遺族・葬祭・打切

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

氏 名

印

災害救助法第12条の規定による扶助金の支給について関係書類を添えて申請します。

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所				
負傷、疾病又は死亡の原因				
傷病名、傷病の程度及び身体の状態				
公用令書番号				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況	氏 名	本人との続柄	生 年 月 日	備 考

注 関係書類は次のものを添付すること。

- 療養扶助金支給申請書については医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- 障害扶助金支給申請書については身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- 遺族扶助金又は葬祭扶助金の支給申請書については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類
- 休業扶助金支給申請書については負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入を得ることができないことその他特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 打切扶助金支給申請書については療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- その他必要な書類

第1号様式(1)

保	管	第	号
---	---	---	---

公 用 令 書 (保 管 等)

年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

川崎市長

印

災害救助法第9条の規定に基づき、次の物資の保管を命じます。

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

..... 切.....り.....取.....り.....線

受 領 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

印

公用令書を受領しました。

公用令書番号 保管第 号

第1号様式(2)

収	用	第	号
---	---	---	---

公 用 令 書 (保 管 等)

年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

川崎市長

印

災害救助法第9条の規定に基づき、次の物資を収用します。

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	引 渡 時 期

..... 切.....り.....取.....り.....線

受 領 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

印

公用令書を受領しました。

公用令書番号 収用第 号

第1号様式(3)

管	理	第	号
---	---	---	---

公 用 令 書 (保 管 等)

年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

川崎市長

印

災害救助法第9条の規定に基づき、次の施設を管理します。

施 設 の 名 称	種 類	所 在 の 場 所	管 理 の 範 囲	期 間

..... 切.....り.....取.....り.....線

受 領 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

印

公用令書を受領しました。

公用令書番号 管理第 号

第1号様式(4)

使用(土地、家屋、物資)	第 号
--------------	-----

公用令書(保管等)

年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称)

川崎市長

印

災害救助法第9条の規定に基づき、次の土地、家屋又は物資を使用します。

区分	種類	数量	所在の場所	範囲	期間	引渡時期
土地						
家屋						
物資						

..... 切.....り.....取.....り.....線

受 領 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所(所在地)

氏名(名称)

印

公用令書を受領しました。

公用令書番号 使用(土地、家屋、物資)第 号

第2号様式

公用変更令書 番 号	第 号
公 用 令 書 番号及び年月日	保管・収用・管理・使用 第 号 年 月 日

公 用 変 更 令 書 (保 管 等)

年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

川崎市長

印

災害救助法第9条の規定に基づき交付しました公用令書（ 第 号）の内容を次のとおり変更しましたので、災害救助法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付します。

..... 切.....り.....取.....り.....線

受 領 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

印

公用変更令書を受領しました。

公用変更令書番号 第 号

公用令書番号及び年月日 保管・収用・管理・使用 第 号 年 月 日

第3号様式

公用取消令書 番 号	第 号
公 用 令 書 番号及び年月日	保管・収用・管理・使用 第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書 (保 管 等)

年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

川崎市長

印

災害救助法第9条の規定に基づく保管、収用、管理又は使用を必要としなくなりましたので、災害救助法施行規則第1条第5項の規定により、これを交付します。



..... 切.....り.....取.....り.....線

受 領 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

印

公用取消令書を受領しました。

公用取消令書番号 第 号

公用令書番号及び年月日 保管・収用・管理・使用 第 号 年 月 日

第4号様式

公 用 令 書 番 号	保 管 ・ 収 用 ・ 管 理 ・ 使 用 第 号
公 用 令 書 年 月 日	年 月 日

強 制 物 件 台 帳

所 有 者 住 所 (所 在 地)

(占 有 者)

氏 名 (名 称)

内 訳

区 分	種 類	数 量	所 在 の 場 所	名 称	範 囲	期 間	引 渡 時 期	備 考 (変 更 理 由 等)
公 用 令 書 の 内 容								
変 更 事 項 及 び そ の 内 容								

取 消 理 由	
------------	--

損 失 補 償 欄	種 類	請 求 額	請 求 者	補 償 額	補 償 年 月 日	備 考

第6号様式

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

印

次のとおり請求します。

金 円

内 訳 損失補償額算出明細書及び受領調書の写しのとおり

請求理由

公用令書番号及び年月日 保管・収用・管理・使用 第 号 年 月 日

第7号様式

(表)

公用令書番	第	号
-------	---	---

公 用 令 書 (従 事)

年 月 日

氏 名 (名 称) 様

川崎市長 印

災害救助法第7条の規定に基づき、次のとおり従事することを命じます。

氏 (名 称)	
職 業	
出 生 の 年 月 日	
住 所 (所 在 地)	
従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
出頭すべき日時 及び 場 所	月 日 時 分

..... 切.....り.....取.....り.....線

受 領 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称) 印

公用令書を 午前・午後 時 分 に受領しました。

公用令書番号及び年月日 第 号 年 月 日

(裏)

この公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 この公用令書の交付を受けた者は、これを携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出てください。
- 2 この公用令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出頭できない場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは警察官の証明書）を添え、この公用令書を発した者に遅滞なく届け出てください。
- 3 この公用令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書を添え、この公用令書を発した者に遅滞なく届け出てください。
- 4 この公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

第8号様式

公用取消令書 番 号	第 号
公 用 令 書 番号及び年月日	第 年 月 日

公 用 取 消 令 書 (従 事)

年 月 日

住 所 (所在地)

職 業

氏 名 (名 称) 様

川崎市長 印

災害救助法第7条の規定に基づく従事命令は、従事させることが適当でないと認めましたので、災害救助法施行規則第4条第3項の規定により、これを交付します。

..... 切.....り.....取.....り.....線

受 領 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称) 印

公用取消令書を 午前・午後 時 分 に受領しました。

公用取消令書番号 第 号

公用令書番号及び年月日 第 号 年 月 日

第9号様式

公用令書番	書号	第	号
公用令書年	月	日	年 月 日

救 助 従 事 者 台 帳

住 所

職 業

氏 名 年 月 日生

従事すべき救助業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
公用令書取消理由				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した原因				
傷病名、傷病の程度及び身体の状況				
備 考				
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したとき本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	備 考
扶 助 金 支 給 欄	扶助金の種類	金 額	支給年月日	備 考

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第8号

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則(昭和50年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第29条第1号及び第25号様式の3備考第4項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(川崎市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第3条 川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年川崎市規則第80号)の一部を次のように改正する。

別表第2第6項第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第9号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成14年川崎市規則第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則別表中「平成31年6月30日」を

「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第10号

川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年川崎市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額とする。)」を「(以下「扶養義務者」という。)についての法第19条若しくは第20条(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)又は法第46条の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額」に、「所得税合計年額」を「所得割合計年額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の額の算定方法は、前項の規定によるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、扶養親族については1人につき33万円、特定扶養親族については1人につき12万円に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (2) 当該患者若しくはその配偶者又は扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有するものであるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして所得割の額を算出するものとする。
 - (3) 当該患者若しくはその配偶者又は扶養義務者が地

方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除する。

別表中「所得税合計年額」を「所得割合計年額」に、「147万円」を「56万4千円」に改める。

第8号様式中

「

(3) 勤めている場合は、勤務先の源泉徴収義務者が発行する源泉徴収票

(4) 自分で事業をしている場合は、所得税の課税額について証明する税務署長の証明書

(5) 所得税が課税されていない場合は、市（区）町村長の発行する市町村民税の課税証明書

」

を

「

(3) 市（区）町村長が発行する市町村民税の納税通知書又は課税証明書

」

に改める。

第12号様式（裏）中

「

ウ 勤めている場合は、勤務先の源泉徴収義務者が発行する源泉徴収票

エ 自分で事業をしている場合は、所得税の課税額について証明する税務署長の証明書

オ 所得税が課税されていない場合は、市（区）町村長の発行する市町村民税の課税証明書

」

を

「

ウ 市（区）町村長が発行する市町村民税の納税通知書又は課税証明書

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和元年7月1日から施行する。（経過措置）
- 改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和元年6月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条若しくは第20条（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は法第46条の規定により入院した者若しくはその配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）が、改正前の規則（以下「旧規則」という。）第6条の規定による算定方法によって自己負担月額が徴収されることとなる場合には、同年6月1日から適用する。
- 施行日において同日前から引き続き法第19条若しくは第20条又は第46条の規定により入院している者若しくはその配偶者又は扶養義務者で、旧規則第6条の規定による算定方法によって自己負担月額が徴収されないこととなったものに対する施行日以後の自己負担月額は、新規則第6条の規定による算定方法によって自己負担月額が徴収されることとなる場合には、その退院の日までの間に限り、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第11号

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年川崎市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「含む。」の次に「次項及び」を加え、「扶養義務者（以下）」を「扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）（以下これらの者を）」に、「の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額とする。）」を「について当該入院のあった月の属する年度（入院のあった月が4月から6月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 所得割の額の算定方法は、前項の規定によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、扶養親族については1人につき33万円、特定扶養親族については1人につき12万円に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 措置入院者若しくはその配偶者又は扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有するものであるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして所得割の額を算出するものとする。
- (3) 措置入院者若しくはその配偶者又は扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する

者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除する。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「147万円」を「56万4千円」に改める。

第11号様式（表）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（裏）中

「

所得税額

」

を

「

市町村民税 所得割額

」

に改め、「、所得税額」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）第12条及び別表の規定は、令和元年7月分の入院費用から適用し、令和元年6月分までの入院費用については、なお従前の例による。
- 3 新規則の施行の日（以下「施行日」という。）において同日前から引き続き精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条又は第29条の2の規定により入院している者若しくはその配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、改正前の規則（以下「旧規則」という。）第12条の規定による算定方法によって入院費用が徴収されないこととなったものに対する施行日以後の入院費用は、新規則第12条の規定による算定方法によって入院費用が徴収さ

れることとなる場合には、その退院の日までの間に限り、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第12号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則（昭和47年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第58号様式を次のように改める。

第58号様式

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

〒 -
住 所

申請者(開設者) Tel () -

氏 名

印

生活保護法第49条の2第4項において準用する同条第1項又は同法第49条の3の規定により、次のとおり指定又は指定更新を申請します。

名 称	(フリガナ)		医療機関コード
所 在 地	〒 - Tel () -		
開設者の氏名、生年月日及び住所(法人の場合は、「氏名(名称等)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称等)	(フリガナ)	
	生年月日	年 月 日	
	住所(所在地)	〒 -	
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)	生年月日 年 月 日
	住所	〒 -	
診療科名又は業務の種類			
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
介護保険法による指定(訪問看護の場合のみ記載)	有 ・ 指定申請中	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無		
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日(指定更新の場合のみ記載)	年 月 日	生活保護受給者への医療給付開始(予定)年月日	年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市母子保健法施行細則及び川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第13号

川崎市母子保健法施行細則及び川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部を改正する規則

(川崎市母子保健法施行細則の一部改正)

第1条 川崎市母子保健法施行細則(昭和62年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「世帯」の次に「(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助(以下「生活扶助」という。)を受けている世帯を除く。)」を加え、同条第2号中「世帯」の次に「(生活扶助を受けている世帯を除く。)」を加え、「前前年」を「前々年」に改める。

別表中

「

B	前年分の所得税非課税世帯	当該年度の市町村民税非課税世帯
C 1	前年分の所得税非課税世帯	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)
C 2		当該年度の市町村民税所得割課税世帯
D 1	前年分の所得税課税世帯	15,000円以下
D 2	であって、その税額が次の額である世帯	15,001円から 40,000円まで
D 3		40,001円から 70,000円まで
D 4		70,001円から 183,000円まで
D 5		183,001円から 403,000円まで
D 6		403,001円から 703,000円まで
D 7		703,001円から 1,078,000円まで
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで
D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで
D 11		3,117,001円から 4,173,000円まで
D 12		4,173,001円から 5,334,000円まで
D 13		5,334,001円から 6,674,000円まで
D 14		6,674,001円以上

を

「

B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯	
C 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)
C 2		当該年度の市町村民税所得割課税世帯
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その税額が次の額である世帯	15,000円以下
D 2		15,001円から 40,000円まで
D 3		40,001円から 70,000円まで
D 4		70,001円から 183,000円まで
D 5		183,001円から 403,000円まで
D 6		403,001円から 703,000円まで
D 7		703,001円から 1,078,000円まで
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで
D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで
D 11		3,117,001円から 4,173,000円まで
D 12		4,173,001円から 5,334,000円まで
D 13		5,334,001円から 6,674,000円まで
D 14		6,674,001円以上

に改め、同表備考に次の3項を加える。

10 この表のD14階層における「全額」とは、当該児童の措置に要した費用の額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により保険者等が負担すべき費用の額(高額療養費の支給が行われた場合は、これが行われなかったものとして算出した額)を控除した額の月額をいう。

11 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年(1月から6月までに養育医療の給付を受けた場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)の所得の額(同法第313条第1項に規定する額をいう。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、当該市町村民税が課されないものとして取り扱う。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものうち、扶養親族(地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)その他その者と生計を一にする子(前年の所得の額が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎

控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者(地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。)又は扶養親族である者を除く。以下同じ。)をいう。)を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものうち、その者と生計を一にする子(前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。)を有し、かつ、前年の所得の額が500万円以下であるもの

12 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第1号に掲げる者を地方税法第292条第1項第11号イ及び所得税法第2条第1項第30号イに規定する寡婦(前項第1号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得の額が500万円以下であるもの)にあつては、地方税法第292条第1項第11号ロ及び所得税法第2条第1項第30号ロに規定する寡婦)と、前項第2号に掲げる者を地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額及び所得税の額によるものとして取り扱う。

(川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部改正)

第2条 川崎市結核児童療育給付事務取扱細則(昭和47年川崎市規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

B	前年分の所得税非課税世帯	当該年度の市町村民税非課税世帯
C 1	前年分の所得税非課税世帯	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)
C 2		当該年度の市町村民税所得割課税世帯
D 1	前年分の所得税課税世帯であつて、その税額が次の額である世帯	2,400円以下
D 2		2,401円から 4,800円まで
D 3		4,801円から 8,400円まで
D 4		8,401円から 12,000円まで
D 5		12,001円から 16,200円まで
D 6		16,201円から 21,000円まで
D 7		21,001円から 46,200円まで
D 8		46,201円から 60,000円まで
D 9		60,001円から 78,000円まで
D 10		78,001円から 100,500円まで
D 11		100,501円から 190,000円まで
D 12		190,001円から 299,500円まで

D13	299,501円から 831,900円まで
D14	831,901円から 1,467,000円まで
D15	1,467,001円から 1,632,000円まで
D16	1,632,001円から 2,302,900円まで
D17	2,302,901円から 3,117,000円まで
D18	3,117,001円から 4,173,000円まで
D19	4,173,001円以上

を

「

B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯	
C 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)
C 2		当該年度の市町村民税所得割課税世帯
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その税額が次の額である世帯	2,400円以下
D 2		2,401円から 4,800円まで
D 3		4,801円から 8,400円まで
D 4		8,401円から 12,000円まで
D 5		12,001円から 16,200円まで
D 6		16,201円から 21,000円まで
D 7		21,001円から 46,200円まで
D 8		46,201円から 60,000円まで
D 9		60,001円から 78,000円まで
D 10		78,001円から 100,500円まで
D 11		100,501円から 190,000円まで
D 12		190,001円から 299,500円まで
D 13		299,501円から 831,900円まで
D 14		831,901円から 1,467,000円まで
D 15		1,467,001円から 1,632,000円まで
D 16		1,632,001円から 2,302,900円まで
D 17		2,302,901円から 3,117,000円まで
D 18		3,117,001円から 4,173,000円まで
D 19		4,173,001円以上

に改め、同表備考に次の3項を加える。

10 この表のD19階層における「全額」とは、当該児童の措置に要した費用の額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により保険者等が負担すべき費用の額(高額療養費の支給が行われた場合は、これが行われなかったものとして算出した額)を控除した額の月額をいう。

11 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第

12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年（1月から6月までに療育の給付を受けた場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）の所得の額（同法第313条第1項に規定する額をいう。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、当該市町村民税が課されないものとして取り扱う。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、扶養親族（地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）その他その者と生計を一にする子（前年の所得の額が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）をいう。）を有するもの
- (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有し、かつ、前年の所得の額が500万円以下であるもの

- 12 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第1号に掲げる者を地方税法第292条第1項第11号イ及び所得税法第2条第1項第30号イに規定する寡婦（前項第1号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得の額が500万円以下であるもの）にあっては、地方税法第292条第1項第11号ロ及び所得税法第2条第1項第30号ロに規定する寡婦）と、前項第2号に掲げる者を地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額及び所得税の額によるものとして取り扱う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の川崎市母子保健法施行細則の規定及び第2条の規定による改正後の川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の規定は、令和元年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

川崎市墓地条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第14号

川崎市墓地条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市墓地条例の一部を改正する条例（平成30年川崎市条例第84号）の施行期日は、令和元年7月1日とする。

川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第15号

川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市墓地条例施行規則（昭和31年川崎市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の7第1項中「者は、」の次に「合葬型墓所以外の墓所にあつては」を、「(第2号様式)に」の次に「、合葬型墓所にあつては墓地利用申請書（合葬型墓所用）(第2号の2様式)に」を加える。

第2条中「第3号様式」を「合葬型墓所以外の墓所にあつては第3号様式、合葬型墓所にあつては第3号の2様式」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（合葬型墓所の利用の中止）

第7条の2 条例第3条の規定により合葬型墓所の利用許可を受けた者が、焼骨を合葬型墓所に埋蔵する前に利用を中止するときは、利用許可証に印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

第10条に後段として次のように加える。

その死後において自己の焼骨を埋蔵するため合葬型墓所の利用許可を受けた者の焼骨を所持する者が、当該焼骨を合葬型墓所に埋蔵する場合も、同様とする。

第13条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、合葬型墓所の管理料は、利用許可の際に納入しなければならない。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号の2様式

押 印 欄

墓 地 利 用 申 請 書 (合葬型墓所用)

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者
〒

住 所.....
(フリガナ)

氏 名.....印

電話番号.....

合葬型墓所を利用したいので、次のとおり申請します。

墓 地 名	
利 用 形 態	<input type="checkbox"/> 1 所有している焼骨の埋蔵 (2に該当しない場合) <input type="checkbox"/> 2 川崎市営墓地からの改葬 <input type="checkbox"/> 3 申請者の死後に申請者の焼骨を埋蔵 ※ いずれか1箇所をチェックしてください。
埋 蔵 す る 焼 骨 の 数	<p style="text-align: center;">_____体</p> ※ 利用形態が「申請者の死後に申請者の焼骨を埋蔵」の場合には、1体のみ
使 用 料	<p style="text-align: center;">70,000円 × _____体 = _____円</p> ※ 利用形態が「川崎市営墓地からの改葬」の場合には記入不要
管 理 料	<p style="text-align: center;">30,000円 × _____体 = _____円</p>
※ 調査及び指示事項	

注 調査及び指示事項欄は、記入しないでください。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号の2様式

(表)



墓地利用許可証（合葬型墓所用）

第 号

住 所 _____

氏 名 _____ 様

墓 地 名	
利 用 形 態	<input type="checkbox"/> 所有している焼骨の埋蔵 <input type="checkbox"/> 川崎市営墓地からの改葬 <input type="checkbox"/> 申請者の死後に申請者の焼骨を埋蔵
埋蔵する焼骨の数	
使 用 料	
管 理 料	
本許可証の有効期間	永年
備 考	

上記のとおり許可します。

年 月 日

川 崎 市 長

印

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第16号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の実費の徴収の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該決定に係る予防接種を受けた者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税（地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）又は市町村民税に関する情報

(2) 当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第5項第1号中「同法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第3条第5項第2号中「同法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第3条第6項中「（昭和25年法律第123号）」を削る。

第3条第14項第1号中「次に掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同項第2号中ウを削り、エをウとし、同条第15項中「次に

掲げる情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同項各号を削り、同条第19項第2号中「同省令」の次に「第13条及び」を加え、同条第25項第15号中「又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市市民会議条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第17号

川崎市市民会議条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（川崎市市民会議条例施行規則の廃止）

第1条 川崎市市民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号）は、廃止する。

（川崎市役所等事務分掌規則の一部改正）

第2条 川崎市役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表まちづくり推進部の部企画課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市総合研修センターに係る指定管理者の指定の手続等に関する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第18号

川崎市総合研修センターに係る指定管理者の指定の手続等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、総合研修センターに係る指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公告）

第2条 市長は、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第9号）による改正後の川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号。以下「新条例」という。）第10条第1項の規定により総合研修センターの管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

(1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(2) 新条例第10条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）

(4) 新条例第10条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 新条例第10条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定予定期間に属する各年度の総合研修センターの管理に係る事業計画書及び経費見積書

(2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

(4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

(5) 役員の名簿及び履歴書

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、新条例第10条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、新条例第8条各号に掲げる業務を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、新条例第10条第1項の指定をしたとき

は、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長と総合研修センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 利用の制限に関する事項

(3) 管理に要する費用に関する事項

(4) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(5) 管理の業務の報告に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(7) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

指定管理者指定書

川崎市指令 第 号

住所

名称

代表者の氏名 様

を総合研修センターの指定管理者に指定しましたので、川崎市総合研修センターに係る指定管理者の指定の手續等に関する規則第5条の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長 印

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

川崎市南部在宅支援室に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第19号

川崎市南部在宅支援室に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南部在宅支援室に係る指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(令和元年川崎市条例第9号)による改正後の川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例(昭和46年川崎市条例第10号。以下「新条例」という。)第25条第1項の規定により南部在宅支援室の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 新条例第25条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
- (4) 新条例第25条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出(以下「事業計画書等の提出」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 新条例第25条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の南部在宅支援室の管理に係る事業計画書及び経費見積書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 事業計画書等の提出をする日(以下「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における

法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、新条例第25条第1項各号に掲げる要件(以下「指定要件」という。)を満たし、かつ、新条例第24条各号に掲げる業務を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者(以下「指定管理予定者」という。)とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、新条例第25条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書(別記様式)により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長と南部在宅支援室の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用の制限に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)に規定する作業報酬に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

指定管理者指定書

川崎市指令 第 号

住所

名称

代表者の氏名 様

を南部在宅支援室の指定管理者に指定しましたので、川崎市南部在宅支援室に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則第5条の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長 印

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

川崎市南部日中活動センターに係る指定管理者の指定
の手續等に関する規則をここに公布する。

令和元年 6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第20号

川崎市南部日中活動センターに係る指定管
理者の指定の手續等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南部日中活動センターに係る指定
管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるも
のとする。

(公告)

第2条 市長は、川崎市心身障害者総合リハビリテーシ
ョンセンター条例の一部を改正する条例(令和元年川
崎市条例第9号)による改正後の川崎市総合リハビリ
テーションセンター及び障害者福祉施設条例(昭和46
年川崎市条例第10号。以下「新条例」という。)第32
条第1項の規定により南部日中活動センターの管理を
行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」と
いう。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に
掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 新条例第32条第1項に規定する指定管理者(以下
「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業
務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期
間」という。)
- (4) 新条例第32条第2項の規定による事業計画書その
他市長が必要と認める書類の提出(以下「事業計画
書等の提出」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める
事項

(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内に
しなければならない。

2 新条例第32条第2項に規定する事業計画書その他市
長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の南部日中活動セン
ターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外
の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 事業計画書等の提出をする日(以下「提出日」と
いう。)の属する事業年度の前事業年度における財
産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計
算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業
年度に設立された法人等にあつては、その設立時
における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における

法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める
書類

(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2
以上あるときは、新条例第32条第1項各号に掲げる要
件(以下「指定要件」という。)を満たし、かつ、新
条例第31条各号に掲げる業務を行う上で最も適切と認
めるものを指定管理者の予定者(以下「指定管理予定
者」という。)とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1であ
る場合において、指定要件を満たすときは、当該法人
等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内
に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は
前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第2条
の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、新条例第32条第1項の指定をしたとき
は、指定された法人等に対し、指定管理者指定書(別
記様式)により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長と南部日中活動センターの
管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるも
のとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用に係る料金に関する事項
- (3) 利用の制限に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に
関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)に
規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

指定管理者指定書

川崎市指令 第 号

住所

名称

代表者の氏名 様

を南部在宅支援室の指定管理者に指定しましたので、川崎市南部在宅支援室に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則第5条の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長 印

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第21号

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則

川崎市火災予防規則(昭和48年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第7条の4中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 特定小規模施設用自動火災報知設備を、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第23条第28号中「第2項」の次に「並びに第40条の2」を加え、同条第34号中「第46条第1項」の次に「及び第46条の2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条第28号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第65号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和元年6月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定する区域

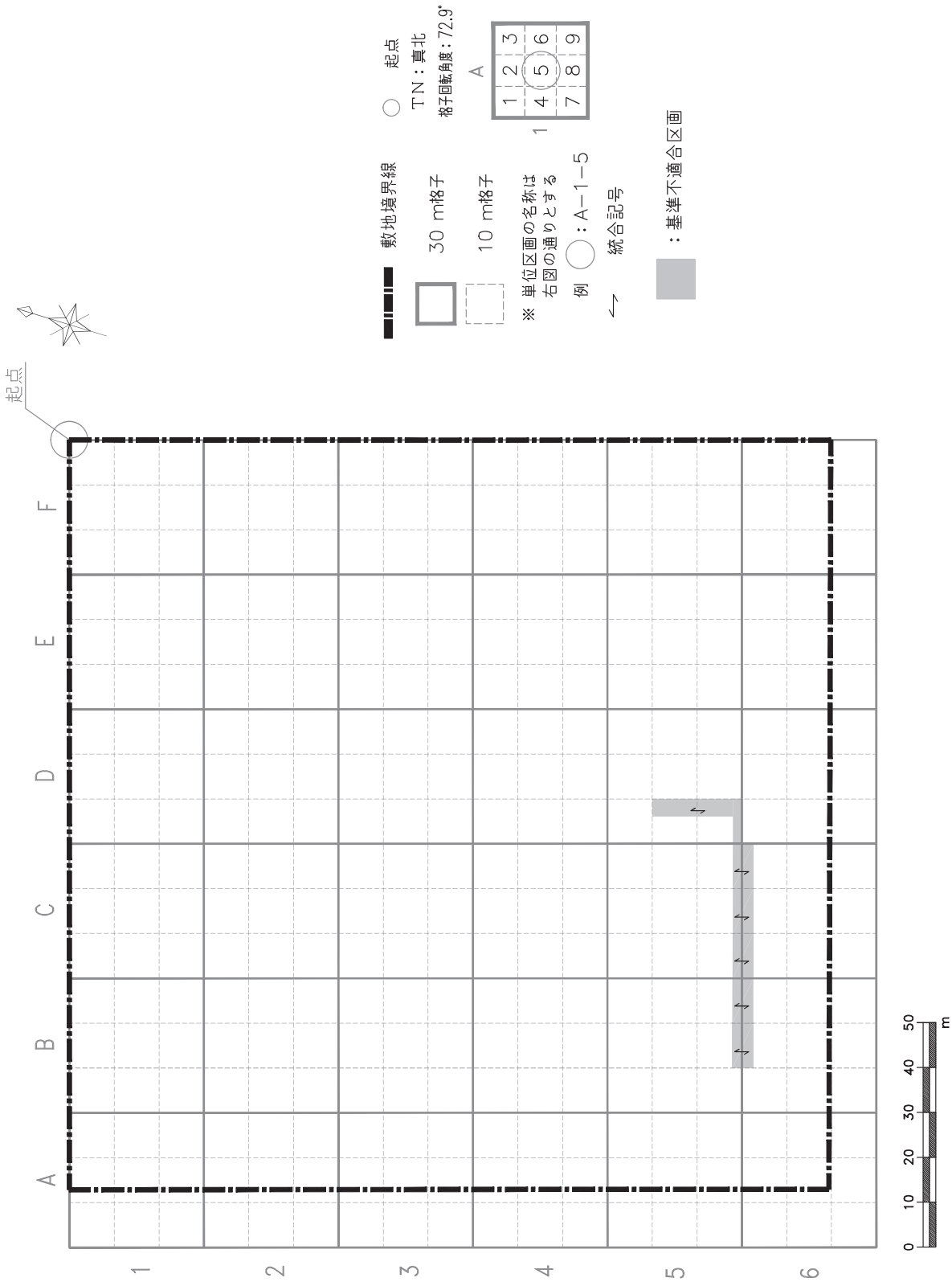
川崎区千鳥町12番地の一部

(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 当該区画は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。



別図 指定する区域

川崎市告示第66号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和元年6月17日

川崎市長 福田紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
永野 智久	港町つばさクリニック	川崎市川崎区港町 5-2-104

川崎市告示第67号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の4第2項に規定する石綿の含有の状況を分析する方法の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)第62条の4第2項に規定する試料中の石綿の含有の状況を分析する方法を次のように定め、令和元年7月1日から適用し、平成28年川崎市告示第331号は、同日から廃止する。

令和元年6月18日

川崎市長 福田紀彦

試料中の石綿の含有の状況を分析する方法は、日本産業規格A1481-1、日本産業規格A1481-2、日本産業規格A1481-3又は日本産業規格A1481-4により行うものとする。

川崎市告示第68号

環境負荷低減行動計画に関する指針(平成12年川崎市告示第605号)の一部を次のように改正する。

令和元年6月18日

川崎市長 福田紀彦

1 環境負荷低減行動計画の作成、実施等の手順中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

川崎市告示第69号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10に規定する臭気指数の算定の方法について(平成28年川崎市告示第513号)の一部を次のように改正する。

令和元年6月18日

川崎市長 福田紀彦

2 装置及び器具(2)イ(ア)無臭水製造装置中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

川崎市告示第70号

生活騒音対策に関する指針(平成12年川崎市告示第608号)の一部を次のように改正する。

令和元年6月18日

川崎市長 福田紀彦

別表備考7中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

川崎市告示第71号

川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱(平成15年川崎市告示第133号)の一部を次のように改正する。

令和元年6月18日

川崎市長 福田紀彦

別表第3水質分析の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

川崎市告示第72号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和元年6月18日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用
 自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの
 自転車等の鍵
 印鑑
 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第73号

介護保険法等によるサービス事業所等の
 廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下、「旧介護保険法」といいます。)第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和元年6月19日

川崎市長 福田紀彦

平成31年4月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	1475400204	川崎市多摩老人福祉センター デイサービスセンター	川崎市多摩区中野島5-2-30	地域密着型通所介護
株式会社 ライフステージ	1475301675	さくらの葉介護ステーション	川崎市中野区新城2-6-11 ティアラ新城101	訪問介護
桜栄企画株式会社	1475502074	ケアセンター空桜音 川崎	川崎市宮前区野川974 サンセール梶ヶ谷305	訪問介護
医療法人啓和会	1475101877	医療法人啓和会 ケアセンター小倉	川崎市幸区小倉3-9-20	居宅介護支援

川崎市告示第74号

介護保険法によるサービス事業者等の指定
 等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者

を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和元年6月19日

川崎市長 福田紀彦

令和元年6月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社 ボンボヤージュ	1475303135	訪問介護事業所 ハートフル神奈川	川崎市高津区久地2-23-24 クィーン平瀬Ⅲ102号	訪問介護
株式会社 サポートライフ・結	1465090154	サポートライフ・結	川崎市川崎区貝塚1丁目3番 17号 シャンボール第2川崎202	居宅介護支援
社会福祉法人ばなな会	1495200246	のんびりーす等々力	川崎市中原区上小田中 2-10-1	共用型認知症対応型通所介護 共用型介護予防認知症対応型 通所介護
株式会社 日本アメニティライフ 協会	1465390281	よつ葉かわさき	川崎市高津区宇奈根635-2	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社楓の風	1495500546	楓の風リハビリテーション楓 宮前	川崎市宮前区宮前平 1丁目7-3 田辺ビル101	地域密着型通所介護

川崎市告示第75号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年6月20日から令和元年7月4日まで一般の縦覧に供します。

令和元年6月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	溝口第114号線	川崎市高津区溝口2丁目168番28先 川崎市高津区溝口2丁目161番先	5.00	21.70	
新	溝口第114号線	川崎市高津区溝口2丁目168番28先 川崎市高津区溝口2丁目161番先	6.69 ～ 8.70	21.70	

川崎市告示第76号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年6月20日から令和元年7月4日まで一般の縦覧に供します。

令和元年6月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
溝口第114号線	川崎市高津区溝口2丁目168番28先	
	川崎市高津区溝口2丁目161番先	

川崎市告示第77号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年6月20日から令和元年7月4日まで一般の縦覧に供します。

令和元年6月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第51号線	川崎市宮前区野川291番1先	2.73 ～ 3.40	54.48	
新		川崎市宮前区野川291番22先 川崎市宮前区野川291番5先	4.00 ～ 4.53	54.48	

川崎市告示第78号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年6月20日から令和元年7月4日まで一般の縦覧に供します。

令和元年6月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川 第51号線	川崎市宮前区野川291番22先	
	川崎市宮前区野川291番5先	

川崎市告示第79号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第80号

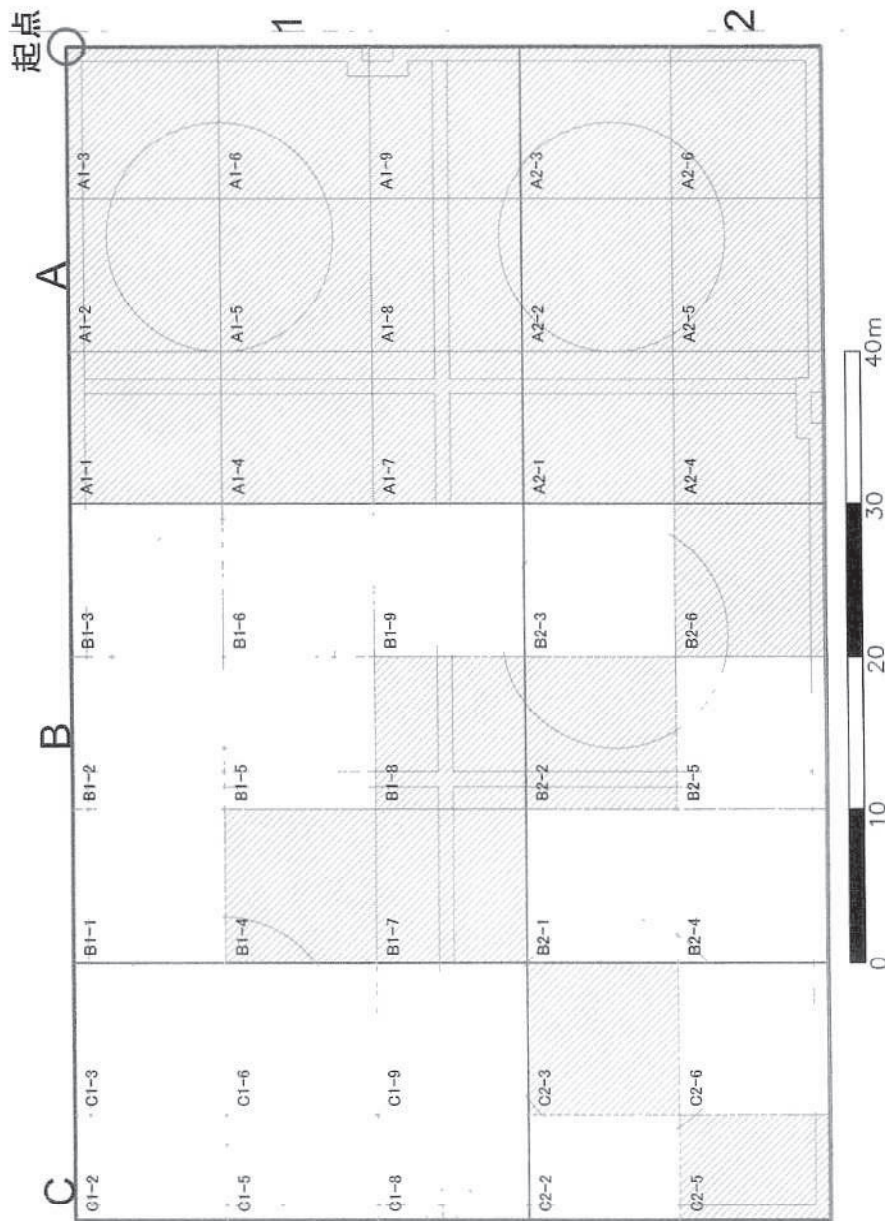
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定する区域
川崎区浮島町210番1の一部
(別図のとおり)
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。



区画番号

A

A1-1	A1-2	A1-3
A1-4	A1-5	A1-6
A1-7	A1-8	A1-9

1

凡例

□ 調査対象範囲

□ 30m格子
単位区画

鉛の土壌含有量基準不適合区画

別図 指定する区域

川崎市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第85号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出及び同条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和元年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市長	363件
イ 上下水道事業管理者	15件
ウ 交通事業管理者	3件
エ 病院事業管理者	4件
オ 消防長	45件
カ 教育委員会	22件
キ 選挙管理委員会	19件
ク 人事委員会	1件
ケ 監査委員	1件
コ 農業委員会	7件
サ 議会	3件

(2) 個人情報ファイル（廃止）

ア 市長	16件
イ 上下水道事業管理者	1件
ウ 人事委員会	1件

(3) 保有個人情報業務（新規）

ア 市長	8件
イ 消防長	1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第86号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和元年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	14件
イ 教育委員会	1件

(2) 外部提供

ア 市長	24件
イ 消防長	3件
エ 教育委員会	2件

2 届出書
別紙のとおり(省略)

川崎市告示第87号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成30年川崎市告示第225号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
大師駅前町内会
- (2) 主たる事務所の所在地
川崎市川崎区大師駅前2丁目13番2号
- (3) 代表者の氏名
石渡 多加子
- (4) 代表者の住所

川崎市川崎区大師駅前2丁目9番8号

2 変更事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「安田 惇」を「石渡 多加子」に改める。
- (2) 代表者の住所
「川崎市川崎区大師駅前1丁目17番3号」を「川崎市川崎区大師駅前2丁目9番8号」に改める。

川崎市告示第88号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社リリアン	リリアン・ケアサービス	川崎市多摩区生田3-4-8 M・Y・G GRANDIA 202号室	同行援護	令和元年6月1日	1415400934

川崎市告示第89号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人三篠会	えとわる+	川崎市宮前区水沢 3丁目6-41	共同生活援助	平成31年4月1日	1425500822
株式会社日本エルダリー ケアサービス	訪問介護かえで 川崎サービスセンター	川崎市川崎区南町 1-8 林ビル川崎205号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成31年4月1日	1415001302
株式会社日本エルダリー ケアサービス	訪問介護かえで 中原サービスセンター	川崎市中原区丸子通 1-636-4 朝日多摩川マンション 207号	居宅介護 重度訪問介護	平成31年4月1日	1415201068
社会福祉法人なごみ福祉会	ヘルパーステーション いろはに	川崎市多摩区中野島 4-19-14 プリメーラSS 101	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成31年4月1日	1415400967
合資会社ライフパートナー さいわい	結さいわい	川崎市幸区戸手本町 2-384	行動援護	平成31年4月1日	1415100674
株式会社ゆたかカレッジ	ゆたかカレッジ 川崎キャンパス	川崎市高津区溝口 3丁目11-17	自立訓練 (生活訓練)	平成31年4月1日	1415300969
医療法人メディカルクラス タ	たまフレ!	川崎市多摩区登戸 2601番地 ヨシザワ第5ビル2階	就労継続支援B型 就労定着支援	平成31年4月1日	1415400850

川崎市告示第90号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 ケアリッツ・アンド・ パートナーズ	ケアリッツ鷺沼	川崎市宮前区土橋 2-3-2 ブランドール301	居宅介護 重度訪問介護	令和元年5月1日	1415500832
特定非営利活動法人コクア	K-GAPハウス	川崎市川崎区桜本 1-20-24 2階	共同生活援助	令和元年5月1日	1425001318
特定非営利活動法人 すけっちぶっく川崎	すけっちぶっく川崎	川崎市川崎区小田栄 1丁目3番4号	共同生活援助	令和元年5月1日	1425001326
パーソナルチャレンジ 株式会社	パーソナルチャレンジ 川崎チャレンジセンター	川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル2F	就労移行支援	令和元年5月1日	1415100682

川崎市告示第91号

指定障害児通所支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 OFFICE-AMANO	児童発達支援 つなぐ 溝の口	川崎市高津区溝口1丁目12-20 ウエストキャニオンII	児童発達支援	令和元年5月1日	1455300366
株式会社秀学舎	シュウエール宿河原	川崎多摩区宿河原三丁目3番3号 2A号室	放課後等デイサービス	令和元年5月1日	1455400299

川崎市告示第92号

指定障害児通所支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
エスエフ合同会社	One step smile 宮前教室	川崎市宮前区神木本町 4-17-6 ミヤマ1-102	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成31年4月1日	1455500312
株式会社 クリアンサス	ブロッサムジュニア 武蔵中原教室	川崎市中原区下新城2丁目 3-18 LONG DOOR 2F	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成31年4月1日	1455200467
株式会社UMETAS	オレンジスクール ピコ 溝ノ口教室	川崎市高津区久本三丁目9番 6号 リンクスビル3階	児童発達支援	平成31年4月1日	1455300358
一般社団法人UNITE	ハーティーパーチ プラス	川崎市川崎区鋼管通一丁目 5番4号 ファーストパレス込山	児童発達支援	平成31年4月1日	1455000495
昭和企業株式会社	コペルプラス 川崎東口教室	川崎市川崎区東田町11番地26 三起ビル東田2階	児童発達支援	平成31年4月1日	1455000545

川崎市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示します。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定代理納付者の住所及び名称

所在地 東京都港区南青山5丁目1番22号

名称 株式会社 ジェーシービー

代表者 代表取締役 浜川 一郎

所在地 東京都千代田区外神田4-14-1

名称 三菱UFJニコス 株式会社

代表者 代表取締役 井上 治夫

2 委託期間

令和元年6月28日から 令和4年3月31日

川崎市告示第94号

川崎市災害救助法施行細則（令和元年川崎市規則第7号）第2条の規定による救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用を次のように定める。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

(ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

(イ) 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。

(ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり320円以内とする。

(エ) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

(オ) 避難所での生活が長期にわたる場合等におい

ては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。

(カ) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するものであって(ア)に掲げる要件を満たすもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するものであって(イ)に掲げる要件を満たすもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型仮設住宅

a 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、561万円以内とすること。

c 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できること。

e 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。

f 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。

g 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

(イ) 借上型仮設住宅

- a 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア) bに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
 - b 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
 - c 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(ア) fと同様の期間とすること。
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ア 炊き出しその他による食品の給与
 - (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
 - (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。
 - (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内とする。
 - (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
 - イ 飲料水の供給
 - (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得

- ることができない者に対して行う。
 - (イ) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
 - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - (ア) 被服、寝具及び身の回り品
 - (イ) 日用品
 - (ウ) 炊事用具及び食器
 - (エ) 光熱材料
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季(4月9月までの期間をいう。以下同じ。)	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	53,200円に5人を超える世帯員1人につき7,800円を加算した額
冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	81,200円に5人を超える世帯員1人につき11,200円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	18,700円に5人を超える世帯員1人につき2,600円を加算した額
冬季	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	27,100円に5人を超える世帯員1人につき3,500円を加算した額

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10日以内に完了するものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下これらを「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行う。

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容
- e 看護

(エ) 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方途を失った者に対して行う。

(イ) 助産は、次の範囲内において行う。

- a 分べんの介助
- b 分べん前及び分べん後の処置
- c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

(エ) 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

(5) 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態

にある者を捜索し、又は救出するものとする。

イ 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(6) 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出する費用は、1世帯当たり58万4,000円以内とする。

ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(7) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行う。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 教科書
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。

(ア) 教科書代

- a 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、神奈川県教育委員会又は市町村の教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童1人当たり 4,400円

中学校生徒1人当たり 4,700円

高等学校等生徒1人当たり 5,100円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

(8) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行う。

イ 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって行う。

(ア) 棺(附属品を含む。)

(イ) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人21万1,300円以内、小人16万8,900円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(9) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(10) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によって行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300

円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が13万5,400円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(12) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる範囲とする。

(ア) 被災者の避難に係る支援

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 死体の搜索

(カ) 死体の処理

(キ) 救済用物資の整理配分

イ 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、当該救助を実施する期間内とする。

2 実費弁償

実費弁償は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

(ア) 医師及び歯科医師

1人1日当たり 2万3,400円以内

(イ) 薬剤師及び助産師

1人1日当たり 1万7,800円以内

(ウ) 保健師及び看護師

- 1人1日当たり 1万7,100円以内
- (エ) 准看護師
 - 1人1日当たり 1万4,000円以内
- (オ) 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士
 - 1人1日当たり 1万6,100円以内
- (カ) 救急救命士
 - 1人1日当たり 1万5,900円以内
- (キ) 歯科衛生士
 - 1人1日当たり 1万5,000円以内
- (ク) 土木技術者及び建築技術者
 - 1人1日当たり 1万5,400円以内
- (ケ) 大工 1人1日当たり 2万4,700円以内
- (コ) 左官 1人1日当たり 2万6,000円以内
- (サ) とび職 1人1日当たり 2万6,500円以内

イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アの(ア)から(サ)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

常勤の県職員の旅費の額に相当する額以内とする。

- (2) 政令第4条第5号から第10号までに規定する事業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

3 災害救助事務

災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- ア 時間外勤務手当
- イ 賃金職員等雇上費
- ウ 旅費
- エ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費をいう。)
- オ 使用料及び賃借料
- カ 通信運搬費
- キ 委託費

- (2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額

が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- ア 3,000万円以下の部分の金額については、100分の10
- イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については、100分の9
- ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8
- エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7
- オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6
- カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5
- キ 5億円を超える部分の金額については、100分の4

- (3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1に規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市告示第95号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年6月28日から令和元年7月17日まで一般の縦覧に供します。

令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	下作延第221号線	川崎市高津区下作延5丁目1536番15先 川崎市高津区下作延5丁目1541番9先	4.50	2.31	隅きり部
新	下作延第221号線	川崎市高津区下作延5丁目1536番3先 川崎市高津区下作延5丁目1541番7先	4.50	2.31	隅きり部

川崎市告示第96号

道路供用開始に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月28日から開始します。
 その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年6月28日から令和元年7月17日まで一般の縦覧に供します。
 令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
下作延第221号線	川崎市高津区下作延5丁目1536番3先 川崎市高津区下作延5丁目1541番7先	隅きり部

川崎市告示第97号

道路の区域の変更に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。
 その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年6月28日から令和元年7月12日まで一般の縦覧に供します。
 令和元年6月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中野島第79号線	川崎市多摩区中野島6丁目1948番12先 川崎市多摩区中野島6丁目1948番12先	2.73	12.07	
新	中野島第79号線	川崎市多摩区中野島6丁目1948番17先 川崎市多摩区中野島6丁目1948番15先	3.36	12.07	

川崎市告示第98号

道路供用開始に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月28日から開始します。
 その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年6月28日から令和元年7月12日まで一般の縦覧に供します。
 令和元年6月28日
 川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中野島第79号線	川崎市多摩区中野島6丁目1948番17先 川崎市多摩区中野島6丁目1948番15先	

税 告 示

川崎市税告示第3号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正し、令和元年6月13日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。
 令和元年6月25日

川崎市長 福田紀彦

表中に次のように加える。

特定非営利活動法人川崎市サッカー協会（川崎市中原区小杉町1丁目526番地23武蔵小杉マンション104）	左に掲げる者の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金	令和元年6月13日から令和6年6月12日まで
---	-----------------------------	------------------------

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第80号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 令和元年6月17日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久本2丁目1番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和元年9月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年7月1日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	下原橋他1橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区长尾7丁目14番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から令和元年9月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年7月1日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港臨港道路東扇島水江町線アプローチ部橋梁下部(そのⅡ工区)工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地内
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>カ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であること。</p> <p>イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>エ 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、杭長50m以上のPHC又はSC杭を中掘り圧入工法で30本以上施工した完工実績(1工事・元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>イ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ウ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>エ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年7月17日17時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第81号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年6月18日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	東京都世田谷区成城2丁目22番3号 樋山 信孝		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅馬場4丁目5060番11の 一部、5060番12の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	18.14メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第205号	指定 年月日	令和元年 6月18日	

川崎市公告第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年6月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川字西耕地3051番33
1,329平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区石神井二丁目26番11号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美
- 3 予定建築物の用途
専用住宅

計画戸数：8戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年7月12日

川崎市指令 ま宅審（イ）第57号

川崎市公告第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年6月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区登戸字乙耕地725番
ほか3筆の一部
2,638平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区南軽井沢5番地1
株式会社 あさひハウジングセンター
代表取締役 高村 明彦
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：28戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成31年1月25日

川崎市指令 ま宅審（イ）第146号

川崎市公告第84号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月19日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平間中学校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1368番地
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年7月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	幸高等学校非常放送設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手本町1丁目150番地
	履 行 期 限	契約の日から令和2年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「電気通信」）を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年7月10日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 川崎市平和館外壁改修その他工事
	履行場所 川崎市中原区木月住吉町33番1号
	履行期限 契約の日から令和2年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年7月19日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第85号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第73条第1項の規定により、有馬五丁目地区建築協定を令和元年6月20日付けで認可したので法第73条第2項の規定により公告します。

なお、この協定書は、川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当において一般の縦覧に供します。

令和元年6月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 協定区域
川崎市宮前区有馬五丁目6番4ほか18筆
- 2 建築物に関する基準
建築物の敷地、意匠及び位置は、次の各号に定める基準によらなければならない。
 - (1) 建築物の用途は、一戸建ての住宅、長屋（3戸以上のものを除く。）若しくは診療所（獣医院を除く。）併用住宅とする。
 - (2) 建築物の敷地の分割は、できないものとする。
 - (3) 敷地の地盤面（宅地造成完了時）の変更はできないものとする。ただし、自動車車庫の設置若しくは撤去又は築庭のための切土若しくは盛土による変更については、この限りでない。
 - (4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。
 - (5) 敷地の境界壁は、ブロック塀その他これらに類する構造のものは極力避け、生垣、ネットフェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。
- 3 建築協定認可申請書 申請代表者
住所 川崎市宮前区有馬五丁目6-7
氏名 竹田 和寛

川崎市公告第86号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年川崎市条例第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和元年6月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 種 類
川崎都市計画地区計画
- 2 名 称
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画
- 3 位置及び区域

川崎市多摩区登戸地内

- 4 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
（明治安田生命川崎ビル5階）
川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所
（多摩区登戸2202-1）
川崎市多摩区役所10階市政資料コーナー
（多摩区登戸1775-1）
川崎市立多摩図書館（多摩区登戸1775-1）
- 5 縦覧期間
令和元年6月21日（金）から令和元年7月4日（木）まで
- 6 意見書提出期間
令和元年6月21日（金）から令和元年7月11日（木）まで

川崎市公告第87号

高石住宅建替計画に係る自主的環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に準じて、標記事業に係る自主的環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和元年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

高石住宅建替計画に係る
自主的環境影響評価審査書

令和元年6月

川 崎 市

目 次

はじめに

- 1 事業の概要
- 2 審査結果及び内容
 - (1) 全般的事項
 - (2) 個別事項
 - ア 大気質
 - イ 緑（緑の質、緑の量）
 - ウ 騒音・振動
 - エ 廃棄物等（産業廃棄物）
 - オ 景観
 - カ 日照障害
 - キ テレビ受信障害
 - ク 地域交通（交通安全）
 - (3) 環境配慮項目に関する事項
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

はじめに

高石住宅建替計画(以下「事業」という。)は、川崎市(以下「事業者」という。)が、麻生区高石4丁目130番157の一部の約0.6haの区域において、既存建物の解体・撤去、地上4階建ての共同住宅の建設を段階的に行うものである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成31年2月5日に自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、事業者が作成した自主的環境影響評価見解書(以下「見解書」という。)の提出を受け、これを公告、縦覧した。本自主的環境影響評価審査書(以下「審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 事業の概要

(1) 事業者

名称：川崎市
代表者：川崎市長 福田 紀彦
住所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 事業の名称及び種類

名称：高石住宅建替計画

ウ 建築計画等

	新1号棟(工事完了)	A棟	B棟	計画地全体
構造	鉄筋コンクリート造			
階数	地上5階	地上4階 地下1階	地上4階 地下1階	—
建物高さ※1 (最高高さ※2)(m)	約14.8 (約15.2)	約13.4	約13.4	—
建築敷地面積(m ²)※3	約2,350	約1,840	約2,040	約6,230
建築面積(m ²)	約690	約650	約630	約1,970
延べ面積(m ²)※4	約2,480	約2,610	約2,560	約7,650
容積率算定面積(m ²)	約2,150	約1,770	約1,740	約5,660
建ぺい率(%)	約29.4	約35.3	約30.9	—
容積率(%)	約91.5	約96.2	約85.3	—
戸数(戸)	48	40	36	124
計画人口(人)※5	111	92	100	303
駐車場台数(台)	14	11	12	37
駐輪台数(台)	77	65	64	206
緑被率(%)	約27.8			

※1 建物高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に基づく建築物の平均地盤面からの高さを示す。

※2 最高高さは、屋上突出物を含む平均地盤面からの建築物の高さを示す。

※3 新1号棟を除いた建築敷地面積は約3,880m²である。

※4 新1号棟を除いた延べ面積は約5,170m²である。

※5 各住戸に対して計画人口を1DKは1人、2DKは3人、3DKは4人として算出した。

種類：住宅団地の新設

(川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価)

(3) 事業を実施する区域

位置：麻生区高石4丁目130番157の一部
区域面積：約6,230m²

用途地域：第一種中高層住居専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

共同住宅の建替え

イ 土地利用計画

区分	面積(m ²)	割合(%)
住宅棟(新1号棟、A棟、B棟)	約1,970	約31.6
駐車場	約460	約7.4
駐輪場	約220	約3.5
車路	約840	約13.5
緑化地	約1,730	約27.8
広場等	約80	約1.3
ごみ集積所	約70	約1.1
歩行者通路・その他	約860	約13.8
合計	約6,230	100

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本事業は、共同住宅の建替えであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事が中断期間も含めて96ヶ月と長期間に及ぶことから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

計画地内の樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ウ 騒音・振動

(ア) 騒音

計画地及び工事用車両走行ルートが住宅等に近接していること、工事が中断期間も含めて96ヶ月と長期間に及ぶこと、沿道における等価騒音レベルが既に環境保全目標（昼間：55デシベル）を超えている地点（予測結果の最大値：58デシベル、現況に対する増加分：2デシベル）があることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

計画地及び工事用車両走行ルートが住宅等に近接していること、工事が中断期間も含めて96ヶ月と長期間に及ぶことから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知を図ること。

エ 廃棄物等（産業廃棄物）

石綿含有建材等の使用が確認された場合には、

準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

オ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえ、市関係部署と協議すること。

カ 日照障害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 地域交通（交通安全）

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部において歩車分離が行われていないこと、許可を得た工事用車両について大型車の通行が禁止されている地点を走行させる計画であることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図ること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成31年2月5日	自主的環境影響評価実施申出書の受理及び準備書の受領
2月13日	準備書公告、縦覧開始
3月29日	準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 2名、2通
令和元年5月9日	見解書の受領
5月16日	見解書公告、縦覧開始
5月30日	見解書縦覧終了
6月21日	審査書公告、事業者宛て送付

川崎市公告第88号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託 (その6)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	令和元年12月27日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年7月23日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道宮前6号線電線共同溝詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区野川地内
	履 行 期 限	令和2年3月13日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 現場代理人および主任技術者は技術士(建設部門-道路)またはRCCM(道路)の有資格者とする。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年7月23日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第89号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区岡上字関327番4
ほか2筆
1,168平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都町田市能ヶ谷一丁目5番9号ロシエスト3階
Z E A L不動産株式会社
代表取締役 小松 真樹
- 3 予定建築物の用途
共同住宅、戸建住宅
計画戸数：14戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成31年3月21日
川崎市指令 ま宅審(イ)第167号

川崎市公告第90号

「令和元年度地域連携による消費者教育推進事業実施業務委託」実施に関する企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和元年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 公募型企画提案に関する事項
 - (1) 件名
令和元年度地域連携による消費者教育推進事業実施業務委託
 - (2) 主な業務事項
 - ア 消費生活サポーター養成講座(新規登録者向け講座)の実施
 - (ア) 講座の企画・立案
 - (イ) 講座実施に係る運営管理全般
 - (ウ) 広報活動
 - (エ) アンケートの実施
 - イ 消費生活サポーターフォローアップ講座(既登録者向け講座)の実施
 - (ア) 講座の企画・立案
 - (イ) 講座実施に係る運営管理全般
 - (ウ) 広報活動
 - (エ) アンケートの実施
 - ウ 地域の見守り推進講座の実施
 - (ア) 講座の企画・立案
 - (イ) 消費者教育実施に係る運営管理全般
 - (ウ) 広報活動

- (エ) アンケートの実施
- エ 啓発グッズ・冊子等作製
- (3) 委託期間
契約締結日から令和2年3月23日まで
- 2 提案書の提出者の資格
次の条件をすべて満たしていること。
 - (1) 本業務(消費者行政等)に関する知見を有する者
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
 - (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
 - (5) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他」種目「01 イベント」に登録がある者
 - (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
 - (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- 3 提案者を特定するための評価基準
 - (1) 企画提案の視点・内容
 - (2) 企画の工夫
 - (3) 事業執行体制
 - (4) 事業効率性
- 4 担当部局
川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
電話：044-200-3864
FAX：044-244-6099
メールアドレス：28syohi@city.kawasaki.jp
- 5 公募要領の公表の時期
令和元年6月21日(金)
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 期 間：令和元年6月21日(金)～7月1日(月)
 - (2) 受付場所：4と同じ
 - (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送
※郵送の場合も期間最終日午後4時00分までに必着のこと
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 期 間：令和元年7月3日(水)～7月12日(金)
- (2) 提出場所：4と同じ
- (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送
※郵送の場合も期間最終日午後4時00分までに必
着のこと
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案書 7部
 - イ 見積書 7部
 - ウ 事業実施体制・主な事業実績 7部
 - エ 会社概要(パンフレット等) 7部
 - オ 定款及び直近の決算書2期分 1部
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 - (1) 言 語：日本語
 - (2) 通 貨：日本国通貨
- 9 契約書の作成の要否
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 - (1) 業務規模概算額 4,895,000円(消費税及び地方
消費税を含む)
 - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担
の有無
企画提案書の作成及び提出にかかる一切の費用
は、公募型企画提案参加者の負担とします。
 - (3) その他
 - ア 審査結果の発表は、令和元年7月23日(火)を
予定しています。
 - イ 詳細につきましては、本企画提案公募要領及び
仕様書を御参照ください。

川崎市公告第91号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

令和元年6月21日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市川崎市麻生区千代ヶ丘九丁目1105番1
ほか11筆の一部
2,898平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
麻生区千代ヶ丘九丁目2番38号
土方 茂
- 3 予定建築物の用途
店舗
計画戸数：1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年10月29日
川崎市指令 ま宅審(イ)第106号
平成31年4月12日
川崎市指令 ま宅審(イ)第5号

川崎市公告第92号

令和元年度医工連携推進事業に係る業務委託の業者選
定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり
公告します。

令和元年6月24日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 公募型プロポーザルに関する事項
 - (1) 件 名 令和元年度医工連携推進事業実施業務
 - (2) 業務事項
 - ア 提案力向上に向けたワークショップの開催
 - イ マッチング会等の開催
 - (3) 委託期間 契約締結日～令和2年3月19日
- 2 提案書の提出者の資格
次の条件をすべて満たしていること。
 - (1) 医工連携に関するノウハウと実績がある者
 - (2) 法人格を有する者
 - (3) 川崎市業務委託有資格名簿において「99 その他
業務」「99 その他」へ掲載されている者。ただし、
契約締結(令和元年8月上旬を予定)までに掲載が
見込まれる場合はこの限りではない。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づ
く指名停止期間中でない者
 - (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期
間中でない者
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更
正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生
法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始
の申立がなされていない者
 - (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税
及び地方消費税を滞納していない者
 - (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5
号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配
法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することの
ない者
 - (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例
第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しな
い者
- 3 提案者を特定するための評価基準
 - (1) 事業目的の理解度
 - (2) 企画提案の内容
 - (3) 専門的知識・能力
 - (4) 事業実績
 - (5) 本市の現状についての理解度

- (6) 事業実施体制
- (7) 事業費
- 4 担当部局
川崎市経済労働局産業振興部工業振興課ものづくり・ICT支援係
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
電話(直通): 044-200-2324
FAX: 044-200-3920
メールアドレス: 28kogyo@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
 - (1) 配付期間 令和元年6月24日(月)~7月5日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (2) 配布場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期限 令和元年6月24日(月)~7月5日(金)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期間 令和元年7月9日(火)~7月11日(木)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、業務実施体制・主な事業実績(1部)、誓約書(1部)、会社概要(7部)

- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
要する。
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 - (1) 業務規模概算額 1,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
 - (3) その他
ア 審査結果の発表は7月下旬を予定しています。
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第93号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 市道菅62号線道路補修(側溝)工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅5丁目20番地先
	履 行 期 限 契約の日から170日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年7月8日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削その2)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区子母口335番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から80日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年7月8日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	市道細山Ⅱ線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区金程1丁目33番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)	

参加資格	(6) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年7月8日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第94号

入 札 公 告

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

健康安全研究所安全キャビネット点検業務

(2) 履行場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 履行期間

契約締結日から令和元年9月30日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、川崎市「平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「その他業務」種目名「その他」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5か年に、安全キャビネット点検業務委託契約の実績があること。

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加申込書を提出してください。

(1) 提出場所

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

電 話 044-276-8250

F A X 044-288-2044

E-mail 40eiken@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和元年6月25日から7月10日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書は、川崎市のホームページ「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 交付日時
令和元年7月11日 午後5時
ただし、川崎市「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和元年7月12日までに電子メールで配信します。
- (2) 交付場所
「3(1)提出場所」に同じ。
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
「3(1)提出場所」に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和元年7月12日から7月17日までとします。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により送付してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にてご連絡ください。)
- ア 持参
「3(1)提出場所」に同じ。
- イ 電子メール
40eiken@city.kawasaki.jp
- ウ FAX
044-288-2044
- (5) 回答方法
質問があった場合、令和元年7月19日に競争参加資格を有するとした確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に「2 競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法等
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- エ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時
令和元年7月23日 午後3時
- イ 入札場所
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター2階
川崎市健康安全研究所
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 契約の手続き等
- (1) 契約保証金は、免除とします。
- (2) 前払金の要否
前払金はありません。
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、

質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第95号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 6月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター排ガス分析計及びHCL計保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和2年3月17日まで
- (4) 業務概要 堤根処理センターに設置されている排ガス分析計、HCL計の機能を正常に維持するために必要な保守点検業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種業務の契約実績を有すること。
- (5) 業務を全部又は主要な部分を自社で実施すること。
- (6) 排ガス分析計及びHCL計保守点検業務委託に必要な資格を有している人員を配置できること。

なお、必要な資格は次のとおりとする。

ア ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒210-0026

川崎市川崎区堤根52番地 堤根処理センター
技術係 眞鍋、高橋、佐藤

電 話 044-541-2047

F A X 044-533-4611

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和元年6月25日(火)から令和元年7月3日(水)9時から17時まで(日曜日及び12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し。業務を一部委託する場合は、再委託確認書。

上記2(6)の資格証の写し。

- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和元年7月10日(水)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和元年7月10日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

- 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和元年7月10日(水)から令和元年7月12日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法

ア 電子メール 30tutumi@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-533-4611

ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法

令和元年7月17日(水)に全社に文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

- 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

- 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和元年7月23日(火)10時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区堤根52番地

堤根処理センター5階会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第96号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 「COOL CHOICE」普及啓発業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年2月28日まで
- (4) 業務内容
「COOL CHOICE」普及啓発に関する業務内容は、次のとおりとします。
ア COOL CHOICE普及促進コーナーの企画・運営を行う。

- イ 普及啓発ツールの企画・作成等を行う。
- ウ CMの放映、ウェブサイトの公開、イベントの実施等による普及啓発を行う。

2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市競争参加資格審査申請書により、次の有資格業者名簿に登録していること。
ア 業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」かつ「映画・ビデオ制作」かつ「広告代理店」かつ「印刷物のデザイン」に登録していること。
- (3) 過去5年間に、本委託業務と類似の契約実績を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしてください。

- (1) 配布・提出場所 川崎市環境局地球環境推進室
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4
第3庁舎17階
電話 044-200-3871
- (2) 配布・提出期間 令和元年6月25日から令和元年6月28日まで
午前9時から午後4時30分まで
(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出方法 持参または郵送
(郵送の場合は必着)

4 業務仕様書類の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

- (1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ
- (2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和元年7月1日
午前10時から午後4時まで
(正午から午後1時までを除く。)

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 場所 上記3(1)と同じ。
- (2) 期間 令和元年7月1日から令和元年7月4日
持参の場合は午前9時から午後4時30分まで
(正午から午後1時までは除く。)
- (3) 方法 入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に持参または電子メールにて提出してください。

※ 質問書送付先メールアドレス
<30tisui@city.kawasaki.jp>

(4) 回答方法

令和元年7月5日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札の日時 令和元年7月11日 午前10時
- (3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎15階
第1会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 開札の日時 上記8(3)に同じ
- (6) 開札の場所 上記8(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。

10 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第97号

入 札 公 告

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 宮前区子育て情報誌「とことこ2019-2020」改訂業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 他
- (3) 履行期間 契約締結日から令和元年10月11日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

- この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」に記載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去2か年以内に、本市又は他官公庁において、同規模の委託契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒216-8570
川崎市宮前区宮前平2-20-5
宮前区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課 仙石
電 話 044-856-3300
FAX 044-856-3237
E-mail 69keasui@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

令和元年6月25日(火)から令和元年7月2日(火)まで(土、日曜日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参に限ります。

競争入札参加申込書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(5) 入札説明書及び仕様書の入手方法

入札説明書及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月12日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和元年7月12日(金)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和元年7月12日(金)から令和元年7月18日(木)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年7月22日

(月)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札書の提出日時

令和元年7月30日(火)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市宮前区宮前平2-20-5
宮前区役所4階 第2会議室

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第98号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
PCB廃棄物掘り起こし調査業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内
- (3) 履行期間
契約日から令和2年3月16日まで
- (4) 業務概要
PCB廃棄物掘り起こし対象者データの精査、クレンジング及び調査対象事業者への調査票の郵送、現地配布及び電話オペレーターを含む集計等に関する業務

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。
- (4) 過去5年間(平成26～30年度)の期間に、本市又は他官公庁において、PCB廃棄物掘り起こしに関する業務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
環境局生活環境部廃棄物指導課
(川崎市役所第3庁舎16階)
担当：木村・金刺
電話044-200-0158・0159(直通)
- (2) 配布・提出、閲覧期間
令和元年6月25日(火)から令和元年7月3日

(水)9時から17時まで(土曜日、日曜日、休日及び12時から13時の間は除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

- 4 競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等の交付
競争参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等を令和元年7月10日(水)までに交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りにしてください。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付日時令和元年7月10日(水)9時から17時まで
(12時から13時は除く)**5 競争参加資格の喪失**

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問**(1) 質問受付期間**

令和元年7月10日(水)から令和元年7月12日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(2) 質問の様式

競争参加有資格確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール及びFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 30haiki@city.kawasaki.jp
FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-0158・0159

(4) 回答方法

令和元年7月17日(水)に全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

令和元年7月25日(木)14時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市役所第3庁舎15階

第3会議室(川崎市川崎区東田町5番地4)

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要

ア 川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第99号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市こくほの健診(35歳~39歳健康診査)受診券等作成及び封入封緘業務委託

(2) 履行期間

委託契約締結日から令和2年2月29日まで

(3) 履行場所

履行場所は、原則として川崎市健康福祉局保健所

健康増進課とします。

その他、必要に応じ別途協議して定めます。

(4) 事業内容

今年度35歳から39歳に達する川崎市国民健康保険加入者に対して実施する健康診査の受診券及びお知らせチラシ等を作成し、窓あき封筒に封入封緘を行います。

※詳細は「業務委託仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」で掲載されていること

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でないこと

(3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(4) 過去5年間で、本市又は同規模程度の公官庁において、類似の業務に関する契約実績があり、問題なく履行したこと

(5) 本市国保ハイアップシステム(NEC製「COKAS-X」を使用)で取り扱う以下のフォントを正しく印字できる環境を有していること

ア MS明朝(JIS90)

イ MS明朝用外字フォント(Windowsの外字機能)

ウ 川崎市拡張フォント(川崎市独自フォント)

エ 川崎市拡張用外字フォント(川崎市独自フォント)

※上記イからエのフォントを制御するソフトウェアとして「FontAvenue外字コントロール2000」(NEC製)があります。

※上記イからエのフォントについて、編集可能なデータ形式(拡張子:.TTF/.TTE)で配布することが可能です。

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局保健所健康増進課

担当 梅森

電話 044-200-3426(直通)

(2) 配布・提出期間

令和元年6月25日(火)から令和元年7月1日(月)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

(4) 提出書類

次の書類を各1部作成し提出してください。

ア 一般競争入札参加申込書

イ 実績調査書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、仕様に関する問い合わせについて記載されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所」の場所において、「2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和元年7月3日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 一般競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

持参による入札

ア 入札書の提出日時

令和元年7月16日(火)午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局 12D会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

8(1)アに同じ

(4) 開札の場所

8(1)イに同じ

(5) 入札書の記載金額

ア 入札書の金額は、「業務委託仕様書 別紙 委託予定件数」に記載の委託内容(1)～(6)までの単価の合計額とします。プログラム代等必要な経費は全て委託内容(1)～(6)の業務の単価に含めて単価設定してください。

イ 入札に際しては、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

9 契約手続き等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書の作成の要否

要

※ 契約は単価契約となります。

※ 契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 その他

- (1) 各手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第100号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
 市内高濃度PCB廃棄物(安定器及び汚染物等)収集運搬業務委託
- (2) 履行場所
 浮島処理センター
- (3) 履行期間
 契約日から令和2年3月16日まで
- (4) 業務概要
 浮島処理センターに保管されている高濃度PCB廃棄物(安定器及び汚染物等)ドラム缶38缶を、PCB特措法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、高濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、その他関係法令等に従い、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定められた処理施設であるJESCO北海道PCB処理事業所まで収集運搬を行う。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物収集運搬業」に記載されていること。
- (4) JESCO北海道PCB処理事業所の入門許可を有していること。

3 競争参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
 川崎市川崎区東田町5番地4

環境局生活環境部廃棄物指導課

(川崎市役所第3庁舎16階)

担当:名雪・山田

電話044-200-2581(直通)

(2) 配布・提出、閲覧期間

令和元年6月25日(火)から令和元年7月1日(月)9時から17時まで(土曜日、日曜日、休日及び12時から13時の間は除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

4 競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等の交付
競争参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等を令和元年7月4日(木)までに交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年7月4日(木)9時から17時まで(12時から13時は除く)

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問

(1) 質問受付期間

令和元年7月4日(木)から令和元年7月8日(月)14時まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(2) 質問の様式

競争参加有資格確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メールまたはFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 30haiki@city.kawasaki.jp

FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-2581

(4) 回答方法

令和元年7月10日(水)までに全社へ文書(電子メール)にて送付します。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時
令和元年7月16日(火) 16時30分
- (3) 入札・開札の場所
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室(川崎市川崎区東田町5番地4)
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
免
- (2) 契約書の作成
要
- (3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第101号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 焼却灰運搬及び資源化処理業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか1か所
- (3) 履行期間 契約日から令和元年12月27日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、埋立処分場の延命化を目的

とした焼却灰の資源化方法を検討するための実証実験として、王禅寺処理センター及び浮島処理センターで発生した飛灰と主灰の混合灰を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、本市が指定する保管場所から受託者の処理施設まで運搬し、資源化処理を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、焼却灰運搬及び資源化処理業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 一般廃棄物処理施設設置許可を取得していること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)(5)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 小林、小澤
電話 044-200-2587(直通)
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和元年6月25日(火)から令和元年7月1日(月)9時から17時まで

(土、日曜日及び12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込書の提出締切日までに届くこととし、不備がないこと。

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
イ 上記2(5)の許可証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和元年7月8日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和元年7月8日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和元年7月8日(月)から令和元年7月12日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
令和元年7月19日(金)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時
令和元年7月24日(水)10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

に再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

(4) その他

本業務の一部を協力会社で行う場合は、予め本市と覚書を締結するものとします。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市川崎市宮前区有馬七丁目8番1
ほか3筆の一部
2,701平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区有馬八丁目24番12号
伊藤 武
- 3 予定建築物の用途
長屋2棟、保育園1棟
計画戸数：18戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年12月18日
川崎市指令 ま宅審(イ)第133号
令和元年5月10日
川崎市指令 ま宅審(イ)第14号(変更)

川崎市公告第103号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 6月 25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

市内高濃度PCB廃棄物(変圧器・コンデンサー類)収集運搬業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月16日まで

(4) 業務概要

指定した市内保管事業場に保管されている高濃度PCB廃棄物(コンデンサー68台、油4本及び保管容器7個)を、PCB特措法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、高濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、その他関係法令等に従い、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定められた処理施設であるJESCO東京PCB処理事業所まで収集運搬を行う。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物収集運搬業」に記載されていること。

(4) 過去5年間(平成26～30年度)の期間に、本市又は他官公庁において、PCB廃棄物収集運搬に関する業務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。

(5) JESCO東京PCB処理事業所の入門許可を有していること。

3 競争参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4
環境局生活環境部廃棄物指導課
(川崎市役所第3庁舎16階)

担当：山田・名雪

電話044-200-2596(直通)

(2) 配布・提出、閲覧期間

令和元年6月25日(火)から令和元年7月1日(月)9時から17時まで(土曜日、日曜日、休日及び12時から13時の間は除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

4 競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等の交付
競争参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等を令和元年7月4日(木)までに交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年7月4日(木)9時から17時まで(12時から13時は除く)

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問

(1) 質問受付期間

令和元年7月4日(木)から令和元年7月8日(月)14時まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(2) 質問の様式

競争参加有資格確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メールまたはFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 30haiki@city.kawasaki.jp

FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-2596

(4) 回答方法

令和元年7月10日(水)までに全社へ電子メールにて送付します。

なお、質問がなかった場合、メール送信はいたしません。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時
令和元年7月16日(火)16時00分
- (3) 入札・開札の場所
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
(川崎市川崎区東田町5番地4)
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
免除
- (2) 契約書の作成
要
- (3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第104号

入 札 公 告

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
港湾保安システム保守点検業務委託
- (2) 履行場所
保安対策モニター監視室及び各制限区域等

- (3) 履行期間
契約日から令和2年3月19日まで
- (4) 業務概要
港湾保安システム設備の機能を正常かつ良好に維持するため、年2回(秋季に普通点検、年度末に精密点検)の調整及び保守点検業務を行うものです。
監視機器(制御装置、表示装置、記録装置、カメラ、伝送装置) 一式
電源関係(UPS、盤類) 一式
センサー類(赤外線、振動) 一式
放送設備等 一式

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者
- (4) 平成17年4月1日以降に港湾保安システム設備の保守点検業務についての受託実績を有すること。
- (5) 本委託の見積用仕様書図書(「仕様書・図面・特記仕様書等」をいう。)貸与に関する情報等の取扱に係る「誓約書」を提出し、当該「誓約書」の内容を遵守できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0869
川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課
電話番号 044-287-6014
FAX 044-287-6038
E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- (2) 配布・提出期間
令和元年6月25日(火)から令和元年7月2日(火)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後

5時まで)。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 上記2(4)を証する書類
- ウ 上記2(5)の誓約書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和元年6月25日(火)から令和元年7月2日(火)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付及び見積用仕様書図書の貸与

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和元年7月5日(金)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

ただし、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年7月5日(金)までに電子メールにより送付します。

(2) 入札用設計図書の貸与

競争入札参加資格が有ると認められた者には、見積用仕様書図書を貸与します。

ア 貸与場所

3(1)に同じ

イ 貸与日時

令和元年7月5日(金)午前9時から令和元年7月9日(火)午後4時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

手渡しとなります。電子メールでの送付は行いません。

また、貸与した見積用仕様書図書は、入札手続き終了後直ちに港湾局川崎港管理センター港湾管理課まで返却してください。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年7月10日(水)午前9時から令和元年7月11日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出

してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和元年7月16日(火)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年7月18日(木) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1
川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます

す。

10 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3 (1) に同じ
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する「特定業務委託契約」に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第105号

入 札 公 告

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎国際エコビジネスフォーラム開催等支援業務委託
- (2) 履行場所
カルッツかわさき (川崎市川崎区富士見1-1-4) ほか川崎市内
- (3) 履行期間
契約締結日から令和2年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」及び「翻訳、速記」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間に、本市、他官公庁又は民間において、同種の業務である次の全ての業務の契約実績を有すること。

ア 環境分野での会議、シンポジウムの開催等支援業務実績

イ 国際会議、国際シンポジウムの開催等支援業務実績

ウ 日本語・英語の同時通訳の業務実績

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出及び問合せ先

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所事業推進課 近藤

電 話 044-276-9118

F A X 044-288-3156

E-mail 30kokuse@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年6月25日(火)から令和元年7月1日

(月)の9時から17時まで

(土、日曜日及び12時から13時までの間は除く。)

(3) 提出書類

次の書類を全て提出してください。

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し

※ 提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(4) 提出方法

持参に限ります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月9日(火)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和元年7月9日(火)の9時から17時まで(12時から13時までの間は除く。)

(2) 受取り先

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和元年7月9日(火)から令和元年7月12日

(金)17時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年7月17日(水)に、全参加者あてに電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札・開札の日時

令和元年7月24日(水)10時00分

イ 入札・開札の場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
川崎市環境局環境総合研究所研修室

ウ 入札の方法

持参(持参以外は無効とします。)

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(4) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等

は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第106号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市土木工事標準構造図集改訂業務委託

(2) 履行場所

川崎市内一円

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月15日まで

(4) 業務概要

平成29年3月に改訂されたCAD製図基準に伴い、構造図集の精査を行い、誤びゅう箇所等の修正を行うこと。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「建設コンサルタント」、種目「道路」に登載されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

建設緑政局総務部技術監理課 担当 仙場
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク17階

電話：044-200-2791(直通)

FAX：044-200-3973

電子メールアドレス：53gikan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年6月25日(火)から令和元年7月2日(火)まで(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、審査の上入札参加資格があると認められた者には、令和元年7月5日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市の平成31年・32年度業務委託有資格業者へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、次により直接交付します。

(1) 日時

令和元年7月5日(金)

9時から12時まで及び13時から17時まで

(2) 場所

建設緑政局総務部技術監理課

(川崎市川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワー・リパーク17階)

(3) その他

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は、3(1)の場所において令和元年6月25日(火)から令和元年7月2日(火)まで縦覧に供します。(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和元年7月5日(金)から令和元年7月9日(火)まで(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に記載する

電子メールアドレス宛に送付した後、3(1)に記載する電話番号まで御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年7月12日(金)までに、全社宛に電子メールにて送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について虚偽の

記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、川崎市土木工事標準構造図集改訂業務委託に係る費用の合計金額(税抜き)で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年7月18日(木)14時

イ 場所 川崎市建設緑政局会議室

(川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパーク17階)

(3) 郵送による入札書の提出の可否

郵送による入札書の提出は一切認めません。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

必要とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第107号

入 札 公 告

令和元年 6月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

電気自動車(軽貨物) 賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市環境局環境対策部大気環境課(川崎市川崎区宮本町1番地)

(3) 履行期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」種目「車両」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去に本市又は他官公庁において類似の契約を締結した実績を有し、かつこの調達物品について確実に納入ができること。

(5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争入札参加申込書・仕様書等の配布・提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市環境局環境対策部大気環境課

担 当 堀井

郵便番号 210-8577

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第三庁舎17階

電 話 044-200-2530

F A X 044-200-3922

E-mail 30taiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

ア 配布・提出日

令和元年6月25日(火)から令和元年7月1日(月)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

下記の書類を全て提出してください。なお、本市が必要と認めた場合、追加で書類提出を求めることがあります。

ア 一般競争入札参加申込書

イ 車両の仕様及びカタログ等の資料

ウ 契約書の契約実績(契約期間・金額等)を確認できる箇所の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月5日(金)までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和元年7月5日(金)午前9時から令和元年7月8日(月)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に記載した電子メールアドレス又はFAX宛て送付してください。(質問書を送付した旨を、電話番号044-200-2530あてに電話連絡してください。)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年7月10日(水)に、参加全社宛てに電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 賃貸借期間の総額(税抜き)を入札金額とします。「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の110分の100に相当する

月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を60か月で乗じる方法で見積もりしてください。

- (2) 入札・開札の日時
令和元年7月12日(金)午前10時
- (3) 入札・開札の場所
川崎市役所第三庁舎11階会議室
- (4) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金
免除とします。
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第108号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
岡本太郎美術館照明制御装置長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市多摩区枳形7丁目1番5号
- (3) 履行期間
契約日から令和元年12月27日まで
- (4) 業務概要
岡本太郎美術館に設置されている照明制御装置の部品交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒214-0032
川崎市多摩区枳形7-1-5
川崎市岡本太郎美術館
電話 044-900-9898(直通)
FAX 044-900-9966
E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和元年6月25日(火)から令和元年7月3日(水)までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、7月1日(月)の本館休館日を除きます。
- (3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年7月5日(金)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年7月5日(金)から令和元年7月12日(金)までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、7月8日(月)の本館休館日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-900-9966

(5) 回答方法

令和元年7月18日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各

号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年7月31日(水)午前11時

イ 入札場所

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館 創作アトリエ

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情

報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の
の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第109号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり
公告します。

令和元年6月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和元年度ノロウイルス検査業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立学校、教育委員会事務局他
- (3) 履行期間
令和元年9月2日から令和2年3月31日まで
- (4) 概要
ノロウイルス検査の実施、検査容器・提出用袋・検査説明書等の送付、検査結果成績書の作成等の一連の検便検査業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「医療関連業務」・種目「衛生検査業務」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に検査場所があること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

- ア 閲覧場所 〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局健康給食推

進室〔学校給食〕 担当 小林

イ 閲覧期間 令和元年6月26日(水)～令和元年
7月2日(火)

(土曜日、日曜日、祝日等の本市閉
庁日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時00分
～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市教育委員会ホームページ「そ
の他」の「令和元年度ノロウイル
ス検査業務委託受託事業者公募」
(アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000107595.html>)

イ 閲覧期間 令和元年6月26日(水)～令和元年
7月2日(火) 午前9時～午後5時

4 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参
加申込書を提出しなければなりません。

また、提出された競争参加申込書等を審査した結
果、当該業務の入札に参加することが認められた者に
限り、入札に参加することができます。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

〔学校給食〕：小林担当

電 話：044-200-3299(直通)

F A X：044-200-2853

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信
する場合は必ず開封確認メッセージを要求してく
ださい。)

入札説明書、競争参加申込書は、上記3(2)アのと
おり、インターネットからダウンロードすること
ができます。

(2) 提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

競争参加申込書

上記3(2)アのとおり、インターネットからダウン
ロードすることができます。ダウンロードできない
場合は、上記(1)の場所以上記3(1)イの期間に配布し
ます。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。
イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記3(1)アの場所とします。

5 資料の縦覧

3(1)アの場所、3(1)イの期間で縦覧に供します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和元年7月8日(月)までに送付します。

(1) 令和元年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

7 仕様に関する問合せ先

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込みを済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 問合せ先

上記4(1)まで入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、持参、電子メール又はFAXしてください。

なお、質問書は、上記3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

イ 質問受付期間

令和元年7月8日(月)～令和元年7月11日(木)
(土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時

(2) 回答

ア 回答予定日 令和元年7月17日(水)まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して電子メール又はFAXします。質問がなかった場合には、連絡はいたしません。なお、解凍後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書について、虚偽の申請をしたとき。

9 入札の手續等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和元年7月23日(火)午後1時30分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
教育委員会第1会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、1件あたりの単価(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内の検査に際して必要となる送料、検査費用、各種書類作成作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなり

ません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約手続き等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の

10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

11 その他

(1) この公表に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は4(1)に同じです。

川崎市公告第110号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	かわさき南部斎苑電話交換設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区夜光3丁目2番7号
	履行期限	契約の日から令和2年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気通信」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年7月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	浮島処理センター かわさきエコ暮らし未来館外壁改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町509-1
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年7月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第111号

入札公告（役務）

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

市内低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務委託

(2) 履行場所

浮島処理センターほか8保管事業場

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月16日まで

(4) 業務概要

指定された市内所管施設に保管されている低濃度PCB廃棄物を、PCB特措法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、その他関係法令等に従い、環境省認定の無害化処理認定施設へ収集運搬を行い、適正に処分する。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて

満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」に登録されていること。
- (4) 廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき、無害化処理認定を受けていること。また、低濃度PCB廃棄物を運搬するにあたり無害化処理認定による収集又は運搬の許可、又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可を有していること。

3 競争参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
環境局生活環境部廃棄物指導課
(川崎市役所第3庁舎16階)
担当：名雪・山田
電話044-200-2581(直通)
- (2) 配布・提出、閲覧期間
令和元年6月27日(木)から令和元年7月4日(木)17時
9時から17時まで(土曜日、日曜日、休日及び12時から13時の間は除く)
- (3) 提出方法
持参(持参以外は無効とします)

4 競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等を令和元年7月8日(月)までに交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。

- (1) 交付場所
上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和元年7月8日(月)9時から17時まで(12時から13時は除く)

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問

- (1) 質問受付期間
令和元年7月8日(月)から令和元年7月11日(木)14時まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (2) 質問の様式
競争参加有資格確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メールまたはFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。
電子メールアドレス 30haiki@city.kawasaki.jp
FAX番号 044-200-3923
電話番号 044-200-2581
- (4) 回答方法
令和元年7月16日(火)までに全社へ文書(電子メール)にて送付します。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時
令和元年7月19日(金) 14時00分
- (3) 入札・開札の場所
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室(川崎市川崎区東田町5番地4)
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
免除
- (2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第112号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第75条の2第2項に基づき、宮崎・土橋・神木地区建築協定に加わる意思の表示があったので、法第73条第2項の規定により公告します。

なお、この協定書は、川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当において一般の縦覧に供します。

令和元年6月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市公告第113号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月28日

福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	五反田川放水路放流部家屋事後調査業務委託
	履行場所	川崎市多摩区登戸新町地内
	履行期限	令和2年1月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「事業損失部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年7月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	新作小学校現地測量委託
	履行場所	川崎市高津区新作1丁目1839番ほか
	履行期限	令和2年1月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	

参加資格	(6) 現場代理人、主任技術者及び照査技術者は、測量士の資格を有するものとする。 なお、現場代理人、主任技術者及び照査技術者については兼務可とする。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年7月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その14)
	履行場所	川崎市多摩区登戸地区
	履行期限	令和2年2月28日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年7月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その15)
	履行場所	川崎市多摩区登戸地区
	履行期限	令和2年1月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年7月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託 (その16)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	令和元年12月27日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年7月30日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第114号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

令和元年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年 6月14日	特定非営利活動法人 麻生環境会	鈴木 孝	川崎市麻生区上麻生7丁目 2番30号	この法人は、柿生駅周辺の公共施設の利用者等に対し、麻生水処理センターを含めた諸施設を提供するための環境整備事業を行い、スポーツの振興・子どもの健全育成・高齢者福祉・社会教育・まちづくりの推進等に寄与することを目的とする。
令和元年 6月14日	特定非営利活動法人 川崎寺子屋食堂	竹岸 章	川崎市多摩区登戸新町444番地 フラッツアミ207号室	この法人は、川崎市内の経済的に恵まれない子ども達に対して、栄養価の高い食事に加えて上級の学校へ進学するための学習指導と学習するための場を提供する事業を行うことによって、「貧困の連鎖」を断ち切り、子ども達が夢と希望を持って心身共に成長していける社会の実現に寄与することを目的とする。

令和元年 6月14日	特定非営利活動法人 たすけあいだんだん	小泉 尚子	川崎市高津区下作延2丁目 12番3号	本会は、地域住民に対して、お互いさまの福祉の街づくりをめざして、自己決定・自主管理の働き方で在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
令和元年 6月21日	特定非営利活動法人 フリースペースたまりば	西野 博之	川崎市高津区千年435番地10	この法人は、学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない子どもや若者及びその保護者とともに、一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、学校外の多様な学びや育ち・生き方を支援し、自己肯定感を取り戻す人間関係を育む環境と文化を創造することを目的とする。

公告(調達)

川崎市公告(調達)第92号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計装置一式の賃貸借及び保守管理

(2) 履行場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター2階
川崎市健康安全研究所

(3) 履行期間

令和元年11月1日から令和8年10月31日まで

(4) 調達概要

長期継続契約(分析装置の賃貸借及び保守管理)

2 競争参加資格に関する事項

一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市「平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種名「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和元年7月22日までに行って下さい。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 官公庁又は研究機関と理化学分析装置の賃貸借について平成21年4月1日以降に契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0821
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター2階
川崎市健康安全研究所
電話 044-276-8250

(2) 配布・提出期間

令和元年7月10日(水)から7月22日(月)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 納入予定物品の仕様及びカタログ等
- ウ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 競争入札参加申込書及び入札説明書の入手方法

競争入札参加申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には「3(2)配布・提出期間」の期間に、「3(1)配布・提出場所」で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和元年8月1日(木)午後5時

ただし、川崎市「平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和元年8月2日(金)までに電子メールで配信します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年8月5日(月)から8月8日(木)までとします。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により送付してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所」に電話にてご連絡ください。)

ア 持参の場合

3(1)に同じ

イ 電子メールの場合

40eiken@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合

044-288-2044

(5) 回答方法

質問があった場合、令和元年8月14日(水)に競争参加資格を有するとした競争参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 競争参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年8月21日(水)午後2時

(イ) 入札書の提出場所

川崎市健康安全研究所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

イ 郵送による入札の場合(書留郵便に限る)

(ア) 入札書の提出期限

令和元年8月20日(火)必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)に同じ

(ウ) 注意事項

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所にこの旨を必ず電話にて連絡してください。

(2) 金額の表記

ア 入札は税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜き)に84か月を乗じる方法(契約金総額)で見積もりしてください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時及び場所

7(1)ア(ア)及び(イ)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、川崎市契約規則第32条の定めるところにより、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払い金の要否

否

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等

は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required :
Lease and maintenance management of a gas chromatograph-triple quadrupole mass spectrometer unit
- (2) Time-limit for tender :
2:00 P.M., August, 21, 2019
- (3) Time-limit for tender by mail :
August, 20, 2019
- (4) Contact point for the notice :
Kawasaki City Institute for Public Health
Life Science & Environment Research
Center, 2nd Floor
3-25-13 Tonomachi, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0821, Japan
TEL : 044-276-8250
- (5) Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告（調達）第93号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 7月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 統計資料室保存資料に係る電子化業務委託
- (2) 履行場所 受注者作業場所
川崎市役所第3庁舎
(川崎市川崎区東田町5-4)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年1月31日まで

(4) 委託概要 別紙仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 電子化の対象となる紙媒体の資料（1冊当たり約1.5～3cmの冊子、B4サイズ8冊及びB5サイズ3冊）の受渡しに当たって、来庁のうえ、手渡しにより貸与及び返却が可能であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問合せ先

次により一般競争入札参加資格確認申請書を配付します。この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局情報管理部統計情報課 担当 西谷

電話番号：044-200-2068

F A X：044-200-3799

e-mail:17tokei@city.kawasaki.jp

※川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和元年7月10日（水）から令和元年7月17日（水）までとします。（土日祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送

郵送により提出する場合は、期限までに到着するように注意し、書留又は配達証明郵便等、配達されたことが確認できる手段を使用してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」へ登録し際に電子メールのアドレスを登録している場合には、電子メールにて配信されます。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和元年7月19日（金）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) その他

入札説明書及び仕様書、電子化の対象となる資料等は3(1)の場所において令和元年7月10日(水)から令和元年7月26日(金)まで縦覧に供します。(土日祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

5 競争入札参加者に求められる義務

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、無償で入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり来庁してください。

(1) 日時

令和元年7月19日(金)から令和元年7月22日(月)土日祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様に関する質問について

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年7月19日(金)から令和元年7月26日(金)までとします。(土日祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問合せ先まで電子メールまたはFAXにて送付してください。また、それに加えて電話にて連絡し、当該質問の要旨を説明してください。

(4) 質問に対する回答

質問受付日から令和元年7月31日(水)までに、入札説明書等の配布を受けた全社に電子メールまたはFAXにて送付します。

ただし、質問がなかった場合は特に連絡はいたしません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 委託業務の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

ウ 代理人が出席する場合、入札開始前に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年8月6日(火) 午前11時

イ 場所 川崎市役所第3庁舎11階共用会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成の要否

必要とします。落札者は契約書2通を作成し、令和元年8月14日(水)午後2時までに3(1)の場所に持参又は郵送で提出してください。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札説明書、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は3(1)の場所において、一般競争入札参加資格確認申請書の配布期間中に縦覧できます。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(4) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第94号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析装置の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市環境総合研究所

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

(3) 履行期間

令和2年2月1日から令和9年1月31日までとする。

(4) 調達概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市の平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は、所定の様式により財政局資産管理部契約課に令和元年7月19日までに資格審査申請を行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。

(5) 過去2か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績が2件以上あること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市環境総合研究所環境リスク調査課

担当 江原、鈴木

郵便番号 210-0821

住所 川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

電 話 044-276-8649

F A X 044-288-3156

E-mail 30sokan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月19日(金)まで

午前9時~正午及び午後1時~午後5時(土、日曜日・祝日は除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績(2件分)を確認できる契約書等の写し

ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)から「入札情報」、「入札情報(入札公表・落札結果)」の順にアクセスし、「入札情報」物品の欄の「入札公表」の中にあります。)

ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月31日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和元年7月31日(水)まで

(2) 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和元年7月31日(水)午前9時から令和元年8月5日(月)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はF A Xにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年8月6日(火)までに、参加全者あて、電子メール又はF A Xにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年8月23日(金)10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年8月22日(木)必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)に同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りす。

(2) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Gas chromatograph time-of-flight mass spectrometer (GC/TOFMS) including maintenance

(2) Time-limit for tender:

10:00 AM 23rd, August 2019

(3) Time-limit for tender by mail:

22nd, August 2019

(4) Contact:

Kawasaki Environment Research Institute

3-25-13, Tonomachi, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, 210-0821, JAPAN

Kawasaki Life Science & Environment Research Center 3F

TEL: +81-44-276-8649

FAX: +81-44-288-3156

E-mail:30sokan@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第95号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市環境総合研究所

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

(3) 履行期間

令和2年2月1日から令和9年1月31日までとする。

(4) 調達概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市の平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は、所定の様式により財政局資産管理部契約課に令和元年7月19日までに資格審査申請を行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。

(5) 過去2か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績が2件以上あること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市環境総合研究所環境リスク調査課

担当 江原、伊東

郵便番号 210-0821

住所 川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

電話 044-276-8649

FAX 044-288-3156

E-mail 30sokan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月19日(金)まで

午前9時～正午及び午後1時～午後5時(土、日曜日・祝日は除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績(2件分)を確認できる契約書等の写し

ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」([http://www.](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

[city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))から「入札情報」、「入札情報(入札公表・落札結果)」の順にアクセスし、「入札情報」物品の欄の「入札公表」の中にあります。)

ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月31日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和元年7月31日(水)まで

(2) 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和元年7月31日(水)午前9時から令和元年8月5日(月)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年8月6日(火)までに、参加全者あて、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きで総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年8月23日(金)10時30分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室
川崎市川崎区殿町3-25-13
川崎生命科学・環境研究センター3階

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時
令和元年8月22日(木)必着

(イ) 入札書の提出先
3(1)に同じ

(2) 入札保証金
免除とします

(3) 開札の日時
7(1)ア(ア)に同じ

(4) 開札の場所
7(1)ア(イ)に同じ

(5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札を行った入札者を落札者とします。ただ
し、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行
うことがあります。

(6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金
否

(3) 契約書作成の要否
必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入
札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧
することができます。

9 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨
は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、
委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続き
を一時停止することがあります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額
について減額又は削除があった場合は、この契約を
変更又は解除することができるものとします。ま

た、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失
の補償を川崎市に対して請求することができるもの
とし、補償額は協議して定めるものとします。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be
leased:
Gas chromatograph mass spectrometer(GC/MS)
including maintenance, 2 sets
- (2) Time-limit for tender:
10:30 AM 23rd, August 2019
- (3) Time-limit for tender by mail:
22nd, August 2019
- (4) Contact:
Kawasaki Environment Research Institute
3-25-13, Tonomachi, Kawasaki-ku,
Kawasaki-shi, Kanagawa, 210-0821, JAPAN
Kawasaki Life Science & Environment Research
Center 3F
TEL: +81-44-276-8649
FAX: +81-44-288-3156
E-mail:30sokan@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第96号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお
り公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
ページ・トラップガスクロマトグラフ質量分析装
置の賃貸借及び保守
 - (2) 履行場所
川崎市環境総合研究所
川崎市川崎区殿町3-25-13
川崎生命科学・環境研究センター3階
 - (3) 履行期間
令和2年2月1日から令和9年1月31日までとする。
 - (4) 調達概要
仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満た
していなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市の平成31・32年度製造の請負・物件の供給
等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されてお
り、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者を含む。）は、所定の様式により財政局資産管理部契約課に令和元年7月19日までに資格審査申請を行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。
 - (5) 過去2か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績が2件以上あること。
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
川崎市環境総合研究所環境リスク調査課
担当 江原、鈴木
郵便番号 210-0821
住 所 川崎市川崎区殿町3-25-13
川崎生命科学・環境研究センター3階
電 話 044-276-8649
F A X 044-288-3156
E-mail 30sokan@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和元年7月10日（水）から令和元年7月19日（金）まで
午前9時～正午及び午後1時～午後5時（土、日曜日・祝日は除く。）
 - (3) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 契約実績（2件分）を確認できる契約書等の写し
ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの
 - (4) 提出方法
持参に限ります。
 - (5) 提出書類（競争入札参加申込書）及び入札説明書、仕様書の入手方法
提出書類（競争入札参加申込書）及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）から「入札情報」、「入札情報（入札公表・落札結果）」の順にアクセスし、「入札情報」物品の欄の「入札公表」の中にあります。）
ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
- 4 競争参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令

和元年7月31日（水）までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日
令和元年7月31日（水）まで
 - (2) 場所
3(1)に同じ
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)に同じ
 - (2) 問合せ期間
令和元年7月31日（水）午前9時から令和元年8月5日（月）午後5時まで
 - (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はF A Xにて送付してください。
 - (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、令和元年8月6日（火）までに、参加全者あて、電子メール又はF A Xにて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法等
税抜き総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。
- ア 持参による入札の場合
- (ア) 入札書の提出日時
令和元年8月23日（金）11時30分
 - (イ) 入札書の提出場所
川崎市環境総合研究所研修室
川崎市川崎区殿町3-25-13
川崎生命科学・環境研究センター3階
- イ 郵送による入札の場合
- (ア) 入札書の提出日時
令和元年8月22日（木）必着
 - (イ) 入札書の提出先
3(1)に同じ
- (2) 入札保証金
免除とします

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)に同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Purge & trap gas chromatograph mass spectrometer (PT-GC/MS) including maintenance

(2) Time-limit for tender:

11:30 AM 23rd, August 2019

(3) Time-limit for tender by mail:

22nd, August 2019

(4) Contact:

Kawasaki Environment Research Institute

3-25-13, Tonomachi, Kawasaki-ku,

Kawasaki-shi, Kanagawa, 210-0821, JAPAN

Kawasaki Life Science & Environment Research

Center 3F

TEL: +81-44-276-8649

FAX: +81-44-288-3156

E-mail:30sokan@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第97号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

渡田小学校ほか2校防災備蓄倉庫賃貸借契約

(2) 納入場所

川崎市川崎区田島町14-1ほか2箇所

(3) 納入期間

令和元年12月1日から令和6年11月30日

(4) 調達概要

詳細は入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の締切日において、平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、かつBもしくはAの等級に格付けされていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間以内に官公庁において、賃貸借に関する同程度の規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書、2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 地域連携担当
電話 044-200-2722 (直通)
F A X 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和元年7月10日から令和元年7月18日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日を除きます。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。
 - (1) 通知書交付日
令和元年7月22日まで
 - (2) 場所
3(1)に同じ
 - (3) 入札説明書の交付
入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。
ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。
 - (4) 入札説明会
実施しません。
- 5 仕様に関する問い合わせ
 - (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
 - (2) 質問受付期間
令和元年7月10日から令和元年7月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日を除きます。
 - (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 質問受付方法
電子メール及びF A Xによります。
電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp
F A X 044-200-3972
- (5) 回答方法
令和元年7月25日に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又は、F A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
 - (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。月額賃貸借料(税抜きで1円未満を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積り額を記載してください。また、月額の賃貸借料は一月の最大日数31で割り切れる額で記載ください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(月額の10%(1円未満切捨て)を月数(60か月)で乗じたもの)を加算した金額をもって契約金額とします。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 令和元年8月2日(金)
午前10時00分
イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室
 - (3) 入札書の提出方法
持参とします。
 - (4) 入札保証金
免除とします。
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効
 入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
 必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」－「契約関係規定」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じです。
- (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

川崎市公告(調達)第98号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
 無線局定期検査(基地局ほか)業務委託
- (2) 履行場所
 川崎市川崎区南町20番地7ほか
- (3) 履行期限
 令和2年3月31日
- (4) 調達概要
 本業務は、総務省関東総合通信局長より通知された電波法第73条第1項に基づく無線局の定期検査について、消防通信業務に支障をきたさないように定期検査の受検をするため、登録点検事業者制度を活用して登録点検業務を委託するものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備の定期検査等を行う類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
 一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20番地7
 (川崎市消防局総合庁舎7階)
 川崎市消防局警防部指令課
 電話 044-223-2640

(2) 配布・提出期間

令和元年7月10日から令和元年7月17日までの、午前9時から午後5時(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和元年7月19日
 ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sirei@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和元年7月10日から7月22日までの、午前9時から午後5時(平日の正午~午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和元年7月24日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、見積もった税抜金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年7月26日 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著

しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告(調達)第99号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

令和元年度 路線バス利用実態調査業務委託
(その1)ほか4件

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

まちづくり局総務部庶務課経理係
川崎市川崎区宮本町6番地
(明治安田生命川崎ビル8階)

3 落札者を決定した日

令和元年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 ソニックス
代表取締役 川田 宏行
大阪市港区海岸通一丁目5番29号

5 落札金額

77,500,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成31年4月10日

川崎市公告(調達)第100号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 購入(製造)物品及び数量
- | | |
|-------------------------|----|
| ア 令和2年度 小型ごみ収集車(ハイブリッド) | |
| 第1回 | 4台 |
| イ 令和2年度 小型ごみ収集車(ハイブリッド) | |
| 第2回 | 5台 |
- (2) 購入(製造)物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書により指定する場所
- (4) 納入期限
- | | |
|----------------|----|
| ア 令和2年9月11日(金) | 2台 |
| 令和2年9月16日(水) | 2台 |
| イ 令和2年7月17日(金) | 2台 |
| 令和2年11月13日(金) | 3台 |
- (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年7月26日までに行ってください。
- (4) 平成21年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上と

します。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

- (5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
- 3 仕様書等の閲覧
次により仕様書等を閲覧することができます。
- (1) 窓口での閲覧の場合
- ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 城田
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2093
- イ 閲覧期間 令和元年7月10日～令和元年7月26日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、
午後1時～午後5時
- (2) インターネットでの閲覧の場合
- ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」
- イ 閲覧期間 令和元年7月10日～令和元年7月26日
午前8時～午後8時
- 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先
下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。
提出期間 令和元年7月10日～令和元年7月26日
午前8時～午後8時
ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に申込書等を提出してください。
なお、申込書等の郵送による提出は認めません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
上記3(1)アに同じ。
なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 市原

電話 044-200-2570

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和元年7月10日～

令和元年7月26日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和元年7月10日～

令和元年7月26日(土曜日、

日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和元年8月9日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和元年8月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和元年8月9日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内

訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和元年8月27日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時
令和元年8月27日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所
川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7-4
砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和元年8月23日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しな

かった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ① Small garbage truck (hybrid) | 4units |
| ② Small garbage truck (hybrid) | 5units |

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 27 August 2019

(3) Contact point for the notice : KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL : 044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第101号

入 札 公 告

令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

- かじがや障害者デイ・サービスセンター移転等業務委託
- (2) 履行場所
 (現所在地) 川崎市高津区梶が谷5-8-27
 (仮移転先) 川崎市高津区久末453久末寺谷住宅1号棟1階部分
- (3) 履行期間
 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務概要
 詳細は入札説明書によります。
- 2 一般競争入札参加資格
 この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」種目「その他」で登録されている者。
- (4) 過去3年間で地方公共団体において同種・同規模の以上の契約実績があること。
- 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出
 この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
 〒212-0013
 川崎市幸区堀川町580番地
 ソリッドスクエア西館10階
 川崎市健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課
 電話番号 044-200-0874
 F A X 044-200-3932
 E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp
 なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
 令和元年7月10日(水)から令和元年7月17日(水)までの(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)午前9時から午後5時までとします。(正午から午後1時の間は除きます。)
- (3) 提出書類
 ア 一般競争入札参加申込書
 イ 類似の契約実績を証する書類
- (4) 提出方法
 持参とします。
- 4 入札説明書の縦覧
 入札説明書は、3(1)の場所において令和元年7月10日(水)から令和元年7月17日(水)まで縦覧に供します(土・日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付
 一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- ア 交付場所
 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
- イ 交付日時
 令和元年7月19日(金)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)
 ただし、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年7月19日(金)までに入札参加資格確認通知書及び入札説明書を電子メールにより送付します。
- (2) 入札説明書の交付
 競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。
- ア 交付場所
 3(1)に同じ
- イ 交付日時
 5(1)イに同じ
- 6 仕様に関する問い合わせ先等
- (1) 問い合わせ先
 3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
 令和元年7月19日(金)午前9時から令和元年7月23日(火)午後4時まで
- (3) 質問書の様式
 入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
- (4) 質問受付方法
 電子メール又はF A Xに限ります。
 電子メール 40syokei@city.kawasaki.jp
 F A X 044-200-3932
- (5) 回答方法
 令和元年7月29日(月)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入

札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法 持参
- (2) 入札・開札の日時及び場所
 - ア 入札日時
令和元年8月5日(月) 午前11時
 - イ 入札場所
幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階 10E会議室
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金は次のとおりとします。
契約金額の10%とします。
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することを要します。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第102号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
総務事務センターにおける通勤認定事務RPA導入支援業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町2-31
JAセレサ川崎ビル4階 総務事務センター内
- (3) 履行期間
契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 委託概要
本件は、Robotic Process Automation/ロボティック・プロセス・オートメーションのソフトウェアツールを活用し、通勤認定事務の一部作業を自動化し、令和2年度からの本格導入に向け実用レベルのRPA構築のための支援を委託するものです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登載されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去3年の間に、官公庁その他300名以上の構成員からなる組織との間に、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回以上締結し、これらを誠実に履行した具体的な実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町2-31
JAセレサ川崎ビル4階
川崎市総務企画局総務事務センター 齊藤担当
電 話 044-200-2136(直通)
FAX 044-200-3754
電子メール 17soumuji@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和元年7月10日(水)から7月22日(月)までとします(9時00分から正午まで及び13時00分から17時00分まで(土日を除く。))。
- (3) 提出方法
持参又は郵送(いずれの場合も、令和元年7月22日(月)17時00分までに、必要書類全てが川崎市総務企画局総務事務センターに確実に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年7月23日(火)13時00分から17時00分まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 入札説明書等の交付

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、配布をします。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和元年7月23日(火)9時00分から7月30日(火)17時00分までとします。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください(9時00分から正午まで及び13時00分から17時00分まで(土日を除く。))。ただし、入札参加資格のない者からの質問は、受け付けません。

(4) 説明会の開催

5(2)の期間内で希望する業者向けに、説明会(RPA化する作業の実演等)を開催しますので、希望する場合は、3(1)の問合せ先まで御連絡ください。

(5) 回答

令和元年7月31日(水)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールで送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額から消費税額及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年8月6日(火)16時

イ 場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎5階会議室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否
必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告(調達)第103号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和元年度川崎市総合防災訓練
会場設営運営等業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区河原町1 河原町グラウンド他

(3) 完了期限

令和元年9月30日(月)限り

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種が「その他業務」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で、川崎市総合防災訓練もしくは、川崎市総合防災訓練と同規模で、都道府県又は政令指定都市が主催する訓練に係る契約実績があること。

3 競争入札参加確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)に示す契約実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室二宮

電 話 044-200-2820(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月12日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明書及び仕様書の配布並びに入札説明会

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て令和元年7月17日(水)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

ア 日時

令和元年7月17日(水)午後3時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年7月18日(木)から令和元年7月19日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

令和元年7月23日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和元年7月26日(金)午前9時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第104号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 2019年度(雇用対策分)川崎市立学校校務用コンピュータ機器賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市立小学校及び特別支援学校

(3) 履行期間 令和元年10月1日から令和6年9月30日

(4) 概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されていること。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入

することができること。

- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月18日(木)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日を除く)

(3) 提出方法

持参に限りです。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月26日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年8月1日(木)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月24日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和元年7月24日(水)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを令和元年8月5日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和元年8月7日(水)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立

ち合わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 支払については、毎月払いとします。
- (5) 本契約は、契約時に本市の定める予算科目毎に契約金額を按分した額を設定し、支払の請求手続きに当たり、その科目毎に請求書類を作成していただきます。

川崎市公告(調達)第105号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 校務支援システムにおけるクラウドサービス利用に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市総合教育センターの指定する場所
- (3) 履行期間 令和元年10月1日から令和7年3月31日

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「システム・ソフト開発」に登載されていること。

なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年7月17日(水)までに行ってください。

- (4) 本市又は他の官公庁において、過去5年以内にクラウド型サービスを提供した契約実績(元請けに限る。)を有すること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月24日(水)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日を除く)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和元年7月10日(水)から令和元年8月5日(月)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年8月9日(金)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月31日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和元年7月31日(水)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額について、入札参加者は、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額(税抜金額)を入札書に記載してください。入札金額については、落札した場合の落札価格とし、課税事業者についてはこれに消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を契約金額とします。

ア 入札書の提出日時

令和元年8月19日(月)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第3研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和元年8月16日(金)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 7(1)アに同じ

(4) 開札の場所 7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

8 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはなりません。

受注者は、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発

注者へ提出し、その承諾を受けなければなりません。
受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

11 Summary

- (1) Nature of the required services:
Build a private cloud service for the school-affairs supporting system
- (2) Time-limit for tender:
9:30 A.M 19 August 2019
- (3) Time-limit for tender by mail:
16 August 2019
- (4) Contact point for the notice
KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan
TEL:044-844-3712

川崎市公告（調達）第106号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 2019年度川崎市立学校校務用コンピュータ機器賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校ほか
- (3) 履行期間 令和元年12月1日から令和6年11月30日
- (4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者（入札参加業種に登録のない者を含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年7月17日（水）までに行ってください。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和元年7月10日（水）から令和元年7月24日（水）まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時（土曜日、日曜日を除く）

(3) 提出方法

持参に限りです。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類（契約書の写し等）を併せて持参してください。（「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）

4 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和元年7月10日（水）から令和元年8月5日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年8月9日（金）までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32

年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月31日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和元年7月31日(水)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを令和元年8月15日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和元年8月19日(月)午前11時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第3研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和元年8月16日(金)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

(5) 本契約は、契約時に本市の定める予算科目毎に契約金額を按分した額を設定し、支払の請求手続きに当たり、その科目毎に請求書類を作成していただきます。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease computers installed in Elementary schools, Junior high schools, High schools and Special support schools in Kawasaki City.

- (2) Time-limit for tender:
11:30 A.M 19 August 2019
- (3) Time-limit for tender by mail:
16 August 2019
- (4) Contact point for the notice
KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan
TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第107号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 川崎市立学校情報資産管理システム機器賃貸借契約
 - (2) 履行場所 川崎市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他教育機関
 - (3) 履行期間 令和元年11月1日から令和6年10月31日
 - (4) 概 要 仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に記載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
なお、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に記載のない者(入札参加業種に記載のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年7月17日(水)までに行ってください。
 - (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。
 - (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
 - (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の

求めに応じて速やかに提供できること。

- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

 - (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
 - (2) 配布及び提出期間
令和元年7月10日(水)から令和元年7月24日(水)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 - (3) 提出方法
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 4 仕様・入札に関する問合せ先
 - (1) 問合せ場所
上記3(1)と同じ。
 - (2) 問合せ期間
令和元年7月10日(水)から令和元年8月5日(月)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 - (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
 - (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、令和元年8月9日(金)までに、参加全者あてに、
FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。
- 5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月31日(水)までに送付します。
なお、申請者がメールアドレスを登録されていない

場合は、令和元年7月31日(水)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを令和元年8月15日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和元年8月19日(月)午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第3研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和元年8月16日(金)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施しま

す。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease servers such as software asset management in computer network of Kawasaki City School

(2) Time-limit for tender:

10:30 A.M 19 August 2019

(3) Time-limit for tender by mail:

16 August 2019

(4) Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE
 KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
 6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
 Kanagawa 213-0001, Japan
 TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第108号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

令和元年度川崎市教育情報ネットワーク機器賃貸借契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター
 川崎市高津区溝口6-9-3

3 契約の相手方を決定した日

令和元年6月19日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J E C C
 専務取締役 依田 茂
 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
 新国際ビル7階

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)

159,606,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月10日

川崎市公告(調達)第109号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

下水道光装置用SFPモジュールに関連する賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4
 川崎市役所第3庁舎 他

(3) 履行期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

(5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課
 担当 佐藤、坂本

電話 044-200-2057

FAX 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月16日(火)までとします。(土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和元年7月19日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和元年7月10日(水)から令和元年7月16日(火)まで縦

覧に供します。(土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和元年7月19日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

川崎市役所 第3庁舎9階

6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和元年7月19日(金)から令和元年7月23日(火)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。(土曜日・日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については令和元年7月26日(金)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

7 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月31日(水)14時

イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第110号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 麻生こども文化センター・老人いこいの家ほか1か所

外壁その他改修設計業務委託

(2) 履行場所 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号ほか1か所

(3) 履行期間 令和2年2月28日限り

(4) 委託概要 外壁改修(屋上防水含む)の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市内に本社を有すること。

(4) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。

(5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)

技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付する

こと。)を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月17日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当

電話：044-200-2957

(2) 受付期間

令和元年7月25日(木)から令和元年7月26日

(金)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和元年8月1日(木)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月21日(水)午後2時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5-4

第3庁舎15階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし

ます。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第111号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎消防署大島出張所外壁その他改修設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区大島上町20番3号
- (3) 履行期間 令和2年2月28日限り
- (4) 委託概要 外壁改修(屋上防水含む)の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得

後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話:044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月17日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地
(明治安田生命川崎ビル9階)
まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当
電話：044-200-2957

(2) 受付期間

令和元年7月25日(木)から令和元年7月26日(金)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和元年8月1日(木)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時
令和元年8月21日(水)午後3時30分

イ 場所
川崎市川崎区東田町5-4
第3庁舎15階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同

様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第112号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析装置
賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市環境総合研究所
川崎市川崎区殿町3-25-13
川崎生命科学・環境研究センター3階

(3) 履行期間

令和2年2月1日から令和9年1月31日までとする。

(4) 調達概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市の平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。
- (5) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績が2件以上あること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市環境総合研究所環境リスク調査課
担当 山根、鈴木

郵便番号 210-0821

住 所 川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

電 話 044-276-8649

F A X 044-288-3156

E-mail 30sokan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月19日(金)まで

午前9時～正午及び午後1時～午後5時(土、日曜日・祝日は除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)から「入札情報」、「入札情報(入札公表・落札結果)」の順にアクセスし、「入札情報」物品の欄の「入札公表」の中にあります。

ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年7月31日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和元年7月31日(水)まで

(2) 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和元年7月31日(水)午前9時から令和元年8月5日(月)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はF A Xにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年8月6日(火)までに、参加全者あて、電子メール又はF A Xにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜き総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年8月23日(金)11時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

- 7(1)ア(ア)に同じ
- (4) 開札の場所
 - 7(1)ア(イ)に同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金

免除とします
- (2) 前払金

否
- (3) 契約書作成の要否

必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができます。

川崎市公告(調達)第113号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名

川崎市公文書館文書保管・搬送等業務委託
- (2) 履行場所

川崎市中原区宮内4丁目1番1号
川崎市公文書館、川崎市川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎及び受注者保管庫
- (3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

但し、公文書館及び第4庁舎から受注者保管庫への公文書の搬送業務については、契約締結後、発注者と受注者、両者協議のうえ決定するものとする。
※次年度以降については、競争入札を執行の上、決定する可能性がある。

(4) 委託概要

川崎市公文書館が保管する公文書の一部を保管・管理委託するもの。詳細については仕様書による(単価契約)。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において「平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿」の業種「倉庫・運送業務」の種目「運送業務」及び「倉庫業務」に登録されていること。
- (4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契約実績があること。
- (5) 倉庫業法第3条による登録を受けた事業者であること。
- (6) 貨物自動車運送事業法第3条による一般貨物運送事業の許可を受けた事業者であること。
- (7) 情報セキュリティ保護のため、情報セキュリティマネジメントシステム認証ISO/IEC 27001の認証を受けた事業所で実施すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

次により一般競争入札参加資格確認申請書を配布します。この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒211-0051 川崎市中原区宮内4丁目1番1号
川崎市公文書館 沼田、土師 担当
電話番号 044-733-3933
FAX 044-733-2400
e-mail 17koubun@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月17日(水)までとします(月曜日・祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(4)(5)(6)(7)を証する書類

(4) 提出方法

持参(令和元年7月17日(水)午後5時まで)

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加確認通知書は自動的に電子メールで交付されます。

(1) 場所

3(1)と同じ

(2) 日時

令和元年7月19日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) その他

一般競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和元年7月10日(水)から令和元年7月17日(水)まで縦覧に供します(月曜日・祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月20日(土)までとします(午前8時30分から午後5時まで)。

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。

(4) 質問に対する回答

令和元年7月25日(木)までに、全社宛て電子メールにて回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に封印し、持参してください。

(2) 入札金額

入札金額は各単価の合計額となります。

なお、契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とします。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年7月31日(水) 午後2時

イ 場所 川崎市公文書館 会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

 税 公 告

川崎市税公告第27号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭

和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和元年6月14日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和元年7月1日 (5月随時分)	計11件
平成31年度 (平成29年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和元年7月1日 (5月随時分)	計1件
平成31年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和元年7月1日 (5月随時分)	計1件
平成21年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	5月随時分以降	令和元年7月1日 (5月随時分)	計1件
平成31年度	軽自動車税	全期分	令和元年7月1日 (全期分)	計203件

(別紙省略)

川崎市税公告第28号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月14日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第29号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月14日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第30号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第

226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第31号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第32号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性、契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。
第19号様式第4条を次のように改める。

(再委託の禁止等)

第4条 受注者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

- 2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託先の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性、契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年6月20日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程の規定は、この規程の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第5号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

令和元年6月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1679号
氏名又は名称 株式会社由貴工業
住 所 川崎市川崎区小田1丁目4番17号
代表者氏名 小林 均
指 定 年 月 日 令和元年6月21日
- 2 指 定 番 号 第1680号
氏名又は名称 旭化成ライフライン株式会社
住 所 東京都板橋区板橋1丁目48番17号

代表者氏名 須永 伸吾
指 定 年 月 日 令和元年6月21日

- 3 指 定 番 号 第1681号
氏名又は名称 有限会社ライフサポート
住 所 横浜市都筑区川向町788番地1
代表者氏名 長谷川 伸一
指 定 年 月 日 令和元年6月21日

川崎市上下水道局告示第6号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和元年6月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第354号
氏名又は名称 株式会社共同サービス
住 所 (新) 東京都世田谷区駒沢3丁目4番10号
(旧) 東京都世田谷区駒沢3丁目1番15号
代表者氏名 石川 教子
変 更 年 月 日 令和元年5月1日
- 2 指 定 番 号 第851号
氏名又は名称 南設備工業株式会社
住 所 横浜市南区庚台72番地1
代表者氏名 (新) 浜中 征子
(旧) 浜中 守紀
変 更 年 月 日 令和元年5月1日
- 3 指 定 番 号 第866号
氏名又は名称 株式会社ピーアイコーポレーション
住 所 (新) 横浜市青葉区市ケ尾町1162番地4
(旧) 横浜市緑区中山町4丁目1番5号
代表者氏名 折田 浩一
変 更 年 月 日 令和元年5月1日
- 4 指 定 番 号 第1411号
氏名又は名称 ノーリツリビングテクノ株式会社
住 所 東京都杉並区高円寺北2丁目20番8号
代表者氏名 (新) 千代 秀
(旧) 常深 忠雄
変 更 年 月 日 平成31年1月1日

川崎市上下水道局告示第7号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

令和元年6月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
指 定 番 号 第1493号
氏名又は名称 株式会社ワイズリフォーム

住 所 横浜市港北区綱島東5丁目3番1号
代表者氏名 佐々木 祐介
廃止年月日 令和元年5月31日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第13号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	南加瀬5丁目200mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：幸区南加瀬4-18-6先 至：幸区南加瀬5-4-1先 ほか1件
	履行期限	契約の日から235日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>	
入札日時等	令和元年7月16日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	苜宿350mm-75mm配水管布設替及び工水4号導水管350mm撤去工事
	履行場所	自：中原区苜宿29-7先 至：中原区大倉町10先 ほか2件
	履行期限	契約の日から205日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年7月16日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	第1導水ずい道山中監視孔移設工事
	履行場所	町田市上小山田町1064番地3
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年7月16日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	古市場下水幹線その3-1工事
	履 行 場 所	川崎市幸区古市場1丁目、東古市場地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 144-200-2099
入札日時等	令和元年7月16日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	古市場下水幹線その3-2工事
	履行場所	川崎市幸区古市場、古市場1丁目地内
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 144-200-2099	
入札日時等	令和元年7月16日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	渡田地区下水枝線第102号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田3丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から215日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 144-200-2099	
入札日時等	令和元年7月10日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	登戸300mm-75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：多摩区登戸2462先 至：多摩区登戸2552先 ほか4件
	履 行 期 限	契約の日から210日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参加資格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和元年7月16日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第14号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	加瀬水処理センター南系における段階的高度処理に関する研究委託
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、全体計画処理水量が1日当たり100,000m³以上を有する下水処理場における水処理施設の基本計画、基本設計又は実施設計業務の元請としての履行完了実績を有すること。ただし、実施設計業務の実績については新設のみとする。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ア及びイは兼務できません。</p> <p>ア 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道-下水道）、上下水道部門技術士（下水道）のいずれかを有する者</p> <p>イ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道-下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者</p> <p>ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年7月9日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度入江崎水処理センターほか場内造園整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に登載されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年7月9日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	等々力水処理センター実施設計委託その42
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期限	契約の日から令和元年12月20日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。 (4) 平成16年4月1日以降において、下水処理場(全体計画水量・晴天時日最大:100,000m ³ /日以上)における沈砂池設備の新設、増設または更新に伴う実施設計業務の元請履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウの兼務はできません。 ア 総合技術監理部門技術士の資格を有する者	

参加資格	イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年7月9日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第15号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	イオンクロマトグラフ分析装置（臭素酸・シアン分析システム）一式
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1 上下水道局水管理センター水道水質課3F
	履行期限	令和2年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「計測機器・光理化学機器」、種目「分析機器」に登載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階）電話 044-200-2091	
入札日時等	令和元年8月7日 午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	自動車賃貸借5台一式（小型貨物車）
	履行場所	局指定場所
	履行期限	令和元年12月1日から令和8年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091
入札日時等	令和元年8月7日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	普通特種自動車(給水車2t)1台一式
	履行場所	局指定場所
	履行期限	令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」種目「大型・特殊自動車」に登載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	令和元年8月5日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	普通特種自動車(給水車4t)1台一式
	履行場所	局指定場所
	履行期限	令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」種目「大型・特殊自動車」に登載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	令和元年8月5日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第16号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度 配水管布設工事工期算定基準設定業務委託
	履行場所	川崎市川崎区宮本町1番地(川崎市役所第2庁舎)
	履行期限	契約の日から令和2年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。 (4) 平成15年4月1日以降において、水道事業体における水道施設の設計業務の元請としての履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年7月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第17号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	土橋3丁目300mm-50mm配水管布設替工事
	履行場所	自：宮前区土橋3-8-3先 至：宮前区鷺沼3-2-9先 ほか4件
	履行期限	契約の日から210日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年7月22日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	等々力ポンプ場ほか耐震補強その1工事
	履行場所	川崎市中原区等々力20-1 ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年7月22日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第5号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ480台賃貸借一式
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書によります。
- (4) 納入期間
仕様書によります。
- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」のうち種目「事務用機器」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種・種目に登載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和元年7月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2091

- (2) 期間 令和元年7月10日(公告日)～令和元年7月24日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
担当 向井
電話 044-200-2091

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する次の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

ア カタログ(調達予定機種がわかるように目印等を入れること)

イ 機器仕様一覧

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、4(3)の場所に事前連絡の上、8月21日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部情報管理課 担当 田中
電話 044-200-3184

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和元年7月10日(公告日)～令和元年7月24日
午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 持参による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、窓口での対応となります。3(1)が質問書の配布、持参の場所となります。

持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R/RW)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください(どちらか一方の場合には、質問は受付いたしません。)

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

提出期間

令和元年7月10日(公告日)～令和元年7月24日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) 回答

ア 回答日時

令和元年8月9日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取

得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和元年8月9日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和元年8月9日の正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和元年8月26日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和元年8月26日
午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和元年8月22日必着
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年8月26日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行

った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of

the products to be leased:

One set of rental contract:

Notebook type personal computer

480 devices

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30A.M. 26 August 2019

b Direct delivery

10:30A.M. 26 August 2019

c By mail

22 August 2019

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki-City, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2091

(4) Language:

japanese is the only language

used in all the contract procedures

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第8号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

消防用設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

交通局指定場所（仕様書のとおり。）

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月16日まで

(4) 業務概要

消防法第17条の3の3「消防用設備等についての点検及び報告」及び消防法施行規則第31条の6「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」に基づき、川崎市交通局各営業所に設置されている消防用設備点検業務（詳細は仕様書による。）

2 入札参加者の資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」、地域区分「市内」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 消防用設備等の種別に対応した消防設備士免状を保有するものを業務に従事させること。また、当該消防設備士との雇用関係があること。

(5) 平成25年4月1日以降に、消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)の免状の写し及び雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）

ウ 2(5)の実績を証明する書類（契約書、仕様書の写し等）

※ アの様式は市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 担当 原田

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和元年6月21日から令和元年6月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により所定の書類を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

※ 入札説明書は市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和元年7月8日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 森山

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年7月18日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただ

し、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第9号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

料金改定に伴うバス停留所標識案内表示作成等業務委託

(2) 履行場所

局指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和元年11月29日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

 - (1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228
 - (2) 提出期間

令和元年6月24日から令和元年7月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 - (3) 提出方法

持参
- 4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和元年7月8日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 石渡
電話 044-200-3224
- 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

 - (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
 - (1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年7月12日 午前11時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 - (3) 入札書の提出方法

- 持参
- (4) 入札保証金

免除
- (5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

 - (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
 - (2) 契約書作成の要否

必要
- 10 その他
 - (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
 - (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第10号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年6月28日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見洋之

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

産業廃棄物(汚泥)処分業務委託
 - (2) 履行場所

局指定場所
 - (3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで
 - (4) 業務概要

産業廃棄物(汚泥)処分業務
※ 詳細は、仕様書による。
- 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」、地域区分「市内・準市内」で登録されていること。
 - (3) 産業廃棄物処分業(汚泥)の許可を川崎市から受けていること。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 仕様書による内容を遵守し、当該委託案件を確実に履行することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
- この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(3)の実績を証明する書類(川崎市からの許可証)を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市ホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228
 - (2) 提出期間
令和元年6月28日から令和元年7月5日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 - (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の交付
- 市ホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
- ※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和元年7月12日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
 - 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部管理課 管理担当 木村
電話 044-200-3235
 - 7 一般競争参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
 - (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

- 8 入札の手続等
 - (1) 入札方法
単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和元年7月22日 午後2時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 - (3) 入札書の提出方法
持参
 - (4) 入札保証金
免除
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
 - (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
次により、契約を締結します。
 - (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。
 - (2) 契約書作成
必要
- 10 その他
 - (1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
 - (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第1号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年 7月10日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 調達 の 名称

- (1) 軽油A (7月～9月分) 予定数量 322キロリットル
- (2) 軽油B (7月～9月分) 予定数量 430キロリットル
- (3) 軽油C (7月～9月分) 予定数量 254キロリットル
- (4) 軽油D (7月～9月分) 予定数量 548キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 (川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

令和元年 6月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 軽油A
中日本商事株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル
- (2) 軽油B
シナネン株式会社
代表取締役 三枝木 俊美
東京都港区三田3丁目5番27号住友不動産三田ツインビル西館6階
- (3) 軽油C
中日本商事株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル
- (4) 軽油D
中日本商事株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル

5 落札金額

- (1) 軽油A 92,180円 (1キロリットル当たり)
- (2) 軽油B 91,880円 (1キロリットル当たり)
- (3) 軽油C 92,180円 (1キロリットル当たり)
- (4) 軽油D 92,180円 (1キロリットル当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成31年 4月25日

川崎市交通局公告(調達)第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 7月10日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
大型ノンステップバス
(ディーゼル・10.5mクラス) 22両
- (2) 購入物品の特質等
製作仕様書・製作要領図によります。
- (3) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
- (4) 納入期限
令和2年3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録していない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年8月2日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期(最低15年)にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。
- (7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ アフターサービス・メンテナンス申告書
ウ 検査の実施に関する誓約書
エ 納入予定物品申請書(納入予定物品に関する提出書類を含む。)

※ 上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
令和元年7月10日から令和元年8月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
- (4) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の入手方法
入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和元年8月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
川崎市交通局自動車部運輸課車両係 桜庭
電話 044-200-3241
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (1) 入札方法
ア 持参による入札の場合
(ア) 日 時 令和元年9月3日 午前10時40分
(イ) 場 所 川崎市交通局会議室
川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
イ 郵送による入札の場合
(ア) 期 限 令和元年8月30日 必着
(イ) 宛 先 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

- (2) 入札保証金
免除
- (3) 開札の日時及び場所
8(1)アに同じ。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 再度の入札の実施
落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。
- 10 契約の手続等
次により契約を締結します。
- (1) 契約保証金
ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- 11 入札に関する苦情
入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し立てることができます。
- 12 その他
(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
(2) 詳細は、入札説明書によります。
(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

large Non-step bus(Diesel 10.5m class) 2019 Model or 2020 Model Quantity 22

(2) Time limit for tender:

10:40 A.M. 3 September, 2019

(3) Time limit for tender by mail:

30 August, 2019

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

川崎市交通局公告(調達)第3号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

大型ハイブリッド・ノンステップバス

(ディーゼル電気式・10.5mクラス) 2両

(2) 購入物品の特質等

製作仕様書・製作要領図によります。

(3) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(4) 納入期限

令和2年3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種を登録していない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年8月2日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

(5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期(最低15年)にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。

(6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。

(7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ アフターサービス・メンテナンス申告書

ウ 検査の実施に関する誓約書

エ 納入予定物品申請書(納入予定物品に関する提出書類を含む。)

※ 上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和元年7月10日から令和元年8月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和元年8月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 桜庭

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 令和元年9月3日 午前11時20分

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期限 令和元年8月30日 必着

(イ) 宛先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

General bus - large Non-step bus (electric hybrid 10.5m class) 2019 Model or 2020 Model
Quantity 2

(2) Time limit for tender:

11:20 A.M. 3 September, 2019

(3) Time limit for tender by mail:

30 August, 2019

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第7号

公募型プロポーザル実施に関する公告の訂正
令和元年6月10日川崎市病院局公告第5号を次のとおり訂正します。

令和元年6月20日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

誤

2 提案書提出者の資格

(1) 単体企業の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 川崎市病院局競争入札の参加資格に関する規程に定める資格を全て満たすこと。

ウ 参加意向申出書の提出期限から優先交渉権者の特定する期日までの間のいずれの日においても、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

正

2 提案書提出者の資格

(1) 単体企業の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

ウ 参加意向申出書の提出期限から優先交渉権者の特定する期日までの間のいずれの日においても、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

川崎市病院局公告第8号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午

後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、

その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これ

を無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	検体検査用ラベルの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「コンピュータ」 種目 「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月4日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月18日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	患者認識用リストバンド及びリストバンド用ループホックの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「コンピュータ」 種目 「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月4日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月18日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する腹腔・胸腔鏡用内視鏡システムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月2日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する誘発電位筋電図検査装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月2日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する泌尿器科検診台の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月2日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する電子内視鏡システムの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月2日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	川崎市立病院で使用する医療用ガスの調達 (基本単価契約)
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	令和元年8月1日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「薬品」 種目 「ガス」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月2日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第9号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、

縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻り、回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院滅菌洗浄等業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	令和元年8月1日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」 種目 「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月4日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月18日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室 (川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院ケアセンター火災報知その他設備改修設計業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年12月13日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「設備設計」 種目 「-」
	地域区分	設定しません。
	競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月4日まで受付けます。
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月18日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院RO装置及び手洗装置保守点検業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療関連業務」 種目 「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和元年6月25日から令和元年7月2日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第7号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年7月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 調達の名称

川崎市立川崎病院で使用する電気の調達

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和元年6月5日

4 契約の相手方の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー 株式会社

代表取締役 秋本 展秀

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

5 契約金額

151,245,890円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和元年5月10日

消 防 局 告 示

川崎市消防局告示第1号

必要な知識及び技能を有する者の指定について(平成4年川崎市消防局告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

川崎市消防長 原 悟 志

「第21条第1項第13号」を「第21条第1項第14号」に改める。

第2項第5号中「公益社団法人全日本ネオン協会」を「公益社団法人日本サイン協会」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第3号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和元年6月26日

川崎市消防長 原 悟 志

指定催しの名称	第46回高津区民祭
開催場所	川崎市高津区 大山街道周辺 (二子橋から栄橋交差点)
開催期間	令和元年7月28日(日) 13時30分から19時30分まで

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第2号

局 内 一 般

消防署

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月26日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する

訓令

川崎市火災予防査察規程(平成17年消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3種防火対象物の部、イの項中「第3種ア防火対象物及び消防法施行令」を「第3種ア防火対象物、消防法施行令」に改め、「別表第1(20)項に掲げる防火対象物」の次に「及び消防法施行規則第6条第5項に定める小規模特定飲食店等」を加える。

第21号様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第21号様式の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

監 査 告 示

川崎市監査告示第1号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2
項の規定により、包括外部監査人小林篤史の監査に關する
事務を次の者に補助させることについて協議が調った
ので、次のとおり告示します。

令和元年6月28日

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 嶋 崎 嘉 夫
同 沼 沢 和 明

氏名	住所	補助させる期間
島 久美子	神奈川県横浜市港北区 仲手原1-18-30-516	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで
田淵 泰	東京都世田谷区上野毛 4-7-5	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで
村上 翔太	東京都江東区常盤 2-13-14	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで

監 査 公 表

1 川監公第1号

令和元年6月28日

定期（工事）監査の結果の報告に基づく措
置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の
規定により、平成30年10月10日付け30川監公第8号で公
表した定期（工事）監査の結果の報告に基づき、川崎市
長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとお
り公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 嶋 崎 嘉 夫
同 沼 沢 和 明

平成30年度第1回定期(工事) 監査の結果に対する措置状況

1 バリアフリー関係基準を十分に確認すべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、鷲沼公園ほか1公園における公園施設の一部を川崎市都市公園条例に定めるバリアフリー関係基準(以下「関係基準」という。)に適合するよう再整備を行う工事である。

このうち、鷲沼公園における出入口と広場間に設置されている既存園路は、道路と広場との高低差が大きいことなどにより縦断勾配等が関係基準を満たしておらず、関係基準に適合させるためには大規模な改修が必要となることなどから、既存園路に隣接した箇所に関係基準を満たす新たな傾斜路を設けることとした。

この傾斜路の整備状況において、幅員や勾配等はそれぞれ関係基準に適合していたが、手すりについては傾斜路の両側に設置する擁壁と柵により手すりの機能を確保できずとして設置していなかった。

同条例第2条の6によると、傾斜路には地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合を除き両側に手すりを設けることとされており、本工事では手すりが設置できない特別の理由もなく、また擁壁と柵による手すりの機能をもって条例の定める手すりを設けたことには該当しないことから、当該傾斜路の両側に手すりを設置すべきであった。

公園整備において傾斜路を設置する場合には、関係基準を十分に確認し、高齢者、障害者等に配慮した工事を行われない。また、関係基準を満たしていない現在の状況については、速やかに改善されたい。

[措置内容]

指摘事項については、公園整備において傾斜路を設置するに当たり関係基準を十分に確認するよう、保全整備連絡調整会議にて関係職員に周知徹底しました。

3 1 川総行革第51号

平成31年4月26日

- 川崎市監査委員 寺岡 章二 様
- 同 植村 京子 様
- 同 花輪 孝一 様
- 同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成30年10月10日付け30川監公第8号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

また、本工事に設置しなければならなかった手すりについては、平成31年2月に設置しました。

今後は、関係基準を十分に確認し、高齢者、障害者等に配慮した工事を行うよう努めます。

(工事番号36) (宮前区役所道路公園センター整備課)

2 工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、直径約4.5メートル、深さ約6メートルの耐震性貯水槽を岡上川井田公園の地表面に設置する工事である。

労働安全衛生規則第578条では、坑等の内部その他の場所で、排気ガスによる健康障害を防止するために換気をする場合を除き、自然換気が不十分なところにおいては内燃機関を有する機械を使用してはならないとされている。

本工事では、貯水槽を地表面に設置するために、内燃機関を有する重機を使用し坑の内部で地盤を掘削する作業を行っていたが、送風機の使用など十分な換気を行うための措置を講じていなかった。

また、同規則第518条では、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならず、また、作業床を設けることが困難なときは防網を張り安全帯を使用するなどの方法により、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならぬとされている。

本工事の高所作業では、一部を除き作業床を設置しておらず、その際に必要であった安全帯の使用などの墜落防止対策を行っていなかった。

これらの状況について、監督員は関係法令の理解が不十分であったため、請負者に適切な指導をしていなかった。

川崎市請負工事監督規程によれば、監督員は工事についての関係法令等を熟知するように努め、請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場等の状況を把握しなければならぬことから、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、関係法令の内容を再確認するとともに、工事現場の安全確保に向けた対策を確実に行うように請負者に対し適切に指導するよう、係内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、工事現場の安全に関する指導を適切に行うよう努めます。

(工事番号48) (麻生区役所道路公園センター整備課)

3 撤去樹木の処理における施工監理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、新百合ヶ丘駅南口のタクシー乗り場とその周辺部の改修を行う工事である。

改修に当たり、道路位置の変更に伴い植栽帯を移設することから、既存樹木を撤去して新たに植栽することとしていた。

この撤去した既存樹木(以下「撤去樹木」という。)の処理において、工事着手前の処理計画の提出や「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に規定する指定事業者への搬入などが特記仕様書に定められているが、実際の施工では撤去樹木が指定事業者以外へ搬入されているなど特記仕様書に定めたとおりに実施していなかった。

本工事の撤去樹木は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物に該当し、かつ、市が定める取扱要領により再資源化することとされている建設発生木材であることから、それらの関係法令に基づく特記仕様書の内容が適正に実施されて

いるか十分な確認を行うべきであった。

撤去樹木の処理の施工監理に当たっては、関係法令等に基づき適正に処理されたいことを確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、撤去樹木の処理の施工監理に当たり、関係法令に基づく特記仕様書の内容が適正に実施されているか十分な確認を行うよう、係内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、撤去樹木の処理における施工監理を適正に行うよう努めます。

(工事番号50) (麻生区役所道路公園センター整備課)

4 委託成果の確認を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

本委託は、ガス橋の長寿命化を図るため、床版及び橋脚の補修内容の設計を行うとともに、市民からの要望に基づき歩道部の改修について検討を行う業務委託である。

このうち歩道部については、防護柵の安全性を向上させるため、関係基準に基づき歩道と車道の境界部に車両用防護柵及び地覆(じふく)を設置する設計とした。

設計に当たっては、ガス橋にはコンクリート床版と鋼床版の区間があることから、地覆と床版の接合方法の検討はそれぞれの床版に対し行う必要があったが、受注者はコンクリート床版について行ったのみで、鋼床版については行っていないかった。

この結果、委託成果は検討が必要な事項の一部が不足したものとなっていたが、監督員は履行確認の際にこのことを把握していなかった。

委託成果の確認に当たっては、委託内容を十分に把握し確認を行われない。

[措置内容]

指摘事項については、委託成果の履行確認の際には委託内容を十分に把握し確認を行うよう、係内説明会にて関係職員に周知徹底しました。

なお、本委託にて検討が不足していた地覆と鋼床版の接合方法については、改めて検討を行うとともに、その成果を確認しました。

今後は、委託成果の確認を十分に行うよう努めます。
(工事番号56) (中原区役所道路公園センター整備課)

5 その他改善を要するもの

ア 施工範囲を正確に把握すべきもの

[指摘の要旨]

歩道橋補修工事の設計に当たり、占用物件を施工範囲に含めて必要な足場の費用を計上していた事例

[措置内容]

指摘事項については、歩道橋補修工事の設計に当たり、関連部署への調査や施設台帳、過年度の工事実績資料の精査など十分な調査を行うよう、係内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、施工範囲の把握を正確に行うよう努めます。

(工事番号1) (川崎区役所道路公園センター整備課)

イ 橋面舗装工事の施工管理を適切に監督すべきもの

[指摘の要旨]

橋面の舗装工等の厚さの測定に当たり、基準高の設定が適切でなかったことを把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、橋面の舗装工等の厚さの測定に当たり、測定方法の詳細について十分把握し基準高の設定について適切な指導を行うよう、係内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、橋面舗装工事の施工管理を適切に監督するよう努めます。

(工事番号29) (宮前区役所道路公園センター整備課)

ウ 積算基準を正確に把握し積算を行うべきもの

[指摘の要旨]

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、積算基準の内容把握が正確でなかったため、一部の単価設定が適切に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、積算基準の内容を正確に把握し、見積りの価格を適切に比較した積算を行うよう、保全整備連絡調整会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、積算基準を正確に把握し積算を行うよう努めます。

(工事番号36) (宮前区役所道路公園センター整備課)

エ 経済性の検討や積算基準の確認を十分に行い積算すべきもの

[指摘の要旨]

建設発生土の積替えに伴う借地料について、経済性の検討や積算基準の確認を十分に行わず積算していた事例

[措置内容]

指摘事項については、建設発生土の運搬に関する借地日数の算定に当たり、工事現場の状況を考慮した経済性の検討を十分に行うとともに、積算基準の内容を十分に確認するよう、係内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、経済性の検討や積算基準の確認を十分に行い積算するよう努めます。

(工事番号50) (麻生区役所道路公園センター整備課)

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第2号

第24回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和元年6月7日

川崎市農業委員会

会長 長瀬 和徳

1 日 時

令和元年6月10日(月) 午後2時00分～

2 場 所

セレス川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第3会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地の買受適格証明について
- (2) 議案第2号 特定都市農地貸付けの承認について
- (3) 議案第3号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- (4) 議案第4号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- (5) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (6) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (7) 報告第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (8) 報告第4号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (9) 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (10) その他

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第2号

川崎市職員共済組合法第36条の規定に基づき、平成30年度決算を次のとおり公告します。

令和元年6月24日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

- 1 平成30年度決算(別紙のとおり)
- 2 議決年月日 令和元年6月10日

平成30年度 決算書

川崎市職員共済組合

短 期 経 理
貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
<u>流動資産</u>		4,270,906,027	<u>流動負債</u>		5,023,869
普通預金	3,033,568,697		前受収益	5,023,869	
金銭信託	1,200,000,000		<u>固定負債</u>		535,811,908
未収収益	10,300		支払準備金	535,811,908	
未収金	809,030		<u>剰余金</u>		3,730,070,250
支払基金委託金	36,518,000		利益剰余金	3,730,070,250	
			欠損金補てん 積立金	330,091,646	
			短期積立金	3,377,157,516	
			介護積立金	22,821,088	
資 産 合 計		4,270,906,027	負債・資本合計		4,270,906,027

短 期 経 理
損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

損		失		金 額	利		益		金 額
	円	円	円		円	円	円	円	
経常費用			7,700,484,977	経常収益			7,268,920,939		
事業費用		7,700,484,977		事業収益		6,778,169,164			
保健給付	3,091,691,099			短期負担金	2,977,438,138				
休業給付	417,394,925			介護負担金	392,145,382				
災害給付	0			短期掛金	2,973,074,952				
附加給付	28,786,327			介護掛金	392,150,708				
退職者給付拠出金	14,386,876			短期任意継続掛金	37,522,239				
前期高齢者納付金	1,016,483,354			介護任意継続掛金	5,837,745				
後期高齢者支援金	1,849,956,300			補助金等収入		486,561,999			
病床転換支援金	7,642			高額医療交付金	104,271,000				
介護納付金	787,232,305			災害給付交付金	0				
一部負担金払戻金	41,053,500			育児・介護休業手当金交付金	364,054,400				
短期任意継続掛金還付金	760,370			調整負担金	18,236,599				
介護任意継続掛金還付金	107,492			事業外収益		4,189,776			
連合会払込金	117,909,545			短期利息及び短期配当金	1,503,985				
連合会拠出金	334,715,242			賠償金	2,685,791				
繰入金			20,064,303	前年度繰越支払準備金			548,060,465		
業務経理へ繰入		20,064,303		前年度繰越支払準備金		548,060,465			
次年度繰越支払準備金			535,811,908	特別利益			3,113,002		
次年度繰越支払準備金		535,811,908		前期損益修正益		3,113,002			
当期利益金			2,794,038	当期損失金			439,060,820		
当期介護利益金		2,794,038		当期短期損失金		439,060,820			
合 計			8,259,155,226	合 計			8,259,155,226		

厚生年金保険経理
貸借対照表

平成31年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		1,228,929,465	流動負債		1,228,929,465
当座預金	1,351,711		未払金	1,227,567,754	
普通預金	1,226,187,852		預り金	1,361,711	
未収金	1,389,902				
資産合計		1,228,929,465	負債・資本合計		1,228,929,465

厚生年金保険経理
損益計算書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		20,919,403,344	経常収益		20,919,403,344
事業費用	20,919,403,344		事業収益	20,919,403,344	
負担金払込金	12,930,692,996		負担金	12,930,692,996	
組合員保険料払込金	7,988,710,348		組合員保険料	7,988,710,348	
合 計		20,919,403,344	合 計		20,919,403,344

退 職 等 年 金 経 理
貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
<u>流動資産</u>			<u>流動負債</u>		
		82,698,382			82,698,382
普通預金		82,625,638	未払金		82,698,382
未収金		72,744			
資 産 合 計		82,698,382	負債・資本合計		82,698,382

退 職 等 年 金 経 理
損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
<u>経常費用</u>			<u>経常収益</u>		
		1,319,729,829			1,319,729,829
事業費用		1,319,729,829	事業収益		1,319,729,829
負担金払込金	659,845,123		負担金	659,845,123	
掛金払込金	659,884,706		掛金	659,884,706	
合 計		1,319,729,829	合 計		1,319,729,829

経過の長期経理
貸借対照表

平成31年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		円 579,715	流動負債		円 579,715
普通預金		579,715	未払金		579,715
資 産 合 計		579,715	負債・資本合計		579,715

経過の長期経理
損益計算書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		円 169,531,702	経常収益		円 169,531,702
事業費用		169,531,702	事業収益		169,531,702
負担金払込金	169,531,702		負担金	169,531,702	
合 計		169,531,702	合 計		169,531,702

経過の長期預託金管理経理

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産			2,118,727	固定負債	202,118,727
普通預金		2,118,724		連合会預託金	202,118,727
未収収益		3			
固定資産			200,000,000		
長期貸付金		200,000,000			
資 産 合 計		202,118,727	負債・資本合計		202,118,727

経過の長期預託金管理経理

損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用			4,679,632	経常収益	4,679,632
事業費用		4,679,632		運用収益	4,679,632
支払利息	4,679,632			利息及び配当金	4,679,632
合 計		4,679,632	合 計		4,679,632

業 務 経 理
貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

借		方		金 額	貸		方		金 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
<u>流動資産</u>				123,201,096	<u>流動負債</u>				13,767,849
普通預金		123,106,180			未払金		11,051,802		
立替金		15,974			未払費用		2,240,498		
未収金		78,942			預り金		475,549		
<u>固定資産</u>				485,766					
(有形固定資産)			324,866		<u>剰余金</u>				109,919,013
器具及び備品	324,866				資本剰余金		1,107,108		
(無形固定資産)			160,900		別途積立金	1,107,108			
電話加入権	160,900				利益剰余金		108,811,905		
					積立金	108,811,905			
資 産 合 計				123,686,862	負 債 ・ 資 本 合 計				123,686,862

業 務 経 理
損 益 計 算 書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

損		失		金 額	利		益		金 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
<u>経常費用</u>				139,827,067	<u>経常収益</u>				117,222,818
事業費用		139,827,067			事業収益		94,709,338		
役員報酬	26,000				負担金	94,702,500			
職員給与	26,747,808				雑収入	6,838			
旅費	510,545				連合会交付金		22,513,480		
事務費	14,732,509				連合会交付金	22,513,480			
委託費	22,272,650				<u>繰入金</u>				20,064,303
貸借料	3,354,283				短期経理より繰入		20,064,303		
普及費	1,933,844				<u>特別利益</u>				231,049
負担金	3,113,348				前期損益修正益		231,049		
連合会分担金	25,001,460				<u>当期損失金</u>				2,308,897
事務費負担金払込金	42,028,404				当期損失金		2,308,897		
雑費	25,000								
減価償却費	81,216								
合 計				139,827,067	合 計				139,827,067

保 健 経 理
貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
<u>流動資産</u>			<u>流動負債</u>		
		269,295,223			15,372,645
普通預金		243,164,651	未払金		15,306,326
未収金		26,130,572	未払費用		66,319
<u>固定資産</u>		450,000,000	<u>剰余金</u>		703,922,578
(無形固定資産)		450,000,000	資本剰余金		450,000,000
施設預託金	450,000,000		別途積立金	450,000,000	
			利益剰余金		253,922,578
			積立金	253,922,578	
資 産 合 計		719,295,223	負債・資本合計		719,295,223

保 健 経 理
損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
<u>経常費用</u>			<u>経常収益</u>		
		318,360,704			299,704,935
事業費用		318,360,704	事業収益		299,704,935
職員給与	2,522,471		負担金	138,464,354	
厚生費	220,513,050		掛金	135,134,002	
特定健康診査等費	70,878,182		施設収入	26,106,579	
事務費	375,840		<u>当期損失金</u>		18,655,769
委託費	16,608,619		当期損失金		18,655,769
貸借料	1,729,512				
普及費	1,691,507				
負担金	354,950				
連合会分担金	3,686,573				
合 計		318,360,704	合 計		318,360,704

貯 金 経 理
貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

借		方		金 額	貸		方		金 額
		円	円	円			円	円	円
<u>流動資産</u>				626,870,817	<u>流動負債</u>				9,677,980,906
普通預金			613,240,933		組合員貯金		9,652,097,235		
未収収益			13,629,884		積立貯金	9,652,097,235			
					未払費用		25,883,671		
<u>固定資産</u>				9,691,297,000	<u>剰余金</u>				640,186,911
金銭信託			600,000,000		利益剰余金		640,186,911		
投資有価証券			9,091,297,000		欠損金補てん積立金	482,604,862			
国債	300,000,000				積立金	157,582,049			
地方債	3,696,682,000								
社債	2,197,807,000								
諸債券	2,896,808,000								
資 産 合 計				10,318,167,817	負債・資本合計				10,318,167,817

貯 金 経 理
損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

損		失		金 額	利		益		金 額
		円	円	円			円	円	円
<u>経常費用</u>				56,081,723	<u>経常収益</u>				74,942,424
事業費用			56,081,723		運用収入		74,942,424		
職員給与	106,656				利息及び配当金	74,858,424			
事務費	106,380				償還差益	84,000			
委託費	2,916,000								
普及費	500,337								
支払利息	52,452,350								
<u>当期利益金</u>				18,860,701					
当期利益金			18,860,701						
合 計				74,942,424	合 計				74,942,424

貸 付 経 理
貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

借 方		金 額		貸 方		金 額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			212,263,232	流動負債			2,115,625
普通預金		197,584,289		未払金		1,674,518	
未収金		14,678,943		未払費用		34,962	
預り金				預り金		406,145	
固定資産			2,405,807,958	固定負債			200,000,000
(有形固定資産)		534,427		長期借入金		200,000,000	
器具及び備品	534,427			剰余金			2,415,955,565
投資その他の資産		2,405,273,531		利益剰余金		2,415,955,565	
組合員貸付金	2,405,273,531			欠損金補てん 積立金	120,263,677		
				積立金	2,295,691,888		
資産合計			2,618,071,190	負債・資本合計			2,618,071,190

貸 付 経 理
損 益 計 算 書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

損 失		金 額		利 益		金 額	
	円	円	円		円	円	円
経常費用			16,638,948	経常収益			33,395,604
事業費用		16,638,948		事業収益		33,395,604	
職員給与	2,064,000			組合員貸付金利息	33,114,604		
旅費	29,200			連合会交付金	281,000		
事務費	496,567						
委託費	400,680						
賃借料	204,372						
普及費	2,343,199						
負担金	347,653						
支払利息	4,679,450						
連合会払込金	5,895,035						
雑費	25,000						
減価償却費	153,792						
特別損失			360,100				
前期損益修正損		360,100					
当期利益金			16,396,556				
当期利益金		16,396,556					
合計			33,395,604	合計			33,395,604

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第15号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護 保険料	第11期	令和元年7月2日 (第11期分)	計1件
平成 31年度	介護 保険料	過年4月	令和元年7月2日 (過年4月分)	計1件
平成 31年度	介護 保険料	第1期	令和元年7月2日 (第1期分)	計2件
平成 31年度	介護 保険料	第2期	令和元年7月2日 (第2期分)	計32件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第16号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	10期	令和元年7月2日 (10期)	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第17号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業

所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	4期	令和元年7月2日 (第4期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	5期	令和元年7月2日 (第5期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	6期	令和元年7月2日 (第6期)	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	7期	令和元年7月2日 (第7期)	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	8期	令和元年7月2日 (第8期)	計5件
平成 30年度	国民健康 保険料	9期	令和元年7月2日 (第9期)	計11件
平成 30年度	国民健康 保険料	10期	令和元年7月2日 (第10期)	計12件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第18号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第8期	令和元年7月2日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第9期	令和元年7月2日	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第10期	令和元年7月2日	計11件
平成 31年度	国民健康 保険料	過随4月	令和元年7月2日	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第19号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	過随10月	令和元年7月2日(平成28年度分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	過随10月	令和元年7月2日(平成29年度分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期	令和元年7月2日(第1期分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第2期	令和元年7月2日(第2期分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和元年7月2日(第3期分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第4期	令和元年7月2日(第4期分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第5期	令和元年7月2日(第5期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第20号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月21日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第12期	令和元年7月2日(第12期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	過随5月分	令和元年7月2日(平成28年度)	計1件
平成30年度	介護保険料	過随5月分	令和元年7月2日(平成29年度)	計1件
平成30年度	介護保険料	第1期	令和元年7月2日(第1期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第2期	令和元年7月2日(第2期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第3期	令和元年7月2日(第3期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第4期	令和元年7月2日(第4期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第5期	令和元年7月2日(第5期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第6期	令和元年7月2日(第6期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第7期	令和元年7月2日(第7期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第8期	令和元年7月2日(第8期分)	計1件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第8号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	令和元年7月2日 (第4期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	令和元年7月2日 (第5期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	令和元年7月2日 (第6期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	令和元年7月2日 (第7期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第8期	令和元年7月2日 (第8期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第9期	令和元年7月2日 (第9期分)	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第10期	令和元年7月2日 (第10期分)	計4件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第8号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	令和元年7月2日	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年7月2日	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	令和元年7月2日	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	令和元年7月2日	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	令和元年7月2日	計6件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	令和元年7月2日	計7件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	令和元年7月2日	計7件

平成 30年度	国民健康 保険料	第8期	令和元年7月2日	計7件
平成 30年度	国民健康 保険料	第9期	令和元年7月2日	計10件
平成 30年度	国民健康 保険料	第10期	令和元年7月2日	計13件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第9号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和元年6月26日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第10号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和元年6月26日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第11号

次の国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月26日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

国民健康保険の滞納処分に係る書類 4件

- 1 差押調書（謄本）【文書番号31川中陰第15-23号】
- 2 差押調書（謄本）【文書番号31川中陰第15-24号】
- 3 差押調書（謄本）【文書番号31川中陰第15-105号】
- 4 差押調書（謄本）【文書番号31川中陰第15-143号】

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第9号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第1期分	令和元年7月2日(第1期分)	計4件
平成31年度	介護保険料	第2期分	令和元年7月2日(第2期分)	計17件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第10号

次の国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月25日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
				計1件

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第6号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第7期	令和元年7月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第8期	令和元年7月2日	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	令和元年7月2日	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年7月2日	計4件

(別紙省略)

宮前区公告第7号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年6月25日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第8号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年6月25日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ

た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
（別紙省略）

川崎市宮前区公告第9号

公売公告兼見積額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積額を公告します。

令和元年6月26日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

（別紙省略）

多摩区公告

川崎市多摩区公告第13号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第1期	令和元年7月1日	5件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第14号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年7月2日（第10期分）	計1件

麻生区公告

川崎市麻生区公告第11号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第6期	令和元年7月2日（第6期分）	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	令和元年7月2日（第9期分）	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年7月2日（第10期分）	計10件
平成31年度	国民健康保険料	過随4月	令和元年7月2日（過随4月）	計3件

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第12号

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第13号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明

のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第14号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年6月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護 保険料	第12期	令和元年7月2日 (第12期分)	計3件
平成 31年度	介護 保険料	第1期	令和元年7月2日 (第1期分)	計12件

(別紙省略)

